

原発問題 議会質問（尾村県議分）

2012(H24)年2月議会～2018(H30)年2月議会

1. 2012年(平成24年)2月定例会一般質問[2012年2月29日]

「原発・避難計画について」

○尾村利成議員 質問の第2は、原発、避難計画についてであります。

日本共産党島根県議団は、先月福島原発の視察を行いました。原発事故から約1年が経過したものの、いまだに15万人以上の方が避難生活を続けており、除染や賠償も一向に進んでいません。

野田首相は、昨年12月16日、原発事故の収束を宣言しました。私は、現地に伺って、この収束宣言に強い憤りを感じたところであります。事故収束とは、危険の大本である溶融した燃料を原子炉から取り出し、その処理についても技術的に決着がついた時点で言えることではありませんか。野田首相が、収束宣言した背景に、原発事故と東京電力、国の責任を小さく見せようとし、原発の再稼働や原発輸出などをねらっているということを指摘せざるを得ません。

福島県当局や我が党県議団との意見交換では、オフサイトセンターが機能せず、ヨウ素剤の服用ができなかったこと、防災計画が役に立たなかったことなど、事故の問題点と教訓を聴取いたしました。初動態勢や事故対応のおくれの最大の原因は、行政や電力会社が安全神話にどっぷりつかっていたということでありました。

原発から半径20キロの警戒区域の境界では、警察官が警備に当たっていました。警戒区域外の周辺地域でも、休業、閉店している店舗が多く、放射能汚染が住民を追い出しているわけであります。

政府は、放射性物質の拡散予測をするSPEEDIの計算結果を3月14日には米軍に提供していました。しかし、一方、県民に公開したのは3月23日でありました。公表がおくれたため、避難がおくれたり、放射性物質が拡散する方面に避難した人もありました。政府の情報隠しによって、県民は浴びる必要のない放射線量を浴びてしまったのであります。国民よりアメリカの命と利益を優先する政府の対応は許せません。

福島では、子どもたちが外で遊ぶ姿をほとんど見かけませんでした。除染がおくれ、子どもたちには屋外活動の時間制限が設定されているのであります。子どもたちは、思いっきり運動することも、そして遊ぶこともできず、ストレスを抱えております。子どもたちの体力、そして免疫力の低下が心配されます。

日本共産党福島県議団は、18歳までの医療費の無料化を提案し、福島県知事も野田首相にこのことを直接要望しました。しかし、政府は医療保険制度の根幹を揺るがすと言って、この願いを拒否しました。民主党は、莫大な政党助成金を受け取っています。みずからの懐は温めても、福島の子どもの手を差し伸べない、冷たい政治に心の底から怒りが込み上げるものであります。

原発から60キロ離れた福島市の仮設住宅を訪問いたしました。仮設住宅の浪江町のおばあちゃんは、私たちの幸せを奪った原発が憎い。子どもたちは放射能汚染から逃れるため、福島を離れました。どうか原発はなくしてください。このように語られました。原発から60キロ離れた福島市からも、放射能被害を恐れ、県外へ自主避難する人もあります。半径30キロ圏外が安全であるという保証は全くありません。

福島県の復興計画では、福島県内全原発の廃炉を求めています。国が拒否した18歳以下の医療費無料化については、福島県単独で実施する計画であります。国が事実を国民に知らせず、除染や賠償をおくらせ、原発の再稼働を画策するなど、福島県民を欺き続ける中で、福島では県民が一丸となって、オール福島で復興に全力を挙げています。

以上、このたびの福島県の調査を踏まえ、島根県の防災計画をより充実させる観点から、3点知事に質問いたします。

第1は、実効ある避難、防災計画の策定です。

福島県の現状や原発事故の教訓をオール島根で学ぶべきであります。健康福祉部や農林水産部、土木部、教育委員会など、各部局が現場から学ぶべきであります。机上の計画ではなく、それぞれが専門の立場でプロジェクトチームをつくり、現地調査を行い、現在計画中の計画をさらに充実させるべきであります。

第2に、原子力発電は、莫大なコストがかかるということであり、原子力の費用として、発電に直接要する費用や使用済み燃料再処理費用、廃炉、放射性廃棄物処分費用などのバックエンド費用は料金原価に算入されております。開発費用や立地費用などは、税金を主財源に投入され、国民負担となっており、本来、これら費用も発電原価に加えるべきであります。そして、今回の事故に見られる収束費用や賠償費用は、数兆円規模に膨らむと思われ、このように考えれば、原子力発電コストは、自然エネルギーより割高で、不確実であるではありませんか。知事の所見を伺います。

また、県としては、島根原発があるがゆえに、その安全対策に多額の予算が必要であります。県として、原発の安全、防災対策、原発事故に備えた避難計画策定に対して、幾らの予算が必要と試算しているのですか、伺います。

第3は、原発ゼロの島根こそ、福島事故の最大の教訓であり、県民の願いです。原発は巨大な死の灰を抱え、それを閉じ込めておく保障がなく、冷却水がなくなればコントロール不能に陥り、放射性廃棄物の処理方法がないなど、原発技術は未完成で、危険なものであります。一たび重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されれば、それを抑える手段は存在しません。被害はどこまでも広がり、将来にわたって危害を及ぼし、地域社会の存続さえ危うくするものです。未完成な原発技術は、社会的に許容できません。島根原発は再稼働しないとの立場を表明すべきであります。知事の所見を伺います。

○知事(溝口善兵衛) 次に、原発事故に関連しまして、福島の実験、教訓を学ぶためにも、現場に行きよく見て研究すべきではないかという御質問でございますが、まず総務部の危機管理、防災関係の部署におきましては、昨年の8月に松江市と一緒に福島に現地調査に行っております。環境生活部も、放射能汚染とありますから行っております。健康福祉部も、今行くべく検討中であります。

そのほかの部署におきましても、いろんな問題に影響しますから、やはり現場をよく見て、議員御指摘のように、オール島根で対策を打つ必要がありますから、またそういう意味で、他の部署も検討はしておりますけれども、行ってよく当局の意見を聞いたり、現場を見てもらいたいというふうに思っているところであります。そういうことによりまして、適切な対策、計画をつくっていきたいというふう考えております。

次に、原子力発電のコストは、自然エネルギーよりも割高で不確実であると考えて、所見を伺うと、このようにございます。

原発のコストにつきましては、従来は事故というようなものは想定しておりませんので、そういう万が一事故が起こったときの追加的なコストを入れませんと、非常に石炭火力あるいはLNG、石油火力などよりも低いと、一番低いということでありましたが、昨年の12月21日に、国のエネルギー・環境会議が、原子力を始めとした各電源のコストを試算をしております。その試算は、一定の前提に基づいておりますが、原子力につきましては、環境対策費などの社会的費用、事故リスク対応費用あるいは立地に関する交付金などの政策経費を加えまして、1キロワットアワー当たり8.9円と。

これには、一定の事故の費用も入っておりますが、この事故費用も、その時点である程度わかるものということで、さらに追加的な費用があるわけですが、例えば高濃度汚染対策費用でありますとか、除染により廃棄物が出てくるわけですが、それをどういうふうに処理をするのか、あるいは生命とか身体とかにいろんな損害も起こるわけでありまして、そういうような経費は、その時点では数字として推計できませんので、カウントしてませんが、そういう意味で非常に低く出てるわけですが、その数字は石炭火力、LNG並みというような状況であります。

石油火力と比べますと非常に安い。石油の火力は石油価格に依存をしますが、その時点では石炭あるいは原子力等が9円程度に対して36円とか、非常に高い。そして、風力等につきましては、場所とかによりますが、原子力並みからさらにその倍ぐらい、いろんなレンジに分散をしているということでありまして、小水力ですとその時点では20円前後、太陽光ですとメガソーラーで大体30円から45円ということで、通常の石炭火力などと比べれば4倍ぐらいになっているということでありまして、木質の専焼は2倍から3倍ぐらいということでありまして。

そういうことではございますが、量が一体幾ら確保できるかという問題もあるわけでありまして、自然エネルギーは、現時点ではかなりコストは高いんですけども、将来それをみんなが使うようになりまして、コストが下がる可能性があるわけでありまして、そういう面で見れば可能性はかなりあるんだろうというふうに思いますが、ただそういう量を確保しないと、それはやはり国全体のエネルギー需給の中で

考えていかなければならない。すぐに自然エネルギーに、コストが高くてもやっていこうとしても、量が確保できないといった問題がございますので、総合的にやはり考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、それに関連をしまして、原発の場合は避難対策などに経費もかかるわけですが、県も万が一の場合の対応とか対策なども始めておるわけでありまして。長期的な推計はまだわかりませんが、24年度の県の当初予算では、原子力の防災安全対策で12億円を計上しております。

どんなことをやろうかということではありますが、1つは、万が一放射性物質が外に拡散をした場合には、どういうふうに拡散をしておるのか、モニタリングをしなければいけませんけれども、そういうモニタリングポストをふやすということをやっております、それから、万が一の場合は、通信回線を確保しなければいけません、衛星による回線というのは、空中を飛ぶわけですから、電線がなくても連絡がつけるといことで、そういう衛星携帯電話でありますとか、さらに避難活動をするときの防護マスクでありますとか、空気ボンベでありますとか、防護服でありますとか、いろんな器材を備える、そんなようなこと。あるいは保育園、幼稚園等における、すぐに帰れない場合がありますから、水とか食料を1日分用意をするといったようなことをやっていますが、ほとんど全部、国の交付金を充てておるわけでありまして。

年末の予算編成の前に、私も国に対しまして、そういう対応を再稼働の問題とは別に、原発が存在すれば核燃料はそこにあるわけでありまして、何が起こっても対応できるように、国として原発所在地にそういう整備を進めるべきだということを知事会など、強く言いついて、国の4次の補正予算あるいは来年度予算で、いろんな措置が盛り込まれているということではありますが、まだまだ十分ではないだろうということ、これからはさらに国に対して要請をしていきたい。こうした経費は、国全体のエネルギーを確保するための経費でありますから、それは立地県が負担するのはおかしいわけでありまして、国全体の財源で手当てをしなければならぬというふうに考えておるわけでありまして。

それから、原発の技術は未完成で危険である、社会的に許容できない、見解はどうかと、こういうことでもございます。

やはり、福島原発の事故を見ますと、ああしたことが起こり得るわけでありまして、万が一の対策というのをとらなければいけません。ただ、国のほうも、その問題につきましては、いろいろ電力会社に安全対策を指示しております。

シビアアクシデントが起こった場合に、福島第一原発の場合は予備電源がなくなったということで、原子炉を冷やすことができなくて、溶融が起こって、放射性物質が拡散をした。第二原発も、報道等によりまして、最近報道されてますけれども、同じような大変厳しい状況にあったけれども、予備電力があったから、シビアアクシデントが起こりかけたけれども、それが防止ができたということもあるわけでありまして。いずれにしても、安全対策をきちっとやっていくということが大事であります。

それから、完全に事故がゼロになるということは、それは無理だろうと思います。他方で、国全体から見ますと、一定のエネルギーを確保しないと経済活動ができないわけで、できないといいますが、大きな影響を受けますから、それが確保できる、あるいは効率的に確保できるということは必要なわけでありまして。

日本も、国際的にいろんな国と競争してるわけでもございますから、そういう意味で、国全体としてのエネルギーの確保をどうするのか、あるいは化石燃料で代替した場合に、コストが高くなるでしょうけれども、そういう問題をどう考えるのか。あるいは、CO₂の排出などをどう考えるのか、いろんな問題を検討した上で、原発の問題も考えていかなければいけません。もちろん、地元の意見も聞かなければいけません。そういう意味で、総合的にこの問題は考えていく必要はあろうというふうに思っているところであります。

そういう意味で、再稼働についての御質問もございましたけれども、そうしたもろもろの点につきまして、専門家の御意見でありますとか、議会の御意見でありますとか、あるいは周辺自治体の御意見でありますとか、いろんな意見をやはりよく聞きまして、その上で総合的に判断をしていく必要があろうというふうに考えておるところであります。

2. 2012年(平成24年)6月定例会一問一答質問[2012年6月27日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 次の質問に移ります。原発の問題です。

野田内閣の原発再稼働決定に対して、国民の怒りが高まっております。福島原発事故の原因究明はまだです。地震や津波に対する安全対策や避難対策の見直しもまだです。原発の推進機関、そして規制機関の分離もまだです。こういう中で大飯原発の再稼働というのは、絶対にやってはならないことを私は野田政権は言ったと言わざるを得ません。抗議すべきではありませんか。島根に原発を抱える知事として、国に物を言うべきじゃないですか。どうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) この問題につきましては本会議でも質問がありまして、お答えをしておりますが、やはり関西電力管内においては原発による発電に依存する割合が非常に高いといったことがあり、今夏の電力需給等を見まして厳しい状況にあるといったことから、大飯原発について、安全性の確認をしたり、あるいは県民の皆さんに説明をしたり、そして政府の考えを野田総理御自身が説明をしたり、そして福井県だけでなく、周辺の京都府あるいは滋賀県、あるいは大阪市、府、兵庫、関西の市長の方々等の意見もお聞きになって、そういう中でいろんなやりとりがあって、この稼働が必要だという見解に立たれて決定がなされたわけでありまして。

そういう意味で、いろんな今後のことを考えますと、安全対策などにつきましては原子力規制委員会ができたわけでありまして。そこで、きっちり新たな観点からそういう見直しも行われるでしょう。そしてまた、国自身も将来のエネルギーの供給をどういうふうにするのか、中長期的にどうするかという議論も進むでしょう。そういう中で、島根原発をどうするかという問題は考えていくべき問題だろうと思います。話が前後しますけれども、大飯原発につきましては、そういったプロセスを経て決定をされてるわけであるというふうに私は理解をしております。

○尾村利成議員 圧倒的多数の皆さんは原発再稼働反対なんです、反対だと思います。知事、電力不足のことを言われたんで、電力不足とその原発の再稼働というのは、これは次元が全く異なるものであります。政府は、電力不足についても具体的な根拠は何ら示しておりません。それから、原子力規制委員会のことを言われました。原子力規制委員会というのは、環境省のもとに置かれることになってます。しかし、環境省は、原発の立地にこれまでただの一度も異を唱えたことがありません。そして、地球温暖化対策として原発推進を掲げてきた省であります。これでは推進機関からの分離、独立の担保はないではありませんか。安全抜きで再稼働の強行というのは、私はまさしく福島県民を裏切り、世界を裏切るものだと言わざるを得ません。野田さんは国民の生活を守ると言うことを言ったんですけども、国民の生活を守るところか、国民の命と安全を危険にさらす無責任きわまるものということを、私はこの議場で糾弾したいと思っております。

島根原発ですけども、全く再稼働の条件は私は今ないと思っております。知事、どうですか。

○知事(溝口善兵衛) 先ほど申し上げましたが、再稼働の問題につきましては、新たに設置をされる原子力規制委員会におきまして、専門家の委員の方々も検討されるわけでありまして。安全基準として何が必要か、あるいは福島原発の事故によってどういう問題が生じたのか、そういうことを踏まえてでしょうが、これから検討されるわけでありまして。そして、再稼働に必要な条件は何であるかということも、そこで検討されるわけでありまして。そしてまた政府は、中長期的には原発の比重を下げていくということを繰り返し言っておられますが、具体的にどういうテンポでされるのかということも、多分夏ごろでしょうか、議論がなされ、政府の方針も決まるわけでありまして。

そういう中で政府の方針が決まってきたときに、私どもはそういうことで十分なのかどうかなど、県として専門家の意見をお聞きしたり、あるいは県民の方々、あるいは議会の御意見、あるいは立地の松江市の御意見、あるいは鳥取県も含め周辺自治体の意見なども聞いて、その上でやはり総合的に考える必要があるというふうに思います。これは、何と申しますか、いろんな要素がありますから、それは足し算できるわけじゃないわけでありまして、やはりいろんな意見をよく聞いて、総合的に考えていく方針でございます。

○尾村利成議員 知事は今、専門家のことを言われましたですね。すなわち県の専門家の意見も聞くという話でした。専門家のことを言われたんで、じゃあ専門家のことを言いましょ。島根県の原子力安全顧問の中には、14名顧問の先生がおられますね。14名の原子力安全顧問の先生がおられます。私は調べてみました。原発関連企業、それから団体から寄附を受けている顧問の方が、原発マネーが渡っている顧問が複数おられます。原発推進勢力から寄附を受け、原発業界との深い関係を持っていては、顧問としての適格性が問われるではありませんか。原発問題での中立性を担保するためにも、その寄附の実態を精査して必要な改善措置をまず講じないと、私は専門家の意見を聞いたからという、そういうことは成り立たないと思います。私は、きちっとここは調査してもらいたい。必要な措置をとってもらいたい。どうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) やはり原発は専門的な知識が必要なわけでありまして。これはやはり専門家に聞くっていうのは、一つの要素ですね。それだけで決めると言ってるわけじゃないわけです。国もいろんな意見を聞かれるわけでありまして。そういう観点から事故調査委員会なんかもできて、いろんな検討もされてますね。そしてまた、やはり一般市民の方々あるいは議会の御意見なども、やはり総合的に考えて決めていく必要があるというふうに思います。これが1つです。

それから2番目に、専門家の意見ですけれども、専門家はやはり原子力のことを知ってるわけですから、原子力の関連の研究をするっていうのは、通常当たり前のことであります。そういう寄附などにつきましても、そういう寄附が受けられるような仕組みがたしかできてるんだらうと思います。ただ、そこで、その寄附をもらうから影響があるんじゃないかと、それはそういう御指摘も当然あると思います。ただ、やはりそういう方々は、それぞれの分野において自分の科学的な知識に基づき、良心に基づいておやりになるわけですので、原発を推進するとか反対するとか、やはりそうした方々も事故がないようにいかにしたらいいかというのを、ずっと努力をしておられると私は思います。そういう先生方にも、専門家、顧問の会議でありますとかいろんなところで会ってお話も聞いておりますけれども、それはそれぞれ実績を持った、経験の深い方々であるわけでありまして。

ただ、そういう適格性を、専門委員として適格性を損なうようなことがあるのかどうかっていう、それは関心はあるわけでありまして、そういう意味におきましては、極端な利害関係があるといったようなことはやはり問題があり得るわけですので、県としては、原子力安全・保安院等がそういう専門家を指定するときに、自己申告という形でそういうデータをもったりして、その上で委員の指名などもしておりますから、県もそういう仕組みを導入するためにはどうしたらいいのかとか、あるいはほかにもいい道があるのか、今検討しているところでございます。そういうことです。

○尾村利成議員 その専門家の意見を聞くのは大変いいことなんですね。私は今この問題を指摘したのは、具体的に言いましょ。ある一人の先生は、過去5年間で、関西電力のグループ会社である原子力エンジニアリング、それから原子炉メーカーの三菱重工、それから原子力関連企業や団体でつくる日本原子力産業協会、そして日本原子力発電、これらから総額で824万円の寄附を受け取ってるわけですよ。原発マネーを受け取ってれば、私は原発問題での審査、議論の中立性に影響を与える、こう考えざるを得ないわけです。ですから、その点で私はしっかりとやるべきことを県としてやっていただきたい、このことをお願いしておきたいと思います。

最後、活断層であります。

海底3断層が連動した場合、一部の揺れの周期で、従来の基準地震動600ガルを上回ることが判明いたしました。私は徹底した調査が必要であり、基準地震動の見直しが求められていると考えますが、どうですか。

○知事(溝口善兵衛) この活断層の問題につきましては、国の専門家会議が東日本大震災を受け、見直しの作業をずっとやってきております。ことしの1月27日に、活断層の離隔距離が5キロメートルを超える活断層の連動可能性について検討をなささいという指示を電力会社に出しております。そうしたことを受けまして、2月の末でありますけれども、島根原発に関しましては、宍道断層と他の断層の連続性、海底活断層の連動性について、中国電力から専門家会議に報告がなされ、審議が行われております。そして、3月7日の会議では、島根原発につきましては敷地前面の海域の3つの活断層については連動をするものとして、再

度評価をやり直すようにという見解をまとめられております。

それを踏まえまして、中国電力では再評価をしまして、一部において従前の想定を上回る揺れが想定されたことから、それを前提にした耐震安全性の評価を行うということを6月中旬に決定をしております。この耐震安全性評価の結果がいずれ出ると思うんですけども、その評価結果を国には厳格に確認をしていただきたいというふうに私どもは思っております。

そしてまた、県としましては、そうした中国電力の評価結果でありますとか国の確認結果につきまして、県は県として、また専門家の方々に意見を聞くというプロセスをとっていきたいというふうに考えているところであります。

○尾村利成議員 時間が来ましたんで、一言申し上げて終わりたいと思います。

島根原発周辺の活断層は、これまで何度となく過小評価されてきた、こういう経緯があります。徹底した調査が必要だと思います。私は、県政の主人公は県民だと思います。原発ゼロの島根を圧倒的多数の県民が願っている、このことを主張して質問を終わります。

3. 2012年(平成24年)9月定例会一般質問[2012年9月25日]

「国の原子力政策と中国電力の経営姿勢について、島根原発の安全対策について」

○尾村利成議員 日本共産党の尾村利成でございます。

質問の第1は、国の原子力政策と中国電力の経営姿勢についてです。

福島原発事故から1年半がたちました。今も事故は収束せず、被害がなお拡大しております。事故によってふるさとを離れ、避難生活を送る人はいまだに十数万人に上っております。政府と電力会社は、この夏の電力不足をあおって原発の再稼働を画策しました。猛暑続きであったにもかかわらず、全ての電力会社で供給力が需要のピークを上回り、電力不足は起きませんでした。国民からは、大飯原発の再稼働は必要ではなかった、政府や電力会社は国民をだましたとの怒りの声が上がっております。

福島原発事故後、原発再稼働に反対し、原発のない社会を求めて、日本中で草の根の運動が広がり続けています。首相官邸前では、ことしの3月から毎週金曜日に、原発ゼロを求め再稼働に抗議する行動が行われています。県内においても、7月から島根県庁前庭で毎週金曜日の夕方に、原発ゼロを求める集会在開催されています。9月2日には松江市で、「もう動かさない！原発ゼロでいこう集会」が開催され、県内外から1,300人が参加いたしました。

政府が新エネルギー戦略決定のため実施した意見公募、パブリックコメントでは、87%が原発ゼロを求める意見でした。原発ゼロが圧倒的多数なのは、福島第一原発事故の深刻さを国民が重く受けとめているからであります。政府は、この国民世論を真摯に受けとめるべきであります。9月14日、政府は革新的エネルギー・環境戦略を決定いたしました。この戦略は、2030年代に原発稼働ゼロとしながら、使用済み核燃料を再処理して利用する核燃料サイクル維持を掲げています。原発ゼロを掲げながら、他方で新たな核燃料をつくる再処理を続けるというのは、全く矛盾した姿勢と言わざるを得ません。政府の決定は、原発ゼロを口にしながらその実現を先送りし、原発に固執する原発存続宣言にほかなりません。

当初、この戦略は閣議決定される予定でしたが、原発ゼロを目指すという文言に対し財界とアメリカが強く反発し、閣議決定は見送られました。民主党政権は、濃縮ウランと原子炉を押しつけるアメリカと、原発再稼働や建設によって引き続き甘い汁を吸おうとする財界の猛反発に屈したのであります。本来、国民の意見に忠実に応えるなら、新エネルギー戦略の決定は原発ゼロとなったはずであります。原発ゼロの国民世論を無視し、それに反する政府の政策決定は、民主主義に反するものであります。政治の主人公は国民です。県民の命と安全を守るべき県行政は、原発ゼロを求める世論を真摯に受けとめるべきであります。県として原発ゼロをまず決断し、持続可能な再生エネルギーを基本に据えた施策を展開すべきであります。知事の所見を伺います。

次に、原子力規制委員会についてです。

9月19日には、原子力行政の安全規制を担う原子力規制委員会が発足しました。規制委員会は、原発の安全基準の策定を始め、原発で重大な事故が起きた場合を想定した対策の強化や、最新の技術的知見を反映

した制度導入などに関する権限を持ちます。規制委員会の委員長に就任した田中俊一元原子力委員長代理は、人類は原子力をコントロールできる、より安全な原子炉を開発してほしい、このように公言するなど原子力推進の立場に立っており、規制委員会のトップとしてはふさわしくありません。また、委員の人事案は国会の同意を得ておらず、最初から国民の信頼を裏切ったものとなっています。このような規制委員会に、原発再稼働や島根原発3号機稼働の是非を決定する資格はありません。知事の所見を伺います。

次に、中国電力の経営姿勢についてです。

私ども日本共産党は、8月24日、広島中国電力本社に出向き、原発再稼働中止、3号機の建設・運転の中止を強く要請しました。この要請に対し中国電力は、1号機は60年稼働したい、一律に年数で廃止するのは妥当ではないとし、2号機のプルサーマル計画は撤回しない、そして3号機の運転に向けては会社の社運をかけていると強弁いたしました。中国電力の回答は、原発ゼロを願う国民世論に真っ向から挑戦するものであります。私は、9割もの国民が原発ゼロを願っており、原発容認はわずか1割しかない、中国電力の経営姿勢は国民の願いと大きく乖離していると、厳しく抗議しました。中国電力の国民の声を聞かない経営姿勢は絶対に許されません。知事の所見を伺います。

中電は経営5カ年ビジョンにおいて、積極的な情報公開を進め、説明責任を果たすと宣言しています。しかし、昨年3・11大震災後にも、原発立地自治体である松江市に対し多額な寄附を、匿名でまた行いました。電気料金は適正原価に適正報酬を加えて算出されており、多額な寄附について、事業者による説明責任は不可欠なものであります。私は、事業者による自治体への多額な寄附は、原発推進政策への誘導につながることも自治体施策の変質につながり、原子力安全行政をゆがめるものと考えます。原子力の安全を担保する上からも中国電力の隠蔽体質を改善させる必要があると考えますが、いかがですか。知事の所見を伺います。

質問の第2は、島根原発の安全対策についてであります。

今述べましたように、原子力規制委員会は規制に値しない機関となっています。事業者である中国電力は、利潤第一主義で原発稼働に執着しています。国も事業者も原発推進の立場に立ち続けているときだけに、県民の命と安全を守る県の役割が今問われております。この立場から、県としてとるべき原発の安全対策について、6点伺います。

まず第1は、島根原子力発電所の安全対策等に関する意見交換会についてです。

島根原子力発電所の安全対策等に関する意見交換会は、島根原子力発電所の状況等について中国電力と国から説明を受け、その内容について、県、市、住民と意見交換を行い、島根原子力発電所における安全管理の確認と透明性の推進を図ることを目的に、平成22年11月に設置されました。意見交換会の開催要綱では、この意見交換会を年に3回から4回程度開催するとしながら、しかし実際この意見交換会は、平成22年12月、そして平成23年3月と、2回しか開催されておりません。県として、住民の意見を聞く姿勢が不十分であるということ指摘するものであります。

そこで、伺います。

意見交換会を定期的開催し、住民の公募対象は原発から半径30キロ圏内に拡大することを求めます。また、意見交換会に参加する住民の公募数を抜本的にふやすべきであります。所見を伺います。

第2に、県原子力安全顧問会議についてです。

私は、さきの6月議会で、複数の原子力安全顧問が原発関連企業から寄附を受け取っていることを指摘いたしました。県は、顧問の中立、公正性、透明性を確保するため、自己申告調査を実施いたしました。県としての迅速な対応については評価をするものであります。知事は、原発再稼働や3号機稼働に当たって、専門家の意見を聞いて対応をすとしてしています。再稼働や3号機稼働に専門家の意見や助言が一つの判断材料となるならば、県原子力安全顧問会議の透明性が求められるはずであります。すなわち一人一人の顧問の発言、見識は、広く県民に開示されるべきです。顧問会議を公開すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

第3に、地域防災計画についてです。

福島原発事故では、住民に対して放射能影響予測システムSPEEDIの計算結果の公表がおくれました。そのため、住民の避難がおくれたり、放射性物質が拡散する方面に避難した人もありました。福島県民は、浴びる必要のない放射線量を浴びてしまったのです。この福島事故の教訓を島根の地域防災計画に生かす必要があります。避難を想定した場合、季節や気象条件、地形によって風向きが変わり、放射性物質の拡散方向が変わることを考える必要があります。原発事故に備え、SPEEDIの予測データの活用を、県や自治

体の地域防災計画に反映させるべきであります。所見を伺います。

第4に原発安全協定についてです。

原発から半径30キロ圏内の出雲、雲南、安来は、立地自治体並みの安全協定締結を強く求めています。しかし、中国電力は、この3市の願いに背を向け、協定締結に否定的、消極的であります。そこで、県が最大限の役割を私は今發揮すべきと考えるのです。これら3市は緊急防護措置区域UPZに入っており、広域避難計画の策定が求められています。これら自治体も、原発事故時には大変な被害をこうむることとなります。被害の根源である原発への立入調査権や原子炉の停止を求める権利が、当然これら3市にあるはずであります。

そこで、提案するものです。安全協定第12条では、県は周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、中国電力に対して直接、適切な措置を講ずることを求めるとする適切措置要求権があります。この適切措置要求権を發動すべきであります。県として、中国電力に対し、出雲、雲南、安来との間で立地自治体並みの安全協定締結を強く求めるべきです。知事の所見を伺います。

第5に、活断層調査についてです。

この間、国は、東北地方太平洋沖地震で得られた新たな知見等を踏まえ、全ての原子力発電所に関して、その敷地内の破砕帯についての評価を行いました。全国の原発で敷地内活断層の有無について再点検する中で、活断層の可能性を否定できず、再調査を指示される原発が相次いでいます。敦賀原発、大飯原発、志賀原発などは、敷地内の断層は活断層の可能性があり、追加調査となりました。島根原発敷地内の断層は、地震動によって地盤に変異を及ぼす可能性がある弱面と評価されました。原発敷地内に活断層があれば、原発の建設はできないはずではありませんか。この点で、建設当初の国の審査や電力会社の調査がいかによろしくないものであったのかということ指摘するものであります。

そこで、伺います。

宍道断層や周辺の海底活断層による大地震が弱面に及ぼす影響など、徹底した活断層調査、連動性調査を国と中国電力に求めるべきであります。そして、その調査結果は第三者の専門家機関で検証し、県民に説明すべきであります。所見を伺います。

最後に、島根原発3号機についてです。

国は、3号機は建設継続とし、今後の運転、検査、安全確認等については原子力規制委員会で対応することとしました。島大の研究チームが実施した松江市民意識調査では、84%の市民が原発のない島根を望んでおり、県民の願いは原発からの決別であります。福島原発事故は、安全な原発などあり得ないことを証明しました。原発は巨大な死の灰を抱え、それを閉じ込めておく保障がなく、冷却水がなくなればコントロール不能に陥ります。また、放射性廃棄物の処理方法に至っては、全く見通しが立っていません。現在の原発技術は本質的に未完成で危険なものであり、社会的に許容できません。こうした危険な原発の新規稼働は許されません。3号機の建設・運転は中止すべきであります。知事の所見を伺います。

○知事(溝口善兵衛) 尾村議員の御質問にお答えを申し上げます。

私からは、原発に関連しての質問についてお答えをいたします。

最初の御質問は、原発ゼロこそ民意であり、これを真摯に受けとめ、県としては持続可能な再生エネルギーを基本に据えた施策を展開すべきだ、所見を問うと、こういう質問であります。

今般の政府の原発ゼロの方針についての経過につきましては、議員から詳しい御説明がございました。なかなかわかりにくいところがあったりするわけではありますが、私どもも政府に確認をいたしたりしたところで見ますと、今回の政府の戦略につきましては、本体自体は閣議決定をされず、今後自治体との意見交換を行ったり、あるいは国民の理解を得たり、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行していくんだと、こういうことでございます。

そういう意味で、2030年代原発稼働ゼロに向けての方針は、政府として大きな方針を定められたと。それから、いろいろお聞きしますと、まずそういうことに向けて始めてみよう、最大限の努力をしてみようと、それがまた可能になるのかならないのか、よくそういうことも考えながらやっというふうなことでございまして、いわば具体的な工程表のようなレベルまで詰められたものにはなっていないように思います。そういう意味におきまして、私どもは、この政府の戦略が今後さらに具体化されるべきものだとして認識しております。県としては、引き続き政府の明快な考え方などを聞いていく必要があるというふうに思いま

す。

いずれにしても、現段階では全て先までは見通せないということのようでございますが、いずれにせよ、エネルギー政策は政府が各界の意見などをよく聞いて決めていくものであります。県としましては、これから政府の対応をよく注視し、県議会、周辺自治体、住民の方々、あるいは専門家の意見などをよくお聞きしながら必要な対応を検討し、県としての意見を政府に随時伝えていきたいというふうに考えております。

また、県におきましては、そういう中で県内の小水力発電、小規模地熱発電の導入についての可能性調査を実施をすとか、今後のメガソーラーの候補地における事業者の公募を行うとか、再生可能エネルギーの利活用に最大限の努力をしていきたいというふうに考えておるところであります。

次に、このたび原子力規制委員会の委員長になられた方の国会の議院運営委員会での発言だと思えますけれども、その発言についての所見を問うという御質問でございます。

私も、この国会の議院運営委員会の議事録に目を通しました。委員長は原子力の危険性を十分認識した上で、原子力の専門家として一定の見解を述べられたものではないかというふうに感じたところであります。いずれにしても、この原子力規制委員会の委員長及び委員につきましては中立、公正性が求められることから、国が一定の基準を設け選定をし、調査を行って、その結果も公表した上で基準に適合する者を選定されたというふうに考えております。

次に、委員長及び委員は本来国会で同意された上で任命されるものであるけれども、今回は総理が任命をすることによって規制委員会ができた、これについての所感を問うと、こういうことであります。規制委員会を設立するまでに一定の期間が定められておったわけでありまして、国会の閉会により、法律に基づき、総理の任命による決定をせざるを得なかったという事情ではないかというふうに思っているところであります。

次に、中国電力と尾村議員の関係の方々がお話をされた際の中国電力の発言についてどう思うかという御質問がありました。

まず、御指摘の中国電力の社員の発言が、中電社内のどういった意思決定のもとに行われたものであるのか、そういう性格がよくわかりませんので、私が具体的なコメントをするのは非常に難しいように思います。ただ、一般論として申し上げますと、原発そのものをどうするかと、どういうふうに取り扱っていくかということにつきましては、国が国の政策として決められるものであります。そして、中電等各電力会社は、政府が決められる政策の枠組みの中で電力供給事業を営む立場にあるわけでありまして、もちろん政府の政策決定などに当たりまして、電力会社のサイドからいろんな意見を伝えていくことはあろうかと思えますが、そうでない場合は、やはり政府の決められた枠組みの中で活動するわけでありまして、発言もおのずからそういうものに通常の場合は限定されるだろうというふうに考えます。

また、そういう意味では、原発の安全性でありますとか、あるいは高経年化した原発についてどういうふうに取り扱うかというのは、政府の原子力規制委員会が新たな安全基準に基づいてチェックをするわけであり、それによって各原発が評価をされるわけでありまして、電力会社はそれに基づいた対応をする必要があると、そういう立場ではないかと思えます。

次に、電力会社の匿名の寄附についての御質問がありました。

電力事業者は、いわば地域の電力供給について、法律の枠組みによりまして独占的な地位を与えられておる公益事業者であります。したがって、寄附を行うにしても透明性が確保されなければならないと、これは一般原則だろうと思えます。そうしたことは中国電力にも伝えておりますし、私は監督者である政府に対しましても、そうした透明性を持たせる仕組みをもう少し考えるべきではないかということは伝えておりますが、まだ具体化するようなことにはなっておりません。いずれにしても、法律に定められた枠組みの中における私企業ではありますけれども、公益的な事業を行う事業者でありますから、寄附などにつきまして一定の透明性が必要だという考えであります。

次に、島根原発の安全性等に関する意見交換会というものを平成22年12月に設置をしました。多くの方々から意見を聞く必要があるということで設置をしたわけでありまして、それについての御質問であります。

その後、23年3月にこの会合を開いておりますが、その後福島原発の事故が起こり、政府における事故の調査でありますとか、各界における調査でありますとか、あるいは原子力の安全の規制をどういうふうにするか、いろんな議論がなされ、そして島根原発につきましては定期検査時期に該当して原発がとまるということになって、なかなか、どういうテーマで議論をするかということについて定まらないところがあり

ましたし、政府の動きをよく見ていかなきゃいかんということで、これまでの開催はその後は行ってませんが、先般、原発の安全規制を担当する原子力規制委員会が発足して、今後新たな安全基準などが示されていくわけであります。こうした状況から、意見交換会につきましても、国や事業者、関係自治体、住民とともに意見をお聞きしたり議論をする事柄がある程度明確になったところで、適切な時期に開催を考えていきたいというふうに思っているところであります。

ただ、きょうの朝刊の報道なんかを見ますと、規制委員会の安全基準をつくる作業自体が、年度末までに作りパブリックコメントを求めたりすると、来年度に入るような報道もあります。まだまだこうした動きが確定をしておりますませんが、そういうものもよく見ながら、そうした開催について検討をしていきたいというふうに思います。

また、参加者につきましては御指摘もありましたが、私どもも、原子力防災対策の設定区域が拡大をされるということになるでしょうから、そういう点も勘案しながら必要な見直しは行っていきたいと考えておるところであります。

これと同じような観点からの質問であります。県の原子力安全顧問会議の公開についての御質問がありました。

議員御指摘のとおり、顧問お一人お一人の発言でありますとか見識が県民の方々に開示をされるということは重要なことであります。本年3月に開催しました第1回の顧問会議におきましては、議事録の公開を行っております。それから、報道機関は会議の場に同席をすると申しますか、公開をしております。会場がそう大きくないもんですから一般の公開までには至りませんでした。こういうことを通じて公開しております。今後も、場所等にもよりますけども、一般の方々も入っていただいて聞いていただくということも検討したいと思っております。いずれにしても、公開を原則として開いていく考えであります。

また、顧問の方々だけに意見を聞く会と同時に、いわゆる安対協というのがありますけども、鳥根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会、あるいは意見交換会にも出られますが、そうした場合には当然公開をされておるということになるわけであります。

それから次に、SPEED Iの活用についての御質問がありました。

福島原発事故を受けまして国が新たに見直した防災基本計画では、災害が発生した際のSPEED Iの活用について明記されております。今後、原子力災害対策指針で具体的な活用方法が示される予定であり、それを踏まえて地域防災計画の内容を検討していく考えであります。いずれにしましても、万が一、事故が発生したような場合、避難など防護対策が適切に行われるよう、SPEED Iの迅速かつ的確な活用ができる体制づくりも行っていく考えであります。

次に、安全協定についての御質問であります。

福島原発事故によりまして、その影響は広範囲に及んだわけであります。周辺自治体が立地自治体並みの協定を求める気持ちはよくわかるわけでございます。一方、各原発の稼働をどうするかという問題は、国のエネルギー政策の中で国が最終的に判断をするものであります。したがって、各原発につきましてどの地域までの同意が必要かという点につきましては、電力会社だけではなかなか決めがたいように私は見ております。電力会社も各地域にありますから、そういうものにも関連をするわけございまして、私どもとしては周辺自治体の意見はよく聞いてまいります。鳥取県を含めてでございますけれども、よく聞いて総合的に判断をしますが、安全協定をどこまで立地自治体並みにするかという点につきましては、やはり私どもとしては国に対して、国自身が一定の考え方を示さないと進まないのではないかという注意喚起をしておるところでありますし、国に検討を求めているという状況であります。国のほうはまだまだそういうところまで作業が進んでないと思います。引き続き、私どもも国の関与を求めていく考えであります。

次に、活断層及び活断層の運動性の問題についてであります。

福島原発事故以降、国は全原発を対象にしまして、地震により敷地内の破砕帯が変異する可能性について再点検するように、また、周辺活断層の運動について再検討するようにという指示を各電力会社に出しております。これに基づきまして、中国電力はこれまでのところ、次のような報告を国に行っております。1つは、敷地内の破砕帯ではシームと呼ばれる地質構造的に比較的弱い面、弱面の活動性についての調査結果を出しております。2つ目は活断層の運動についてであります。3つの海域活断層の運動性についての検討の結果を国に、中電は伝えております。こうした報告に対しまして、国の対応等は以下のとおりであります。

まず、敷地内破砕帯の評価につきましては、国は現時点で活動性が問題になるものではないとの見解を示

されております。第2に、3つの海域活断層の連動性につきましては、既に報告済みの地震動評価・主要設備の耐震安全性評価に加え、今後詳細な評価結果が中国電力から国に報告される見込みであります。そして、これら2つの問題につきましては、原子力規制委員会が厳格な審査を経て結論を出されるものと考えております。県としましては、原子力規制委員会がどのように取り扱うのかよく注視をしながら、専門家の方々などに意見を聞くなど対応を検討していく考えてございます。

最後の答弁になりますが、3号機の稼働についての御質問であります。

政府のいわゆる戦略の関連で、現在建設中の原発に対し、枝野大臣はこういう発言をされております。経産省が既に設置許可を出した原発は変更する考えがないと。許可を出したものはそのまま規制委員会に引き継がれるということでありまして、島根原発3号機についても該当するとの説明を受けたところであります。

それで、規制委員会に引き継がれましたから、規制委員会はいずれにしても安全基準をつかって個々の原発の安全性の評価をして、その上でどうするかということを決めるわけであります。もちろん3号機につきましては、完成後の審査も当然必要でしょうし、その後再稼働に関する安全性のチェックも行われると、ということだと理解をしております。

いずれにしても、国においては、各地の原発の稼働につきましてはさまざまな安全性のチェック等を経た上で判断するものと考えております。仮に国から3号機についての稼働要請があったような場合には、国から詳しい説明を求め、議会、周辺自治体、県民の方々、専門家等の意見をよく聞いて、県として総合的に判断をする必要があるというふうにご考えておるところでございます。ただ、先ほど、けさの新聞報道、御紹介申し上げましたが、安全基準そのものの策定にまだ相当時間がかかるということでございますので、すぐにどうこうということにはならないだろうと思っておりますが、規制委員会の動きをよく注視をしております。以上であります。

○尾村利成議員 知事、私は今回質問するに当たって、こう考えるわけです。国が原発ゼロという民意をきちっと反映した施策を打たない、中国電力も原発推進という姿勢に執着している、これは民意との間に乖離がある、だから県民の安全を守るためにも県がきちっと安全対策をもっとやるべきだという、そういうことを申したかったわけです。

何点か反論もさせていただきたいんですが、1つは原子力規制委員会、知事は国会が閉会したと言われました。しかし、与党民主党が人事案を提出したのは、国会が閉会するずっと前のことですよ。どうだったのかといえば、この人事案というのは、与党民主党の議員からも原子力村出身の委員さんがいるからだめだという、だから同意が得られないから野田さんは引き延ばしたわけですよ。こういう代物じゃないですか。私が言いたかったのは、こういう原子力規制委員会に原発の安全の基準なんかを策定させていいのか、再稼働や新規稼働を本当に決定する資格があるのか。私はないと思います。知事は原子力規制委員会の動きを注視するというふうに言われたけれども、私は注視ではなくて、原子力規制委員会の動きをしっかり監視する、もっと言えば、この規制委員会のメンバーでは私はだめだということをおもうわけです。その点がどうですかということをお言いました。答えられるんなら教えてください。

それから、中国電力との関係も、私は一中国電力の社員と話したんじゃないんです。日本共産党島根県委員会、そして県議会議員として中国電力に申し入れをしたわけです。3号機をやるべきではないと。そうしたら、中国電力の責任ある人が出てきて、自分たちは3号機を運転するんだということをお言われたわけですよ。中電の社長自身も、そういうことをインタビューで言ってるじゃないですか。私は、こういう中電の姿勢は県民に真っ向から挑戦する態度で許されないと、知事はどうですかって聞いたんです。

それから、知事は、中国電力が匿名の多額の寄附を行った、これについては透明性が必要だという御答弁をされました。本当に透明性が必要だと思われるならば、中国電力にこういう今の匿名な寄附を、黙って誰とは言わずに匿名の寄附を自治体にやるような、公益企業がそういうような隠れてやるようなことはやめるべきだと、このことを中電に知事は是正を求めるというふうにすべきじゃないですか。答弁では透明性が必要ということまでは言われた、けど私は是正を求めてほしい、このことを言いたいと思います。

それから、知事は、安全協定の問題では、これは国の関与を求めるといってお言われました。しかし、それじゃあ県の役割は一体何なんですか。安全協定というのは、島根県と松江市と中国電力の3者が、この地域の原発の安全対策をしっかりやるためにつくった協定でしょう。だから、国の関与を求めたっていいんだけど、国はどうですかという相談したっていいけれども、県としてのきちっとやるべきことが書かれ

てるわけですよ。だって、立入調査権だってあるじゃないですか。原子炉の停止を求める権限だって付与されてるじゃないですか。きちっと原子力安全協定の第 12 条に、県は中国電力に適切な措置を要求できると書いてあるじゃないですか。

事実、知事だって昨年の 6 月議会で我が党の萬代県議に対し、この質問をしたとき、知事は、私からも社長に対してよく検討してもらいたいということをしり込ませたい、言ってるじゃないですか。答弁の後退と言わざるを得ません。私は、この点で、県としてできることであるならば、この 3 市が求めているんだから、これは住民の安全をより担保するという観点で、私は中電に要求するのが筋だと思います。

それから、最後ですが、3号機の問題ですね。知事の答弁は、規制委員会の動きを注視していくということでした。しかし、3号機の運転がずっと続けば、これからもずうっとずうっとこの地域は危険な原発に縛られることになります。私は、先ほどの質問で言いましたけど、84%が原発のない島根を望んでいる、これが県民の民意だということ強調しておきたいと思います。

○知事(溝口善兵衛) 尾村議員の御質問にお答えをいたします。

最初は、規制委員会の人事を、国会の同意でなく総理が任命をされたこと、こういうことについて、その間のいきさつも御紹介をされたわけでありまして。いずれにしても、そうでありましても、民主党は党首である総理としてそういう決断をされて、法律にのっとった行為ですね、だから適法な手続をとってるわけです。それがいいかどうかというのは、いろんな意見が私にはあると思います。いずれにしても、そういう形でないと規制委員会の発足ができなかったわけですね。しかし、放置するわけにもいかないんで、やむを得ざる措置として、そういう措置をとられたんだらうということでありまして。いずれにしましても、規制委員会はこれからいろいろ活動するわけでありまして。そして、そういうものについて各界の意見も求めてまいります。そういう中で、規制委員会がきちっとワークしてるのか、そういう点はよくチェックをしていく必要があるというふうに考えておるところであります。

それから、中電への関係であります。共産党の島根県本部でございましたが、中電と話をされたわけですね。そのときのやりとりの中で、中電のほうからいろんな考え方、会社としての考え方が出たと。私は、私企業でありますから会社としての考えを言うことはそれはあるんだらうと思いますが、再稼働をどうするかとか、あるいは3号機などの取り扱い、いずれにしても国が方針を決めて、規制委員会が安全チェックをして決めて、それに従うというのが電力会社の立場であります。そういう意味で、電力会社としては地域独占っていうことも絡み、公益企業であって、いろんな規制を受けて事業活動をしてるわけでありまして。そういう意味で、議員がお感じになったような誤解がないような形ではやるべきではないかというふうに思います。いずれにしても、それは政府が決定することですということが最終的な答えじゃないでしょうか。

それから、寄附の透明性の問題です。これは、私は国に対して何度かやりとりをしております。国から説明を受けているのは、電力料金にどういうコストを入れるかっていう基準があるわけですね。コストに反映するような寄附金は公開しなさいと、コストに反映されないようなものは、これはいろんな事情もあるから匿名でいいというような仕分けができてるようですね。それは私は、いいのかどうかというのは、果たしてそうなのかという気持ちもありますけども、政府の関係当局には、そういう問題もよく政府として検討されるべきじゃないですかということをしり込ませたいと申しております。今後ともやっていきたいと思っております。だから、これは中電の問題というよりも、国のそういう取り扱いの問題ではないかというふうに私は見ております。

それから、安全性の関係であります。これにつきましては、立地自治体と周辺自治体の2つに分け、周辺市の立場をどう考えるかということになるんですね。これは報道等でも皆さんもごらんになってると思っておりますけども、島根県の市長会場で、そういう問題も議論をされました。それで、立地市である松江市のほうは、原発に近いところにある市町村と若干離れたところにある市町村では、やっぱり若干の立場の違いがあるんじゃないかということで、関係の立地市、周辺市の間で、必ずしも合意ができておりませんね。だから、そこはなかなか難しい問題でございまして、それは県が間に入って調整をしてできるというもんでもありません。立地市と周辺自治体が話をしても、それはなかなか話が難しいと思っております。周辺市も 30 キロだけじゃなくて、それはもっと離れたところでも被害が及ぶことがあるわけですから、いろんなことを考えなきゃいけないわけでありまして。やっぱりどっかで切るということが必要な作業になってくるわけでありまして、そういう点については、やはり原発の政策をどうするかと相当関連の深い問題ではないかというの

私の方見方であります。

そういう意味におきまして、国が一定の基準なりを示して行うというのが適当ではないかというふうに思います。例えば、30キログラムがUPZに入るといことになりますと、それにかかる市町村については、この安全協定をひとしく結びなさいとか、あるいは結ぶかどうかはその地域の話し合いによるとか、いろんなことがないとなかなか話が進まない、これまでやってきた感触から申し上げてのわけです。中電に対しても、それはよく話は、周辺市のお考えもよく聞かないとだめですよということも言っていますが、そこは中電としては、今のところ、周辺市と立地市とでは若干の差異を設けておるといことでもあります。

それから、3号機の問題、これはまさに規制委員会がそうしたものをどういふうに評価をするか、安全性の評価をするかということにかかっているだろうと思っておりますが、その過程を通じて、我々も規制委員会の判断等についてよくチェックをしてまいりたいというふうに考えております。

4. 2012年(平成24年)11月定例会一問一答質問[2012年11月30日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 県としての決断をお願いして、次の質問に入ります。原発の問題であります。

原子力行政の安全規制を担う原子力規制委員会が発足いたしました。規制委員会は、原発の新たな安全基準の策定を始め、原発をチェックする権限を持ちます。この原子力規制委員会で、原発の新たな安全基準づくりを担当する検討チームに加わる有識者6人のうち4人が、三菱重工業などの原子力業界から、少なくとも約6,000万円の報酬や器具などの資金を受け取っているということが判明しました。原発マネーに汚染されている、厳格な安全基準などつくれるわけがありません。委員としての適格性に疑義が生じていると私は考えますが、知事はどうお考えでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) 御指摘の有識者の自己申告が出ておりますけれども、私もそれを見ました。6人のうち4人の方が研究、大体学者の大学の先生ですね、原子力関係の。研究のため等に対しまして、寄附を受けておられる。全体で私どもが見ますと5,000万円ぐらいでございますが、中に3,000万円ぐらい受けておられますが、それは21年から22、3、4と数年間にわたっての合計でありますけれども、全く受けておられない方もあります。そういう問題につきまして、御指摘のような懸念を有されるということは、それはあり得ることだと思いますけれども、ただ専門家というのは、結局、事業者か大学の研究者か、それ以外にはなかなかおられないんです。事業者の人たちは入ってませんけれども、研究ということになると、やはり大学の工学部で原子力工学をやっている方々以外にはそんなにはおられないわけでありまして、そういう制約が1つあるなということを感じ次第でございますが、ただこういう外部の有識者が基準をつくるわけじゃないんです。有識者の方々は基準をつくる1段階で骨子案というあらあらのものをつくる過程で検討に加わられるということでもあります。

全体的なプロセスを見ますと、大体こういうことになっております。まず、外部の有識者を含む検討チームをつくりまして、安全基準の骨子案を策定すると。そこに外部の有識者を含むと申し上げましたように、外部の有識者が全てではないわけでありまして、検討チームは全体で16名です。そのうち外部の有識者が6名、それから規制委員会の委員、それから規制庁の職員、そして原子力安全基盤機構のメンバーでございます。16名のうち6名おられると、こういうことでもあります。

そして、その骨子案は基準そのものじゃなくて、あらあらの案であります。それを今度は骨子案ができますと、規制委員会に報告をします。規制委員会は5名の委員がおられて、審査をせられるわけですが、規制委員会のほうでは、そこでまた専門家からヒアリングをする、あるいはパブリックコメントをする。そういうことをおやりになるわけです。そして、年度内に、3月末ですね、来年の、規制委員会として基準の骨子を決定しようということでもあります。

そして、その上で、来年の7月までに規制委員会で安全基準を最終的に取りまとめるということでありまして、いろんな事情を考えますと、そういうプロセス全体、そしてまた、今の例えば有識者について見ますと、経歴でありますとか、あるいはそういう寄附をいただいたことについて自己申告をし、いろんなことを公開をし、それから各種の議論が全て公開をされてきますし、その他の方々からも意見を聞かれるわけでご

ざいまして、議員のおっしゃるような意見があるということは理解はしますが、いろんな制約がありますから、他方でいろんな対策もとっておられますから、これ以外にももちろんいい案があれば、それを採用していったらいいと思いますけども、当座、案をつくって、我々のほうは案をしっかりと見る。例えば、我々のほうも専門の方々の意見を聞く、そういうことをして、国全体として新安全基準をチェックをしていくということが必要なんじゃないかというふうに思います。

○尾村利成議員 知事、私はその専門家の中で、原発マネーを一円たりとも受け取ってない専門家、たくさんいるんです。これはいるんですよ。それから、原発の事故後も、事故前と変わらず原発マネーの恩恵を受けていて本当にいいのかと。道義的にいいのかというふうに、私は言わざるを得ないわけです。こういう点で、中立性、公平性を損ねているんじゃないか、こういう厳しい意見があるということも指摘しておきたいと思えます。

それで、原子力規制委員会ですが、原発を推進してきた環境省の外客に設置されました。また、事務局となる原子力規制庁は原発を推進してきた保安院の職員が大量に横滑りしています。私は今、規制委員会が本当に独立した規制機関とは言えないと思うんです。真に独立した原発の規制機関となる体制の確立を私は県として国に求めていただきたい、こう考えますが、どうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) そういう御指摘もあり得ると思えます。これにつきましても、短期間に規制委員会という枠組みをつくって、保安院にかかわって審査を行うと、新基準を作成をするという組織をつくるわけですから、そこで事務的な作業について、やはり行政的なことができる人たちが必要なわけでありまして。それもやはり先ほど申し上げたと同じような、当初の段階では一定の制約があると思えます。ただ物事を決めるのはそういう方々じゃなくて、規制委員会であり、あるいは検討チームであり、さらに外部の意見、あるいはパブリックコメント等々で決まっていくわけでありまして、問題は、やはり基準そのものがつくられるプロセスが公開をされ、それについて国民自身もよくわかる、そしてそれに対して意見を言うていくという体制ができてチェックが行われるということが、やはり本質的なことじゃないかというふうに思えます。

いずれにしても、規制委員会の活動につきましても、我々もよく注視をしまして、必要に応じて、他の原発立地道県などとも連携しながら、意見や要望などを行っていきたいというふうに思えます。

○尾村利成議員 厳しい監視が私は必要だということを主張したいと思えます。

次に、使用済み核燃料についてであります。

核燃料サイクル計画はもう破綻しております。使用済み核燃料、核のごみを完全に処理する技術は今存在しません。島根原発を再稼働すれば、核のごみはあと5年で満杯となります。これ以上、危険な核のごみをふやし続け、将来の世代に押しつけ続けるということは許されないと考えますが、知事はどうお考えですか。

○知事(溝口善兵衛) まさに、それは原発をどうするかということと深く関係があるわけでありまして、若干時間的な余裕はありますけども、時間は経過するものでありますから、やはり核燃料サイクルをちゃんとするということが原発問題を考える上で非常に大切なことでありまして、やはり政府がそういうものにつきましても、きちっとした対策をとる、あるいは将来の考え方を明確にする、そういう上で原発問題をどうするかということをややはり国民によく説明をして、この問題に対応していく必要があるというふうに、私どもは考えております。

○尾村利成議員 核燃サイクルは私破綻したと言ったわけですが、それは知事が御存じのとおりであります。六ヶ所村にある再処理工場はトラブル続き、完成の見込みが全く立っていない。再処理した燃料を使う高速増殖炉もんじゅ、これも事故を繰り返して停止している。完全にこのサイクルは行き詰まっています。アメリカ、イギリスを始め世界各国もこの核燃料サイクル計画から撤退しています。

私は、こういう現状を見たときに、この核燃サイクルの破綻、こういう点を考えれば、もうこれ以上、核のごみをふやし続けるべきではない、すなわち原発は運転すべきではないと考えるわけでありまして。

次に、避難計画について伺います。

原発事故時の広域避難において、在宅要援護者や病院、福祉施設関係者からの声をどう把握していらっし

やいますか。

災害弱者の不安や疑問、苦しみ的心声を行政や中国電力は正面から受けとめるべきだと考えます。その掌握方法と決意を伺いたいと思います。

○知事(溝口善兵衛) まず、福島の実態を私どもの職員も視察に行ったりし、福島県から事情をお聞きしたりしております。そうした実態をよく把握をしていくということは大事なことであります。それは避難計画をつくる上で国自身がおやりになっておられまして、国自身、そして原発所在地の県でありますとか、市町村もそういうことをしなければならないと思います。これが1つ。

もう一つ、病院や社会福祉関係者からは、病人の方々、あるいは介護で介護施設におられる方々、避難をするときに特別な手当が必要なかれでありまして、ガイドラインをそのために作る作業を行っておりまして、ガイドラインをつくる過程で意見をお聞きしております。そして、今度ガイドラインができて、説明する際に、また意見をお伺いしておりますけれども、いずれにしても、関係者の方々から、各種の会議、あるいは研修会、あるいはいろんな説明会がありますから、さまざまな場を通じまして、引き続き意見をよく聞きまして、我々として受けとめると同時に、この問題につきましては、国が対応しないとできない部分が相当ありますから、国に対して意見を言うていくということでもあります。

既に、国に対してもいろんな意見を言うております。例えば、要援護者用の搬送手段が要ると。例えば、自衛隊の出動なんかもありますし、あるいは資機材も要るわけです。そしてまた、避難先で医療介護ができる方々を確保する必要があります。そういうものをどう確保するのか。あるいは、自衛隊が即時に対応できる仕組みづくりですね。仕組みづくりというか、マニュアルのようなものをつくって、我々にちゃんとうしますということを国が示してほしいということを申し入れています。

そしてまた、要援護者の最終的な避難先となります福祉施設につきましては、私どもで中国隣県の協力を受けて、接触をしますけれども、きちとした対応をとるためには、やはり国が関与しなきゃいかな部分があります。そういうことについても国に要請しております。今後も、支援体制の構築を国に要請しますし、我々自身も考えていきますし、中国電力につきましても、避難先での支援など必要なものについて要請していく考えです。

○尾村利成議員 知事が今、最後に言われた中国電力にも避難先の支援を要請すると言われました。私はそこは大事なところだと思うんです。今、事故時に備えて、県は一生懸命避難計画をつくりましたね。市町村もこれからつくっていきますね。病院や福祉関係者もマニュアルをつくっていきますよね。そして、我々避難先となる中国5県も協力してくれますね。みんな一生懸命汗流しているわけです。そして、要援護者の皆さんや御入院中の皆さんは物すごく心配してます。そういう現状です。だけど、中国電力はどういう対応をとっているのかというのを私は言いたかったわけです。これだけ一生懸命やっているのに、中国電力は私がさきの議会で紹介しましたが、8月24日、申し入れに行った際に、1号機は60年運転するんだ、3号機は社運をかえて運転するんだ、こういうことを言うわけです。私は、それは県民の願いとは全く反するじゃないかということで強く抗議したわけです。原発事故を起こす発生源、これは電力会社にあるわけです。ですから、私はそういう点を捉まえて、中電に電力会社として要援護者の声はどう届いてますかと、中電はどういうふうに対応しますかと問いただしたら、中電は要援護者の皆さんの状況把握に努めると、こういうふうに洪々回答せざるを得なかったわけです。そういう点で、私は事業者である中国電力にも実効ある避難計画を策定する上で責任を持たせるべきだ、このように思うわけがあります。

知事、広域避難計画の問題でいえば、住民の避難先は提示されましたけれども、事故時の司令塔となる県庁やオフサイドセンター、ここの代替先、移転先というのはどう考え、どう検討されているかお聞かせいただきたいと思います。

○知事(溝口善兵衛) その前に、先ほどの中電の関係ですけども、いずれにしても、それは中電がしなければいけない分野というのは出てくると思いますけれども、今の段階で、それはやはり国全体として電力会社がどういう関与をすべきかというのがあったほうがいいわけでありまして、まだそういうところまで行っていないわけがあります。今は、枠組みづくりでございますが、結局、経費負担をどうするかというような問題になってくるわけでありまして、それはばらばらというよりも、国がどうするかということをやはりまとめ

た上でやるほうが効果的かなというふうに、私は思っておりますけれども、そこら辺はどういうふうに進むかははっきりしていません。

それから、先ほどのオフサイトセンター、県庁等の移転の問題でありますけれども、やはり万が一の場合が起きますと、国の場合ですと、代替的なオフサイドセンターの要件としては、原子力発電所との距離は30キロ以上ということが出されております。そして、年間の風向きを考慮して、発電所からオフサイドセンターとは方向の異なる場所等に設置をするというような要件がありまして、国のほうはどうするかということはまだ示していませんけれども、我々も風向き等も考え、そして県庁から余り遠くないところ、30キロの外でもです。そして、一定のスペースがないと収容できませんから、そういうことで探しておりますが、そういう建物はそう多くはありません。大体こういうところかなというものは頭の中ではありますけれども、ただオフサイドセンターと県の災害対策本部が同じような場所になきゃいけませんし、そのために決めたとしても、いろんな整備をしなきゃいけませんから、じゃあ整備のための資機材は国がどういうふうにして負担するのかとか、そういう点が詰まっておりますので、そういう動向も見ながら、最終的な確定を行っていかうと思っておりますが、繰り返しになりますけれども、そうたくさん候補地があるわけじゃありませんから、そういうことを念頭に置いて、頭の体操はしております。以上であります。

○尾村利成議員 知事、私はさっきの知事再答弁、中電されたんだけど、私は中電に何が言いたかったかという、県民の84%が原発のない島根を望んでいるという、こういうデータがありますよと。そして、私が広域避難計画等で関係者に話を聞いて歩いたんです、いろいろ。どういう声が出ているかといえば例えば病院からは、避難する過程で病状が悪化して、命の危険につながるおそれがあると、または本当に寝たきりや重症心身障がいの方が無事に避難できるだろうか、こういう声、寝たきりの年老いた両親を遠くまで避難させるのはとても無理だと、自宅に残るという選択をせざるを得ない、こういう声があるわけです。こういう声をしっかりと事業者の責任としてつかむ、このことが大事だということを強調したかったわけでありませう。

放射性物質の拡散予測に驚きの声が広がっております。放射性物質の拡散が予想された区域で避難計画を具体化するのには当然だと思います。しかし、一旦事故が起これば、取り返しがつかない事態となることは明らかなのに原発の運転を続けるのは、私は間違っていることだと思います。直ちに原発からの撤退を、私は決断すべきだというふうに考えますが、どうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) 撤退という言葉がどういうことを具体的に意味されているか、いろいろな考え方がありますからはっきりしませんけれども、いずれにしましても、原発を含め、国のエネルギー政策をどうするかと、どういう手段で国民生活、あるいは経済活動に必要なエネルギーを確保していくのかというのは、これ国全体の問題でございまして、その点につきましては、国がいろんな検討をしてこういうことでやっていきますということを示して、国民に理解を得ると、そういう枠組みがないと、この問題をどうするかということについては答えが出ていかないわけでありませう。そこが大切なことですが、どういふふうにして行うのか、今総選挙を前にして、いろんな案が出てますけれども、言葉でいろんなことがありますけれども、そこら辺の内容はよくわからんわけです。こういうやり方ですと、リスクがあるのかないのか、あるいは経済に影響があるのかないのか。あるいは、電力料金等はどういふふうに影響が出てくるのか。あるいは、将来において、そもそも外国から輸入をせざるを得ないエネルギー関連の資源というのは確保できるのかとか、いろいろなことをちゃんと示して、こういう想定でこういうことを想定する必要があるからこうだとか、もう少しちゃんとしたと申しますか、そういうことがないと、言葉だけでは進まないと思うんです。まだそれができてない。今の政権におかれては、9月でしたか、案を出しましたね。そこもまだまだ明快でなかったわけでありませう。それも相当期間費やしておやりになりましたけれども、ないわけでありませう。やはり総選挙の後、どのよう政権ができるにせよ、その政権において、先ほど申し上げましたように、国民生活や産業に支障ができないようにエネルギーの供給をどのように確保するのかということがあり、その中で原発をどういふふう位置づけるのかと。そして、原発をすぐには廃止するという意見は余りありませんけれども、いずれにしても、原発の安全性というのはどういふ形で確保していくのか、そういうことをきちっと議論して、国民全体として決めていかなければならないというふうに、私は思います。

○尾村利成議員 知事が、私が先ほど撤退と言いましたけど、撤退とは何を言っているのかと、どういう意味なのかということと言われたんで、私が言った撤退とは何かということ言いたと思います。

私は、直ちに撤退すべきだと言いました。それは、政府の原発の再稼働方針はこれは撤回する。それから、活断層があるところに今運転している大飯原発は停止をさせる。そして、全ての原発を停止させたままで廃炉のプロセスに入るべきだ、これが私が言う撤退という意味であります。

なぜなら、それは第1に、福島原発事故は今もなお、終息するどころかその被害が拡大している。第2に、原発稼働を続ける限り、処理方法のない核にごみがふえ続ける。第3に、原発事故の原因究明もできず、実効ある避難計画の体制も計画もできていない。そして、第4に原発事故の恐ろしさを多くの国民が実感し、原発に頼らない社会への道を進もうという、こういう国民の意志は明白であるからであります。私は、この国民の願いに応えるのが政治の最大の使命だと考えます。そういう点で原発からの撤退を強く主張し、質問を終わります。

5. 2013年(平成25年)2月定例会一般質問[2013年3月1日]

「知事の政治姿勢(原発問題)について」

○尾村利成議員 次に、原発問題についてであります。

原発は未完成の技術であり、一旦事故が起きればコントロールできないものでございます。絶対安全な原発などあり得ず、福島原発事故を機に、即時原発ゼロを求める世論と運動が大きく盛り上がっているのは当然です。

安倍政権は、原発再稼働や新增設、原発輸出を公言し、前政権の2030年代原発稼働ゼロという極めて不十分な方針すら白紙に戻すとしています。電力会社、財界、そして電力会社の労働組合など利益最優先の原発推進勢力が原子力規制委員会に圧力をかけ、一日も早い原発再稼働を狙っています。この策動は、国民との矛盾を一層広げるに違いありません。

福島原発事故は、いまだに収束していません。15万人余りの県民が避難生活を余儀なくされ、放射能被害は国民に甚大な影響を与え続けています。事故の原因究明も尽くされていないのに、安全など語れるわけがないではありませんか。

原子力規制委員会は2月6日、小手先の対策を並べた新安全基準の骨子案を公表しました。新安全基準は、設計基準、炉心の損傷など苛酷事故対策、地震や津波対策などの3本柱となっており、新基準に合致する原発なら再稼働を容認するとしています。規制委員会が示した新安全基準の骨子案には問題が山積しております。その一つである地震対策も問題だらけでございます。

新安全基準の活断層定義は、12万から13万年前以降に動いたものという従来の定義を踏襲しています。そして、それが明確に判断できない場合にのみ、40万年前以降まで遡及調査をするとしています。政府の地震調査研究推進本部は、40万年前以降の活動を活断層の目安にしています。なぜ原発の規制だけが12万から13万年前以降に活動したものだけを活断層と定義するのですか。原発においても考慮すべき活断層の年代は、40万年前以降の活動とすべきではありませんか。

宍道断層や海底活断層など、島根原発周辺が地震の巣状態となっているもとの、最大の安全を担保すべきであります。知事の所見を伺います。

また、新基準は、活断層と原発の関係について、将来も活動する可能性のある断層等の露頭がないことを確認した地盤に設置すると規定し、原発の真下に活断層が走っていても、断層が地表にあらわれていなければ、その上に原発の設置を認めるという骨抜きの内容となっております。

このように、新基準は新たな原発安全神話をつくり出すものであり、再稼働判断の基準とは全くなり得ないものと言わざるを得ません。知事の所見を伺います。

○知事(溝口善兵衛) 次に、原発の安全基準につきまして2つ質問がありました。

原子力規制委員会の検討チームにおきましては、新安全基準の骨子をつくって、それを規制委員会が今パブリックコメント等に出しておるところであります。

議員が御指摘になった考慮すべき活断層の年代についての問題であります。今度の検討チームの骨子で

は、議員が御紹介になったように2つ主要なポイントがあるわけです。1つは、活断層の認定方法については、十二、三万年前まで調査しても活動性が明確に判断できない場合には、40 万年までさかのぼって調査をするというのが1つです。別の話として、活動性のある断層が地表面にあらわれているところは、原発の重要な施設をつくらないということでございます。まだこれで決まったわけじゃないわけです。パブリックコメントに付されて、あるいはほかの専門家の意見も聞いて、これから7月の発表される見込みである安全基準の中にどう織り込むかというのが、まだ規制委員会で議論をされるという段階でございます。

我々としては、いろんな意見が出てくるわけでしょうから、それをよく注視をし、我々の安全顧問、原子力安全顧問の方々の意見をお聞きしたり、あるいは同じような立地県の意見なども聞きながら、この問題についてもよく注視をし、必要に応じ政府に対し意見などを申し上げていきたいというふうに考えておる、これが現状でございます。

議員は、現段階の骨子案では、再稼働の基準とはなり得ないものと考えられるけども、意見はどうかと。その点につきましても、まだこれから専門家の意見あるいはパブリックコメントがあるわけですから、そういうものをよく我々も注視すると同時に、規制委員会が真に必要な基準をつくられるよう、安全基準をつくられるよう求めていきたいというふうに考えておるところであります。

○尾村利成議員 新基準の問題で、知事はその新基準を注視し、県原子力安全顧問の意見をよく聞き、原発立地県の意見も聞いて、必要に応じて政府に意見を申し上げていくと、こういう答弁だったですね。私は、新基準の中で地震対策を挙げました。私言いましたとおり、地震対策もこれとんでもないものだと思います。これは対策ではない、露頭があったとしても、原発の真下に活断層が走っていても、露頭がなければ設置を認めるというわけですから、こんな恐ろしい基準なんかあったものではない、私はこう思います。

それから、苛酷事故対策ですね。苛酷事故対策でどうなっているかといえば、これは原子炉格納容器が壊れた場合に備えて屋外放水設備を設置すると、こうなっているわけです。格納容器が壊れて放射性物質が拡散されても、このときには水によって放射性物質を沈降させるんだと、こういう不十分な対策なんです。こういう不十分な対策でありながら、原子力規制委員会の委員長というのは、世界最高水準の安全対策だと、こう言っているわけです、今現在。そして、政権党のほうも、安全を確認された原発は再稼働すると言っているんですよ。今、原発の局面はここにあるわけですよ。

ですから、必要に応じて政府に意見を申し上げていくというのは、それはいいんですけども、今規制委員会のトップが全く最高水準でもないのに世界最高水準だと言い、政権党が再稼働しようとしている、その局面にあるときに、私はこういう新基準でもって、もう7月はすぐなんですけども、稼働などされることは絶対に許されない、知事としてここは強く言っていきたいということでもあります。

○知事(溝口善兵衛) 原発の関係ですが、安全基準の問題、まだまだ議論中でございます。それから、規制委員会もいろんな意見を聞いてる段階であります。あるいはシビアアクシデント対策についても、それはいろんな意見が私はまだあるんだろうと思います。我々もこれからのプロセスの中で規制委員会の動き、あるいは各界の意見などもよく情報を集めたりしながら、関係の立地県などともよく相談しながら対応していかなくちゃいけないと。

いずれにしても安全基準はやはり国民の方が、なるほどこういう安全基準ができたのかというふうに、やはり政府がよくわかるように、いろんな質問なんかに対して答える体制が構築されるということが大事です。そういう意味で、まず実態としていい安全基準をつくり、そしてそれをわかりやすい形で説明をされることが必要だということでございます。

6. 2013年(平成25年)6月定例会一問一答質問[2013年6月14日]

「原発・新規制基準について」

○尾村利成議員 原発の問題であります。福島原発事故から2年3カ月がたちました。福島第一原発は、壊れた原子炉内から高濃度の放射性物質を含む汚染水が出続けています。管理を誤れば、大量の放射性物質が外部に出かねない状況にあります。そして、今もなお15万人が避難生活を余儀なくされています。福島

は事故収束とほど遠い深刻な事態にあると思いますが、知事はどのように福島を見ておられますか。

○**知事(溝口善兵衛)** 御指摘のように、福島第一原発におきましては発電所で汚染水がまだふえ続けておるわけであり、この処理対策も強化をしていかなければならないという状況にあります。それから、炉心の中にあります核燃料を取り出すことをしなきゃいけない、まだその準備作業の段階であります。そしてまた、住民の被曝線量低減に向けた周辺地域における除染作業も終わってないわけでありまして、これも続けなければならないという状況でありますので、そうした中で、依然多くの住民の方々が避難を余儀なくされておるわけであり、事故が収束したという状況にはないというふうに思っております。

○**尾村利成議員** 事故は収束していないわけであり、こういう中で、今安倍内閣は原発の再稼働、そして原発輸出を進めようとしています。私は、福島第一原発の今の現状というのは原発推進路線の破綻を示していると思えます。福島事故の教訓は、原発は過酷事故を起こせばコントロールできない、制御できないということを明らかにしたことだと考えます。事故の収束もできていない、そして被災者の生活再建もできていない、こういうもとの、私は原発再稼働とか原発を輸出するなどという政策というのは論外だと考えますが、知事はどのようにお考えですか。

○**知事(溝口善兵衛)** 福島原発で起こったことを可能な限り教訓とし、実態の把握をし、そのためにどういう対応が必要なのかということをや、そういう作業を行いながら、この日本全体としてエネルギーを将来にわたってどのように確保していくのか、その中で原発をどのように位置づけていくのか、それは政府の仕事であります。エネルギーをどう確保するかということは、経済活動あるいは国民の生活に大きく影響するわけでございます。その作業をした上で、国民に政府は原発の再稼働についてどういうふうに関心かけられるのか、その作業はまだ終わってない段階でございます。

それから、この原発の事故を踏まえて規制委員会が新たに設けられ、ずっと検討されております。大きな地震動を想定して安全基準をさらに強化をするとか、あるいは津波などによる対応が十分でなかったわけございまして、そういうものに対する安全基準を強化する、いろんなことをやっておられて、その安全基準を満たすかどうかということ、これをまず規制委員会のほうでチェックをされ、その上で再稼働をどうするかという問題になってくるわけございまして、まだその途上にあるというふうにご考えております。

○**尾村利成議員** 民主党政権のときだったですけど、収束宣言、国がやったんです。収束宣言、原発の。私は、今国は収束宣言をまず撤回することが第一にやることだと思えます。そして、収束と廃炉、除染と賠償を、みんなの英知を総結集してやり抜くことが必要だと思えます。そして、今もなお避難を強いられている15万人、福島県民の生活と健康に全面的に責任を持つ、私はこれが今国がやるべき本当のことだと思っております。

原子力規制委員会は、過酷事故を前提とした新規規制基準を7月から施行し、再稼働の審査を開始しようとしています。県は新規規制基準、案ですが、どう評価していますか。防災部長に伺います。

○**防災部長(大國羊一)** 今御紹介になりました新規規制基準、まだ案の段階でございますが、この規制基準の作成に当たりましては、まずは公開の場で専門家のヒアリングをするとか、あるいは2回にわたってパブリックコメントをとるといような、非常に透明性の高いプロセスを通じて作成をされてるところでございます。

先ほど知事も申しましたように、福島第一原発事故の教訓を反映したというか、それを踏まえたものとして新規規制基準っていうのはつくられなきゃならないわけですけども、各種、例えば政府事故調ですとか、あるいは国会事故調ですとか、そういう各事故調査委員会の指摘などを踏まえて作成をされておる、あるいは内容といたしましては、地震、津波に対する設計基準を強化するという内容が盛り込まれておったり、シビアアクシデント対策を新たに設けて、そういうことを義務づけをするという内容になっております。さらには、今後、新しい知見が出てまいりますが、それを既存の原発にもさかのぼって適用するという、いわゆるバックフィットと言われておりますけれども、そういう制度も導入するといようなことが行われておられて、現時点では盛り込めるべきものについては盛り込まれておるというふうに見ております。

一方、事業者に対しましては、この新規制基準は最低限の基準を示したものであって、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すことが求められておりますし、また原子力規制委員会自身も、個々、具体の原発の審査を通じて、この新規制基準の実効性を高めていくというふうに言っていると思います。こうしたことから、私どもといたしましては、原子力規制委員会の今後の具体の審査状況等についても注視をしまいたいというふうに思っております。以上です。

○尾村利成議員 防災部長、ちょっと、じゃあ私細かいこと言うかもしれませんが、今大きなことを答弁されたんで。私は、新基準というのは小手先で曖昧なものだと言わざるを得ないわけです。例えば、これはさきの議会でも言いましたが、原発の真下に活断層が走っていても、断層が地表にあらわれていなければその上に原発の設置を認めるという、そういう骨抜きのものに、まずなってる。それから、各原発の地震、津波想定に関する具体的な数値制限は示されず、電力会社の裁量で甘い想定にできる、こういう批判もあるわけです。具体的なことを言って申しわけないですが、で、パブコメ、これやったわけです。パブコメの中でも、意見公募の中でも多くの批判が国民から湧き上がってるんです。その内容を御存じでしょうか。

○防災部長(大國羊一) 先ほど申しましたように、パブコメは2回にわたって行われております。まず最初に、新規制基準自体の考え方ということが骨子案として示されておまして、それについて2月に行っておりますし、その骨子案を、具体の条文っていいですか、そういうものに落とし込んだものについてのパブコメっていうのが、この4月から一月間かけて行われております。

それぞれに寄せられました件数ですが、最初のものに対しては4,379件、2回目の先般行われましたものについては2,112件のコメントが寄せられております。最近のものについてはまだ整理ができておりませんので具体的に分けてお答えができませんが、最初に行われました4,000件余のものにつきましては、規制委員会の区分によりますと、いわゆる津波とか地震に対しての意見として1,541件、それから設計の基準ですとか、あるいはシビアアクシデントについて2,838件というような分類がされております。

その津波あるいは地震に対してのパブリックコメントの中で、いわゆる規制基準に対して異を唱えておるものということで申し上げますと、例えば活断層の認定っていうのは、規制基準は十二、三万年前にさかのぼって調べると言っておりますが、そうじゃなくて、一律40年前までさかのぼってやるべきじゃないかというような御意見、あるいは原発建物の真下に活断層がある場合だけでなく、近傍に活断層がある場合によっても全ての原発の活動を禁止すべきじゃないかとか、そういうような意見も寄せられておるといことは承知しております。

○尾村利成議員 私は、この新基準の最大の問題はどこにあるのか。これは、福島原発事故の事故原因がわからず、事故の検証が、検証を踏まえたものじゃ、これないわけです。私はここが最大の問題だと思います。知事に伺いたいのは、福島事故原因の究明なしに安全な基準などつくることはできない、私はこのように考えますが、知事はどうお考えでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) それは定義としてはそういう定義も可能かと思えますけども、原発の事故がどういふふうにあったかということはいろんなデータでわかるわけでありまして、詰め切れないところは、それは現場をずうっと長く調査したわけじゃないですから、まだそういう状況じゃありませんから。したがって、そこは地震等の想定とか、あるいは活断層についての想定とかを厳しくすることで対応しておるのが現状だろうと思えます。それは、そういう事態がしばらく続くっていうことは、やむを得ないわけがあります。それは可能な限りやると。その後さらに出てくれば、それはさらに新基準に追加をしていくこととなりますけども。

そういう中で、日本全体のエネルギーの確保をどういふふうにしたら、国民全体あるいは国の経済活動にとって必要なのか、いいことなのかどうなのか。そういうことをやはり政府が国のエネルギー政策としてしっかりした案を出して、それについて国民の御意見を聞いて、その上でどうするかということにならざるを得ないだろうというふうに思えます。議員のような考え方もあると思えます。全てが解明されない一切だめだっという意見も当然あると思えますけども、そこはほかのものとの兼ね合いでもあるわけでございます。こういう政策の選択っていうのは常にある普遍的な問題だろうと思えますが、政府におかれては、ああいつ

た当初予想もしないような事故になったわけですから、慎重に慎重をきわめた上で安全基準をおつくりになる。そういうことについて、専門家でありますとか、あるいはいろいろ御意見お持ちの方々、そういうことでいいのかわかっていうチェックをする、そういうプロセスを経ながら進まざるを得ないんだろというふうに思います。

○尾村利成議員 知事、これは、この新基準づくりというのは、これは再稼働を急ぐためのスケジュールに合わせたものだったんです。それは御存じでしょう。原子力規制委員会設置法によれば、規制委員の発足から10カ月が規制基準施行の期限なんです。だから7月18日までにつくらなきゃならないという、これが期限なんです。だから、どういうことを原子力規制調言ってるかといったら、これはずさんじゃないかという、そういう国民からのパブコメで批判があれば、または委員会の中の委員からの批判があれば、時間が足りなかったと、こう弁明してるわけです。私は、これはとんでもないことだと思います。

新基準っていうのは、見てみると、敷地外への放射性物質の拡散を抑制する設備、手順等を整備すると規定してるわけです。これ、どういうことかといえば、過酷事故の発生とか住民が被曝することっていうことを、こういう住民被曝という原発事故の発生を前提にした基準なんです、これ。こんなものが世界最高水準の基準なわけが私はないと思います。再稼働判断の基準など、こういう基準は新基準に私ならないと思いませんけど、どうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) 私は、それは尾村議員のおっしゃるような考え方もあり得ると思います。しかし、科学的な知見、人間の能力にも限界があるわけがございます。そういうものはほかにもいろいろあるわけで、いろんな政策をとるときにその効果がどうであるのか、メリット、デメリット、いろんなことがあるわけがございます。それは、やはり国民の間で見解の違いっていうのはあると思います。そういう問題につきましては、できる限りそういう科学的な分析をし、それを踏まえて国民がどういうふうを選択をされるのか、あるいは選択した結果、国民生活あるいは経済活動にどういう影響が出るのか、そういうことを考えながら、国としての決定でありますから、そういうプロセスを通してやっていくっていうことが、やっていく以外に、こうだということをやなかなか決めるっていうのは難しい問題だというふうに思います。

○尾村利成議員 時間が来ましたんで、じゃあ私は私の考えを申し述べて終わります。

安倍政権は、当初、世界最高水準の安全基準をつくると言っていました。しかし、首相自身、原発に絶対安全はないと認めざるを得なくなりました。原子力規制委員会も、当初安全基準という言葉を使いましたが、規制基準と言い変えました。世界最高水準の安全基準をつくるという方針は、完全に破綻しています。だったら、再稼働、この方針は撤回すべきだと思います。事故原因もわからない、収束もできていない、安全基準もできていない、そういう政府に、私は再稼働など許されないとします。再稼働と原発輸出を中止し、原発ゼロの政治決断をし、再生可能エネルギーへの大転換を進めることを強く主張して、質問を終わります。

7. 2013年(平成25年)9月定例会一般質問[2013年9月25日]

「原発・新規制基準について」

○尾村利成議員 原発の新規制基準についてです。福島第一原発では、放射能で汚染された地下水が海に流出し、タンクから高濃度汚染水が漏れ出す事態が相次ぎ、放射能汚染の拡大をコントロールできない非常事態に陥っています。安倍政権は、原発再稼働ありきの立場に立ち、放射能汚染拡大という危機に直面しているのに、世界一安全な原発技術を提供できると言っていて、原発輸出推進の無責任な態度をとり続けています。

7月に新規制基準が施行されて以降、電力4社、6原発12基の再稼働に向けた規制基準適合性に係る審査、安全審査、これが原子力規制委員会に申請されました。現在、安全審査は、3つの審査チームの80人体制で、週3回のペースで進められています。原子力規制委員会は、危機的事態が続く福島第一原発にはたった10名程度の職員しか常駐させていません。しかし、再稼働に向けた安全審査の人員はさらに増員しようとしています。規制委員会のあり方が全く逆立ちしているではありませんか。

今やるべきことは、汚染水問題解決に向けて専門家や技術者の知恵と力を総結集することです。原発再稼

働に奔走する電力会社や規制委員会の姿勢は非常識であり、営利優先と言わなければなりません。

知事に伺います。

原子力規制委員会は、再稼働審査優先の姿勢を改め、福島事故の収束にこそ人的・物的資源を集中させ、総力を挙げるべきです。所見を伺います。

中国電力は6月14日、島根原発2号機の再稼働、3号機の新規稼働に向けて、規制委員会に安全審査を申請する考えを示しました。私は、この稼働方針に対し、6月20日には中国電力島根支社に、9月6日には中国電力本社に抗議の申し入れを行いました。中国電力は、原発は100%安全ではないと認めながらも、安全対策が完了し地元の理解が得られれば安全審査を申請したいとの原発推進の考えを表明しました。私は、この中国電力の発言に対し、原発稼働の地元合意は全くないもとの稼働に向けての安全審査の申請など論外であると強く主張したところです。

知事に伺います。

県は、安全審査申請の条件として、安全協定第6条に基づく県と松江市の事前了解を求めています。これは当然のことです。中電が言う地元の理解とは、県や松江市はもちろんのこと、原発から30キロ圏内の出雲市、雲南市、安来市の周辺3自治体の理解も当然必要と考えますが、県の考えはどうですか。

福島原発において、原子炉の状態は全くわかっていません。事故原因は未解明であり、安全な基準などつくれるわけがないではありませんか。新しい規制基準と言いますが、福島事故の原因究明、教訓が反映されていないわけですから、事故の前の基準にとどまった古い基準でしかありません。新規基準は再発防止基準とはなり得ません。知事の考えを伺います。

原発問題の最後は、複合災害についてです。

7月、8月の豪雨災害を目の当たりにして強く感じたことがあります。今般の大雨災害によって、たくさんの道路が冠水し寸断される被害が発生しました。原子力災害に備えた広域避難計画が策定されましたが、原発事故の発生と大水害や大地震が重なったとき、果たして計画どおりの避難が可能でしょうか。本当に県民の命と安全を守ることができるのでしょうか。

今般の豪雨災害を教訓に、豪雨災害や地震災害と原発災害が重なる複合災害を想定した実効ある地域防災計画・避難計画の策定が求められています。知事の所見を伺います。

災害対策の基本は、被害の発生を未然に防ぐことにあります。その点では、技術的に未完成で危険な原発からの撤退こそ減災の考え方に合致し、県民の命を守る確かな保障であることを強調し、質問を終わります。

○知事(溝口善兵衛) 次に、原子力規制委員会の関連の質問でありますけども、福島原発の事故が収束していない状況で、再稼働に向けての審査を優先するのではなくて、収束に全力を挙げるべきではないかという御質問でございます。

福島原発は、大量の汚染水問題など、収束はしてないわけでありまして。そこで、政府は前面に立って、東電でなく政府が前面に立って汚染水問題などに取り組むということでございますので、早く取り組んで実績を上げてもらいたいというふうに考えております。

他方で、原子力規制委員会は、収束の作業にも関与しておりますけども、原発の新基準に向けた審査も行うということで、両方やっておるといのは御指摘のとおりでございますが、原発は稼働してなくても核燃料があるわけございまして、やはり早く安全審査をするということは再稼働と関係なく大事なことでございます。そういう意味におきまして、新基準を7月に発動したわけでありまして、それに基づいた審査を行うというのも規制委員会の極めて大事な任務であります。もともと規制委員会ができたのも、そういうことをするためにできたわけでありまして。両方の任務を規制委員会が適切に対応されるということが大事であります。

それから、原発の安全審査の申請に当たっての地元の理解について御質問がありました。

島根原発の安全審査の申請に当たっては、立地自治体の松江市だけでなく、周辺の出雲市、安来市、雲南市の意見も、私どもとしてよく聞いてまいります。その上で、県としてどういう対応をするかということをもとめ、議会にもお諮りをするというふうに考えております。

周辺3市は、県の安全対策協議会に委員として入られることになりまして、前回行った安対協でも既に3市の代表、市長さん、市議会議長さんなどが加わっておられるわけでございます。そういう場を通じて周辺3市の意見はお伺いできますし、あるいは個別にいろいろ私のほうにお話に来られる場合もあるでしょうし、

いろいろな形で御意見をよく聞いて、我々はそういうものも総合的に判断して方針を決めていきたいと、そして議会にも諮りたいというふうに考えておるところであります。

原発の新規制基準に関連をしまして、福島事故の原因が全部わかっているわけではないので、その点をどう考えるのかという御質問であります。

福島原発事故の原因は、かなりの部分はわかっているというのがあるわけでありまして、もちろん原発の一部には内部の状況がわからずに、最終的に全てわかったという状況ではないと思いますが、しかしわかっているものは新基準の中に反映をされておると。しかし、わからない部分につきましても、地震とか津波の想定の方を厳しくするということによって対策が厳しくなるわけでありまして、そういう形で間接的に考慮をしておるというふうに説明をされておりますし、それからそうした対策にもかかわらず万が一のシビアアクシデントが生じた場合でも対応できるように、今般、シビアアクシデント対策というのが新設をされたわけでありまして。そしてまた、規制委員会としては、先般の説明でもありましたが、新しい知見が出てくればそれは規制基準の中に逐次織り込んでいくということでございます。それから、バックフィットという体制もつくりましたから、いろいろな基準が認められても、後で新しい基準ができればそれに合わせた基準の強化をクリアしなきゃいかんということになっておるわけでありまして。そういうことで対応しておるところであると私は理解をしております。

次に、議員は、豪雨災害や地震災害と原発災害が重なる複合災害を想定した場合の対応はどうかという御質問であります。

島根県では、県内に災害が起きた際の対応を3つに区分をして対策をつくっております。1つは、豪雨、台風等による災害に対応するもの、風水害等対策編ということに地域防災計画ではなっております。それから2番目は、地震、津波による災害に対応するもの、震災編であります。そして3番目に、原発の事故による災害に対応するものとして、原子力災害対策編と、3つの対応について計画をつくっておるとことです。これらの災害が同時に発生した場合には、それぞれの災害について定めている応急対策を基本に、災害の状況に応じましてこれらを組み合わせた対策を実施をしていくという考えであります。

また、県では、そういう計画以外に、複合災害が起こってもいろいろな影響を大きくしないような対策も現実にとってきておるわけでございます。例を、若干長くなりますが、大事なことなのでちょっとお話をしますと、例えば地震が発生した場合でも災害対策の司令塔となる県庁あるいは出先機関が壊れないようにするための工事を行う、あるいは県庁等につきましても、あるいはオフサイトセンターにつきましても代替的な施設に移るといった準備もしておるわけでございます。それから、主要な橋が壊れないように――避難する場合にですね――するための工事というのも行ってきたおるわけでありまして。それから、通信につきましても、通常の通信回線が使えなくなった場合にも通信連絡ができるように、防災行政無線や衛星携帯電話等の整備を進めております。それから、放射線量を測定するモニタリングポストをふやしたわけでありまして。固定式のものにつきましても耐震化工事を行う、そして電気がなくなりますとモニタリングポストも使えなくなりますから、そういうものに対して非常用発電機の整備を行うと。それから、通常の電源が使えなくなった場合もオフサイトセンターが機能するように、非常用発電の整備に加え、高圧電源車からも受電できるように改修工事を行う。また、避難対策を検討する上では、津波の被害が想定される道路、例えば弓ヶ浜半島の国道431号線などがありますけれども、原則として避難ルートから除外をしておくとか、あるいは強い地震が発生すると復旧に時間がかかる鉄道は原則として移動手段から除外をします。避難指示が発令した後、原発から30キロ圏よりも外へ避難するのにどのくらいの時間を要するのかシミュレーションをする際に、一部の道路が通れなくなったケースなども計算をしますと、そうしたことで対策の強化を図ると。こういうもので十分とはとても言えないと思いますが、できる限りそういう対応は事前にもやっていきたいというのが県の考えであります。

○尾村利成議員 知事、再質問は原発の新規制基準、9月13日に県の安全対策協議会で規制庁から御説明いただいたと。私も参加し、発言をいたしました。

1問目の質問で私は、規制基準というのは福島事故の原因究明、教訓が反映されていないと、再発防止基準とはなり得ないと思うがどうでしょうかという、こういうお尋ねをしました。この点でもう少し踏み込んだ御答弁いただきたいもので、再質問をします。

新規制基準の評価なんですよ、要は、新規制基準をどう評価するかということなんです。私は、新規制基

準の評価は評価として、福島事故の原因究明、それから技術的な知見が出ていないと思っています。福島事故の教訓が明らかでないという点は、知事も若干答弁で述べられました。事故の究明はされていないんです。原子力規制委員会が今どういう状況にあるかといえば、5月に設置した事故分析検討会、福島原発事故の事故分析検討会によって、今この5月から国会事故調とか政府事故調の指摘に基づいた議論が始まったばかりなんです。これは事実なんです。だから、福島事故の事故原因というのはほとんど明らかにされていないんですよ。

私は、この地震の問題で考えてみても、あの地震ですね、東北地方太平洋沖地震、2年6カ月前のあの地震がどのように起こったのか、原子炉格納容器や配管などにいかなる影響を与えたのか、これらも全く新規制基準の中には反映してないんです。地震を考えると大事なことは何かといえば、どの断層が一番大きな影響を与えるのかという活断層の評価、断層の評価、そして断層の評価とともに、断層がいかなる連動をするのか、活断層連動性の評価、そして基準地震動の評価というのが大事だと思うわけです。今回の規制基準見てみても、基準地震動の値というのは全く5年前と変わってないんですよ。すなわち5年前というのは何かといえば、2007年に新潟で、柏崎刈羽原発が中越沖地震で想定地震動を超えた地震に見舞われたわけですよ。で、2008年以降、島根原発も基準地震動を見直したわけです。だけども、全くその基準地震動見直しも今回の新規制基準の中には盛り込まれてないんですよ。

だから、私は、この新規制基準というのは安全を保障する基準ではないと思うんです。だから、この新規制基準を幾らクリアしたからといって、その原発は安全が担保されたものではないと思うんですよ。だから、私は、再発防止基準に新規制基準はなり得ないがどうでしょうかとお聞きしました。ここは知事、どうでしょうか、安全担保する基準でしょうか。私は、これは全く違うと思いますよ。この点で御答弁いただきたい。

○知事（溝口善兵衛） 尾村議員の御質問にお答えをいたします。

ただ、この問題は非常に技術的な問題でございますし、専門的な知識が必要でございますから、規制委員会がこの前、議会そして安対協で説明したこと、またそのときに資料を配っておりますけれども、そういうものに基づいて先ほどの答弁をしたわけでありまして。議員の御質問の趣旨は、全部わかってないじゃないかと、だから反映されてないんだと。それは全部わかってないという点では言えると思うんですね。それは全部原子炉の中の状況がわかってるわけじゃないですが、わかる範囲のところは全て入れておるとというのが規制庁の説明ですね。しかし、わかってなくても、現実に事故が起こったわけですね。冷却機能が停止するとか、それで炉心の損傷が起こるとか、あるいは格納容器の破損が起こるとか、いろんなことが、事象が起こったわけですね。だから、そういうシビアアクシデントが起こっても対応できるような対策をとりなさいというのが新規制基準の中に含まれてるわけです。だから、先ほどは、間接的に反映されてると、これ私流の解釈で言ったわけですがけれども、そこら辺正確かどうかは別として。

そういうことでありまして、それから地震に対する設計基準の強化のほうも、私どもの聞いてるところでは、原発の敷地の地下構造を3次的に把握して、より精密に地震動を想定をしたとか、あるいは活断層の認定に当たりまして、断層の活動性が12年から13万年前以降では判断できない場合には40万年前以降までさかのぼって活動性を評価するとか、あるいは重要施設が活動性のある断層等露頭がない地盤に設置をしなければいけない、そしてそういうものに対する対応を基準の中に入れてるということでございます。概念的にはそういう説明でございまして、ただ議員のおっしゃる点につきましては、私どものほうでさらに議員に詳細をお聞きして、規制庁のほうにこういう考えについてはどうかということは調べてみたいと思いますので、また今の答弁の中ではできない部分もありますから、そういう手当てをしてはどうかと思いますので、また御相談させていただきます。よろしく申し上げます。

○尾村利成議員 知事、私は、福島原発事故の事故原因が究明されていないから新規制基準が不十分だと、こうだけじゃないんですよ。事故原因が究明されていないじゃないんですよ。すなわち、原子力規制委員会が設置されて10カ月以内に新規制基準はつくらなければならなかったわけです。拙速だったんです。シビアアクシデント対策が前提になってるでしょ。いわゆる被曝が前提になってるんですよ。私は危ないと思うんですよ、これは。だから、規制基準そのものに問題があると思うわけでありまして。以上です。

8. 2013年(平成25年)11月定例会一般質問[2013年12月2日]

「原発問題について」

○**尾村利成議員** 原発の問題であります。

11月21日、中国電力は、国への安全審査申請表明を行いました。福島原発の事故はいまだ未解明であり、実効ある避難計画もまだできていません。こういう中での原発の再稼働宣言など、私は断じて容認するわけにはなりません。この局面での知事の認識を何点か問いたいと思います。

知事、まず第1点目、福島原発の事故原因、究明されたと思いますか。

○**知事(溝口善兵衛)** 福島原発の事故の原因につきましては、政府における調査委員会でありますとかいろいろな形で調査も進んでおりますし、原子力規制委員会もその調査をしておるわけでございます。もちろん100%その原因が解明されたという事態には至っておりませんが、相当程度の原因の分析はできまして、それに基づきまして規制基準等が新たに作成をされ、原発の安全審査をするために、そういう準備ができたところから審査を受け付けますということを規制委員会は各電力会社に伝えておると、こういうことでございます。中国電力におきまして、そういう準備ができたので審査を申請をするということで、松江市、島根県に対しまして申請の事前了解を求めておられるというのが現状でございます。

○**尾村利成議員** 福島では原子炉の状態はわかってませんね、まだ。そして、規制委員会の事故分析検討会での議論も始まったばかりであり、事故原因は未究明であります。

知事、新規基準、これは安全を担保する万全の基準と考えていますか、どうですか。

○**知事(溝口善兵衛)** その点につきましては、各原発につきまして、規制委員会の指示等に基づきまして各電力会社が安全対策を講じてきて、規制委員会の基準に合致するというふうに判断をするところから、電力会社がですね、申請を出して規制委員会の審査を受けると、こういうことでございます。そこはやはり原発の所在する環境等によりましてそれぞれ状況は違う、講ずべき状況も違うところがあるわけでございまして、その点は原子力規制委員会が個々に各原発ごとに厳密な審査をされると、こういうことでございます。その結果を私どもは聞きまして、またその審査結果に基づきまして、例えば県の原子力安全顧問でありますとかいろいろな方々の意見を聞いて総合的に判断するというのが私どもの立場であります。

○**尾村利成議員** 私は、新基準は、これまでも議論してきましたけれども、抜け穴だらけのずさんな基準と言わざるを得ません。後に、この問題はまた後で質問したいと思います。

そして、実効ある避難計画、策定されていると思われませんか、どうですか。

○**知事(溝口善兵衛)** 万が一の対応ということも、原発の総合的な安全性を確保するために大事な課題でございます。政府におかれましては、そうした対策を講ずるよう地域の計画をつくるということを指導されておられるわけであります。それから、9月におきましては、そうしたものを各原発ごとに調査・検討しなければならないということで、国及び所在県、市町村等とチームをつくりましてその検討に入っていると、こういうことでございます。ただ、島根県のほうは、そういう国の指示がある前から、万が一の事態が起こったときに避難ということがまず必要なわけでありまして、その避難先の確保を中国地方の隣県にお願いをするとか、そして周辺の市におきましてはどの地区の方々がどこに万が一の場合は避難をすると、そういう計画づくりをやっておると、そういう過程でございまして、万が一の対応につきましてもできるだけの努力を今しておると、こういう状況でございます。

○**尾村利成議員** 確認します。実効ある避難計画は策定中だと、進行形だということでもいいですね。

○**知事(溝口善兵衛)** そういうことでございます。

○**尾村利成議員** 知事、中国電力が国への安全審査申請を急ぐ理由は、これは誰が考えてもそうだと思うんですが、私は原発の稼働が目的だと思います。どうでしょうか、どうお考えですか。

○**知事（溝口善兵衛）** その点は先ほど申し上げたとおりでございますが、福島原発事故の後、国の原発に対する規制が法律によって変わったわけでありまして、そして、新たな法律によって規制委員会ができたわけでありまして、そういう新たな枠組みの中で、各電力会社は新しい規制基準を維持するように求められておるわけでありまして、そして、そうした規制基準に適合しない場合は、それに応じた対策をとる必要があるわけでありまして、その場合には、いろんな施設の変更をしなきゃいかん。既に国の指示において変更を行って、工事が終わってるものもあります。まだ途中のものもあります。これから行うものもあります。そういうもの全てについて、電力会社は規制委員会に対しまして設置変更の許可を受けなければならないという法律の枠組みがあるわけございまして、それに基づいて、中国電力は今般、中国電力が行っている対応でいいのかどうか、それを規制委員会に審査をしてもらおうと、その届け出をしたい、届け出をするに際して安全協定に基づいて松江市と島根県に事前了解を得たいと、こういうものでございます。そして、審査が規制委員会によって終わりますと、規制委員会は関係の所在の市町村に説明をすると、こう言っておりますから、それを聞きまして我々は総合的に判断をするという手順になっておると、こういうことでございます。

○**尾村利成議員** 知事ね、ここ大事なとこなんです。中国電力は原発を再稼働したいから、安全審査申請を出したいわけ。知事はこの間、原発が稼働しようと、または未稼働であろうと、規制委員会の審査を受ける必要がある、こういう御答弁されてきましたね。この論でいくと、この考え方でいくと、島根原発1号機は安全審査を受けないといけないという立場なんです。それでいいですか。

○**知事（溝口善兵衛）** それは準備ができたところから申請をするということになっておりますから、中国電力において、まだそういう準備が整ってないというふうに説明があったかと思えます。

○**尾村利成議員** 準備も何も、全く安全対策とってないんですよ。だから、私は1号機の廃炉をきちっと要求すべきだと、このように思うわけでありまして。

新基準の問題で議論したいと思えます。新規制基準、それから中国電力の安全対策は、過酷事故を想定しながら、汚染される冷却水の処理や地下水の調査、対策が含まれておりません。放射能汚染水対策が何ひとつ盛り込まれていない新基準、そして中国電力の安全対策は不備ではありませんか。ずさんではありませんか。所見を伺います。

○**知事（溝口善兵衛）** 新しい規制基準によりますと、福島原発の事故を踏まえまして、過酷事故が起きないように地震そして津波対策が強化をされた、そういう基準になっておるわけ。したがって、今までの対応では不十分なものがありますから、電力会社は規制基準に合うように対策をとらなきゃいかんと、それをやっておるわけでございます。

そういう中で、仮に過酷事故に至った場合も事故が深刻な事態に進むのを防止するために、従来なかったシビアアクシデント対策の実施が新設、義務づけられております。また、その場合の汚染水対策につきましては、海洋への汚染水の放出を抑制するための設備の設置が新規制基準の中で定められております。

○**尾村利成議員** 知事、福島原発では今何が起こってるのか。福島原発では、1日に約800トンから1,000トンの地下水が原発敷地内に流入しているわけでありまして。その地下水の経路、そして流速、流量などの実態が正確に把握されていません。島根原発でも、この地下水の調査とか対策などは皆無ですよ。御存じですか。

○**知事（溝口善兵衛）** 先ほど申し上げました海洋への汚染水放出を抑制するための設備の設置が新規制基準の中で定められております。それは規制委員会が、原発の所在地ごとにそういう状況がいろいろ違いますから、そこは具体的な対策を、電力会社の対策を規制委員会が申請を受けてチェックをする、審査をする、こういう手続になっておるわけでありまして。

の審査は原発再稼働への道、稼働への第一歩につながるものです。そういう意味で、審査申請、事前了解を与えないことを強く求め、質問を終わります。

9. 2014年(平成26年)2月定例会一般質問[2014年2月20日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 質問の第1は、知事の政治姿勢についてです。まず、原発問題について伺います。

福島原発事故から3年を迎えようとしています。福島では、今なお14万人が先の見えない避難生活を強いられ、事故は収束するどころか、放射能汚染水が制御できない非常事態が続いています。事故から3年経過した今日においても事故が収束せず、生活再建が果たせない福島の現状を知事はどう見ていますか。福島事故の教訓をいかに総括し、島根の県政に生かす決意ですか。知事の所見を伺います。

どの世論調査でも、原発は今すぐ廃止、将来は廃止の声が7割から8割に上っています。国民の願いは、危険な原発とは共存できないということにございます。しかしながら、安倍政権は原発を基盤となる重要なベース電源として、将来にわたって維持、推進し、再稼働を進めるとしたエネルギー基本計画案を発表いたしました。この計画は、今なお原発被害に苦しむ福島の人々への重大なる背信であり、原発ゼロの日本を願う国民多数の民意への挑戦にほかならないではありませんか。知事の所見を伺います。

原発は、一たび重大事故を起こし、放射能が外部に流出する事態になれば、人類はそれを制御する手段を持ち得ていません。使用済み核燃料の処理方法も確立しておらず、技術的に未完成な原発の再稼働など論外であります。知事の所見を伺います。

中国電力は、国民の願いに逆らって原子力規制委員会に適合性確認審査申請を提出いたしました。私は、2月4日、原子力規制委員会に出向き、原発再稼働に向けた確認審査申請審査の中止、規制委員会は福島原発の汚染水問題解決にこそ人的資源、物的資源を投入すること、そして島根原発を含め、全国の原発の再稼働に向けた活動の中止を強く求めたところであります。新規制基準には汚染水対策や避難計画などが審査基準に盛り込まれていません。全く不十分で、安全を担保する基準とは言えないではありませんか。新基準の問題点、課題はどこにあると考えていますか。知事に伺います。

次に、島根県エネルギー自立地域推進基本条例についてです。

今議会には、住民の直接請求議案としてエネルギー基本条例が提案されました。議案上程に当たって、知事は本条例に対する知事としての意見を述べました。知事意見では条例に対する否定的な意見のオンパレードであり、再生可能エネルギー普及を願う県民の意思を尊重する姿勢が全うかがえないものでありました。署名の集約に際し、住民からは、「こういう署名を待ちに待っていました」、「地産地消の安全安心のエネルギーこそ大切です」、このように異口同音に語られ、署名を断る人はほとんどおられなかったということがあります。県政の主人公である県民から、短期間に約8万3,000筆もの熱い願いが県政、県議会に寄せられ、託されました。この県民の願意を知事は重く受けとめるべきであります。所見を伺います。

原発推進派は、再生可能エネルギーは供給が不安定、コストが高いと言います。しかしながら、再生可能エネルギーは普及が進めば進むほど、また多様なエネルギーの組み合わせが進むほど、供給が安定しコストは低くなります。一方、原発は、福島事故に見られるように事故の処理、除染、復旧、復興などの収束費用や賠償費用が莫大であります。そして、使用済み燃料の再処理費用、廃炉及び放射性廃棄物の最終処分費用などのバックエンド費用が不確実であり、その上、避難計画作成や防災対策費用などを加えれば、原発こそ究極の高コストではありませんか。知事の所見を伺います。

条例では、省エネルギーと再生可能エネルギーの積極的な導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を創出させ、豊かな自立した地域社会を形成する、このような理念をうたっています。エネルギー自立地域形成の取り組みは、産業の振興、雇用の確保、地域の再生の確かな道であり、島根再生の切り札となることを私は確信するものであります。知事の所見を伺います。

福島県では原発ゼロを決断し、その実現を国に求めています。福島では県議会において全ての会派が原発ゼロを宣言しました。そして、福島県は復興ビジョンにおいて、今回の原子力災害で最も深刻な被害を受けた福島の地においては、原子力に依存しない社会を目指す、そして再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図る、このように福島復興ビジョンで宣言したのであります。島根県においても、原発推進という民意に背く

国の間違った政治に立ち向かい、県民の命を守るために国に対して原発ゼロを主張するべきであります。国待ち、国依存の姿勢を改め、島根から安全安心の自立エネルギー推進政策を発信し、日本一の再生可能エネルギー推進県を目指すべきではありませんか。知事の所見を伺います。

○知事（溝口善兵衛） 尾村議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初の質問は、福島原発事故の現状と教訓についてどう考えるかと、こういう質問であります。

福島原発では大量の汚染水問題、あるいは多くの住民の方々が避難を余儀なくされておるといった状況から、当然のことでございますけれども、事故が収束したというような状況にはないと認識をしておるところであります。政府におかれましては、一刻も早い事態の収拾に向け、全力を尽くしてもらいたいと考えておるところであります。

福島原発事故の原因等を勘案して、新しい規制委員会におかれて新しい規制基準をつくられて、今幾つかの原発について審査に入っておるわけではありますが、やはり厳格な審査をするということが一番大事なことであります。例えば新たな対応としてシビアアクシデント、万が一の状況などが起きたときの対策として、フィルタベントでありますとか汚染水対策などを講ずるように、新基準に基づく指導をこの規制委員会が電力会社に対して指示をするわけではありますが、そういう問題に対しまして、きちっと指示、対応をとってもらいたいということでございます。

そしてまた、万が一の場合の対策につきましても、国及び立地周辺自治体による作業チームをつくって広域避難体制づくりも行っておりますけれども、これも私どもとしてしっかりやっていきたいと思っておりますが、いずれにしてもリスクが完全にゼロになるわけではないわけでありまして、またプールの中あるいは貯蔵庫には核燃料が保存をされておるわけでございますから、そういう意味におきまして、原発のあらゆる問題に対して政府がきちっと責任を持って対応されるということを政府が明確にされ、国民に理解を得ていく、よく説明をする、そういうことが大変大事だというふうに考えておるところであります。

次に、現在進められております政府のエネルギー基本計画についての所感を問うという御質問でございますが、やはり福島原発がありました。そしてまた、世界のエネルギー事情も大きく変わってきております。そしてまた、エネルギー政策が国の経済あるいは国民の生活に与える影響は大きいものがあるわけでございます。そういう中で、政府は国民の考えもよくお聞きをして、その上で政府としてのエネルギー基本計画をつくって、その中で原発をどう位置づけられるのか、きちっと説明をすることが必要であるというふうに考えておるところでございます。私どもも、この再生可能エネルギーの導入の促進ということはこれまでもやっておりますけれども、政府のエネルギー基本計画に基づきまして、平成20年にそうした計画を作成して実行してるところでございます。政府の計画の見直しに対応しまして、県としても県内の再生可能エネルギーの導入促進をどうするか、よく検討してまいります。県民の方々の意見もよく聞きながら、新しい計画をつくっていく考えであります。

次に、使用済み核燃料の処理方法も確立しておらず、技術的に未完成な原発再稼働は論外であるが、原発の再稼働についての所感いかんと、こういう御質問でございます。

新しい規制委員会におきましては、原発の技術面に関しましては福島原発事故を踏まえながら、新基準として地震や津波の想定の方、あるいはシビアアクシデントが起こったときの対策などを電力会社に実行させるということで、それがきちっと行われてるかどうか、あるいは行われるのか、厳格な審査を行う必要があるというふうに考えております。私どもも、中国電力の審査の申請に関連しましては、7項目の要請を国そして原子力規制委員会などに対して提出をしとるところでございます。そしてまた、使用済み核燃料の処分方法の問題は大事なことでございます。この問題につきましましては、政府が取り組むため最終処分関係閣僚会議を昨年12月に設置をし、新たな取り組み方針の検討を行っております。できるだけ早く解決を図ることを、引き続き政府に対して要請をしております。

次に、新規制基準は汚染水対策など避難計画など不十分と考えるが、それについてどう考えるかということでございます。

汚染水対策につきましましては、先ほどの中国電力の申請に関連をしまして、原子力規制委員会や中国電力への7項目の要請の中で適切に実施をするよう求めておるところでございますし、規制委員会におかれましては審査の過程でそれをきちっと対応していただきたいというふうに考えております。さらに、規制委員会も同じ立場でありますけれども、新しい知見がそりゃいろいろこの事例から出てくるわけございまして、そう

いうものを適宜、迅速に、基準の中にあわせ盛り込むようお願いをしております。

次に、条例の直接請求に関連をしまして所感を問うという御質問でございます。

8万人を超える方々が署名をされて提出をされたわけございまして、省エネルギーと再生可能エネルギーの導入促進に対する県民の高い関心のあらわれだと考えておるところであります。私どもとして、先ほど申し上げましたように省エネルギー、そして再生可能エネルギーの導入促進は、これまでも計画に基づきまして実行してきておるところでございます。政府の基本計画の見直しに対応しながら新しい計画をつくってまいりますけども、その過程で県民の方々の意見などもよくお聞きして対応してまいる所存であります。

次に、原発のコストについての御質問がありました。

平成23年12月の国のエネルギー・環境会議コスト等検証委員会による試算によりますと、原子力の発電コストは1キロワットアワー当たり8.9円以上とされております。このコストの中には、原発の建設費、運転維持費などの資本費、核燃料サイクルや安全対策などの費用、事故リスク対応費用、これは5.8兆円と見込まれておりますけども対応費用、そして立地に関する交付金などの政策経費、こういうものをコストとしてカウントして8.9円、1キロワットアワー当たり8.9円以上とするようでございます。

なお、この事故リスク対応費用5.8兆円の中には、以下の費用が含まれてないとされております。高濃度汚染対策費用、除染により生ずる廃棄物等の中間貯蔵施設の整備費用、除染により生ずる廃棄物等の最終処分関連費用、生命、身体の損害等でございます。こういうものを含めると、それはコストとしては高くなると思いますが、それについては政府としての試算はまだないと承知をしてるところであります。

他方、再生可能エネルギーの発電コストについて申し上げますと、1キロワットアワー当たりで風力が陸上で9.9円から17.3円ぐらいであると、太陽光でありますメガソーラーが30.1円から45.8円ぐらいであると言われております。住宅の太陽光は33.4円から38.3円、バイオマスですと17.4円から32.2円などとなっております。

なお、これらの発電コスト、今申し上げたコストの中には、次の費用などが含まれていないとされております。技術革新あるいは量産効果などによって下がる部分があり得ると思えます。そして、再生可能エネルギーを大量に導入する際には、今度は電力供給を安定化するために電線網を中心とした、系統安定化対策と言っているようでもありますけども、そういう費用が必要になってくるということであるようでもあります。

原子力及び再生可能エネルギーの発電コストは、今御紹介申し上げたように現時点でそれぞれ見込めない、見込まれてない費用あるいは予測することが難しい費用があるため、原子力と再生可能エネルギーとの、客観的にいいですか、実用的な比較はなかなか難しいとされておるようでもあります。

次に、エネルギー自立の取り組みは、産業振興、雇用確保、地域再生にいい影響があるわけだけども、それについての見解いかんということです。

私もその点は全く同感であります。しかし、事業が行われるためには、その事業が成り立つような条件がないと事業がなされないわけです。先ほどの太陽光発電で言いますと、買い取り価格が40円とか38円と。通常の今の石炭火力なんかですと10円程度でございますから、相当そういうものを促進するんだと、コストがかかっても促進するんだという大きな枠組みがないと、事業そのものが成り立たないと申しますか、やる人がいないという問題があるわけでございます。

そしてまた、そうした事業で生産される電力を供給を安定的にするためには、供給を安定化するための技術的なメカニズムができてないとできませんし、あるいは電力会社がそういう電線網を新たにつくるとか、あるいは装置をすとか、そういうことがないと事業そのものは難しいという問題があるわけでありまして、それから、そういう立地があるかということでございます。風力等につきましては、風の問題であるとか、あるいは近辺に住民の方が住んでおられますと、非常に周波数の長いと申しますか、そういう問題があったりしますし、水力などになりますと、もうほとんど大きなダムをつくって水力をやるといのは県内ではなかなか余地がないということも言われておるわけでございます。したがって、どういう立地があるのかということもよく調査をしないといけないというふうに思っておるところでございます。

あるいはこういう問題に関しましては、この知事意見でも申し述べておりますけども、国の固定価格買取制度、これも一年一年決めてるわけございまして、先行き、今後10年どうするっていう計画があるわけじゃないわけです。それが今度下がったりしますと、事業で投資する人がいなくなるわけであります。そこはやはりエネルギー政策をどう進めるかということと非常に大きな関連があるわけございまして。あるいは先ほど申し上げましたエネルギーの供給を安定化する技術開発、あるいは土地利用の規制緩和なども必要だ

という声もあるわけであります。いろんな問題がありますので、そうした点をよく検討しながら、この問題に対応していきたいというふうに考えておるところであります。

次に、地方から安全安心の自立エネルギー推進政策を発信することについての御質問でございます。

先ほど来申し上げておりますように、再生可能エネルギーの導入、促進というのは、県の重要な政策の一つであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように再生可能エネルギーの個々の事業が成り立っていくためには、そして投資がなされるためには、そうしたものを保障する枠組みが必要ということがあるわけございまして、そういう面で県だけではなかなか難しい問題があるわけですし、あるいは市町村でやる場合は今度は立地の問題なんかもありますし、市町村の意見などもよく聞きながら対応する必要があるというのが私の考えであります。

○尾村利成議員 知事に再質問させていただきます。

私は今回の一般質問で、知事の施政方針についてということで、原発、エネルギー、それからTPP、3問聞きました。知事の政治姿勢なんです。政治姿勢という点で言うと、何が言いたかったかという、地方自治体とは一体何なのか、県政の仕事は何なのか、このことを聞いたかったわけです。言うまでもなく、地方自治体の仕事は地方自治法に定められております。自治体の仕事というのは、住民の命を守り、そして健康を守り、安全を守ることが地方自治体の仕事です。島根県政の任務であります。そして私は、国の政治が住民を脅かすことをやってきたときに、国の悪い政治に地方自治体は立ちはだかつて、国に対して物をきちっと言ってこそ、自治体の値打ちがあるし役割があると思うわけです。

私は今、安倍政権がさまざまな政策を進めていますけれども、国民の願いに反するものばかりではないかと言ってもいいぐらい暴走してると思うんです。例えば原発の問題取り上げました。私は質問の中で取り上げましたけども、原発の稼働反対というのが国民世論の7割から8割なわけです。しかしながら、エネルギー基本計画の案では、原発を基盤電源とする、ベース電源とする、安全な原発は再稼働すると、こうなってるわけです。これは国民の願いとの間に重大なる乖離があるではありませんか。

ですから、私は福島の問題を取り上げました。福島県も一つの自治体です。しかし、福島県では県議会において全ての会派が福島県民を苦しめる原発は要らないという、そういう立場に立ったわけです。そして、福島県の復興ビジョンでは、福島県はあの原発事故を体験した県として、もう原子力に依存しない、福島から再生可能エネルギーを推進するんだということを県政の基本理念として福島は宣言したんです。すなわち国の方向に対して、原発事故を受けて苦しんだ福島県はきっぱりと物を言ってるんです。県議会も言ってるんです。県の復興ビジョンも言ってるんです。私は、ここにこそ地方自治体の魂があると思うわけです。

島根県は、県庁所在地に原発がある唯一の県でしょう。30キロ圏内には47万人が暮らしてる。避難計画もできていない、実効あるものができていない。こういうもつと、今国が原発の再稼働に大きくかじを切る基本計画をつくらうとしようとするときに、私は立ちはだかつて、国に対して待ってくださいと、それはおかしいじゃないですかと、この島根県においてははずか2カ月間の中で、もう安全・安心のエネルギーをつくってほしい、県民の方々が、有効署名数は8万3,000だったですけども、署名数で言えば9万筆を超える皆さんが、再生可能エネルギーを望みますという署名を私に託したんですと、そういうことを国にきちっと言って、福島と力を合わせて原発に頼らず再生可能エネルギーの道を推進するということを言ってこそ、地方自治法が求める県民の命、安全、健康を守る自治体の仕事を果たしたと私は言えると思うわけです。そういう姿勢がありますかと聞いたんです。原発においても、エネルギーにおいても、そしてTPPにおいてもです。

だって、TPPだって、オール北海道でTPP反対って言ってるじゃないですか。国が推進の方向だけど、北海道はだめだって言ってるじゃないですか。ですから、私は知事に再度聞きたいのは、自治体、県政の長として、国の政治が県民の願いに反することを今原発で言えばやろうとしている、私はこう思います。エネルギー計画いろいろ立てようとしてますけど、原発を基盤電源、ベース電源、再稼働という方向へ行ってるんだから。そういうときに、国に向かってきちっと島根県民の願いを言ってくださいますかと、物を国に言えますかと、そのことを確認をしておきたいと思います。質問は以上です。

○知事（溝口善兵衛） 尾村議員の御質問にお答え申し上げます。

私も、国に対して県として必要なことは言っています。あらゆる問題に対して、そうしています。しかし、その場合に、県としての意見というのは私だけの意見じゃないわけです。それは、県内の方々の意見を

いろいろな形でよく知らなきやいけませんし、そして県としての場合、例えば条例をつくるかとか、あるいは予算を通すかっていうのは、やはり議会と一緒にあって、議会の意見も聞いてやるわけでありまして。それから、そういう意味で私がいろいろな意見を、TPPにしても原発にしても、いろいろな意見をできるだけ聞くようにしております。

それで、県としての意見は言ってもいいんですが、そういうプロセスを経てやる必要があるということでございます。それは、私が直接聞くのも当然ありますし、あるいは報道等が出るのも参考にいたします。あるいは議会での議論も参考にします。あるいは議会での議決も、当然それに従って行うということでございます。政治のプロセスですから、いろんなチャンネルがあるわけでありまして。そういうものを総合してやっていくっていうのが私の役割ではあります。

それからもう一つ、いろんなことは、そりゃいろんな希望をお持ちになります。行政はそこで何をやるかっていうと、その希望というものを、じゃあ目標をどういうふうに設定したらいいのかとか、そのための手段はうまく確保できるのかとか、あるいはどういう例えばタイムスパンで、そういう問題に対応していくかと。そうした、やっぱり技術的な行政の立場として検討しなきゃいかんわけでありまして。だから、そういうものに基づいてやらなければ、何ていいますか、一つのこういう願いですっていうだけじゃ国は動かないわけです。あるいは県としても意見を伝えたことにならないわけです。

例えば原発の問題にしても、政府自身もできる限り段階的に、ちょっと正確な言葉は知りませんが削減をしていこうと、依存を減らしていこうという考え方を表明してる。だけど、それ具体的にどうするかってところがないわけなんです。そこはやはり計画を政府がちゃんとつくる、あるいはそれに向けてどういう対応をするっていうのがなきゃいかん。県としてもそうです。県としては、だからこの再生可能エネルギーの促進を強化する、充実をするっていうことはこれまでもやっておるわけでありまして、それもさらに進めていこうっていうのが私の考えです。

したがって、多くの方々の意見を吸収しますが、いろんな考え方が、一つに固まってるわけじゃないですね、具体的にしようとするとなると。しかし、それをどうするかっていうのが、行政あるいは公的機関の役割なわけなんです。そういうものを踏まえてやっていくということをお願いしておるわけでありまして、再生可能エネルギーをふやすように努力してもらいたいとか、原発の役割を減らすべきだという意見があって、直ちに減らすという意見もあるし、時間をかけてやるという意見もあります。それをどう選択するかっていうのが政治のプロセスなわけなんです。そして、県政におきましては、地方自治におきましては、行政と議会、それが車の両輪となってやってるということでございます。そういう観点から私は知事として必要なことはどんどんやっていく、これからもその考えでやってまいりたいというふうに考えておるところであります。

10. 2014年(平成26年)6月定例会一般質問[2014年6月19日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 質問の第1は、原発問題についてです。

4月11日、安倍政権は、原発を重要なベースロード電源と位置づけ、将来にわたって維持推進し再稼働を進めるとしたエネルギー基本計画を閣議決定しました。基本計画では、原発を安価で安定的なベースロード電源としています。しかし、原発の事故処理費用や廃炉費用を含めれば、原発こそ究極の高コスト電源であります。そして、一たび事故を起こせば一気に大電力がなくなる最悪の不安定電源ではありませんか。

基本計画は、今なお原発被害に苦しむ福島の人々への重大なる背信であり、原発ゼロの日本を願う国民多数の民意への挑戦にほかなりません。我が党は、原発推進路線の撤回を求め、原発ゼロ、再生可能エネルギーへの抜本的転換を強く求めるものであります。

安倍政権が原発再稼働の道を進む中、5月21日、福井地裁は、大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを命じる画期的判決を下しました。判決は、「一たび深刻な事故が起きれば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす」とし、「人格権が人命を基礎とし、日本の法制上で最優先されている」と述べています。そして、「大きな自然災害や戦争以外で、憲法的人格権が極めて広範に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定しがたい。かような事態を招く具体的危険性が万

が一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然である」と、原発の本質的危険性を鋭く指摘しました。

また、原発稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながるという主張に対しては、「原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失と言うべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と述べ、国民の安全よりもコストを優先する考え方をきっぱり退けました。

安倍政権は、今回の判決を真摯に受けとめ、大飯原発はもとより、全国の原発の再稼働を即刻断念すべきであります。そして、全国でただ1つ県庁所在地に原発が立地する島根県は、本判決の趣旨を尊重し、原発ゼロの島根を決断すべきであります。

知事に伺います。

まず、知事の人格権を尊重する決意をお聞かせください。

判決を踏まえ、異質の危険を持つ原発への認識を伺います。

次に、新規規制基準についてです。

安倍首相は、原子力規制委員会の新規制基準を「世界で最も厳しい水準」と言い、「基準に合格した原発は再稼働する」と明言しています。福島原発事故はいまだ収束せず、炉心の熔融がどのように起こったか十分解明されていないのに、基準が世界一厳しいとか基準を満たしたから安全などというのは無責任きわまりないものであります。

何より問題なのは、新規規制基準には、事故が起きた場合の避難計画、こういったものが自治体任せとなっていることでもあります。アメリカ原子力規制委員会の規制基準には、避難計画が盛り込まれております。しかし、日本では盛り込まれていません。これでどうして世界で最も厳しい基準と言えるのでしょうか。

また、新規規制基準には地下水対策も盛り込まれていません。福島では、今もって放射能汚染水の海洋への流出をコントロールできず、非常事態に陥っています。このような状況であるのに、島根原発では、原発に流れ込む地下水量は全く把握されていません。新規規制基準は、苛酷事故を想定しながら、汚染水処理や地下水調査、対策を盛り込んでいないこと、これは大問題でございます。

新規規制基準に避難計画と地下水対策を盛り込むよう、国に強く島根県として要求すべきではありませんか。知事の所見を伺います。

次に、島根原子力発電所の安全対策等に関する意見交換会についてです。

意見交換会は、島根原子力発電所の安全管理の状況等について定期的に中国電力と国から説明を受け、県、市、住民と意見交換を行うことで、島根原子力発電所における安全管理の確認と透明性の推進を図ることを目的に、2010年、平成22年11月に設置されました。開催要綱では、意見交換会は年に3回から4回程度開催すると規定しています。

しかし、意見交換会設置以降、今日まで3年半の間、会議が開催されたのは2010年12月、そして2011年3月、このわずかたった2回しかございません。意見交換会は開店休業状態であります。県として、県民の意見を聞く姿勢が不十分であることを指摘するものであります。

原発の安全対策に関する課題は、新規規制基準の評価、避難計画、地震津波対策、使用済み核燃料の管理体制など、山積しています。

知事に伺います。

開催要綱を厳守し、県民の意見を真摯に聞くべきであります。また、意見交換会の住民の公募対象を、松江市在住以外の住民に広げるべきです。そして、公募数を抜本的にふやすべきであります。所見を伺います。

次に、島根原発周辺の活断層調査についてであります。

原発の耐震安全性にとって最も重要なことは、基準地震動の設定にあります。もともと中国電力と国は、島根原発周辺には活断層がないと評価してきました。しかし、活断層の存在を警告する専門家の指摘により、1998年に8キロの宍道断層が確認され、2004年には10キロ、2008年には22キロと活断層の長さが訂正されてきました。断層が延伸したわけでありまして。

この経過を見たとき、中国電力の活断層調査がずさんであったことは明白です。そして、中国電力の調査結果を追認してきた国の活断層見落とし責任も決して免れません。

島根原発2号機の適合性確認審査において、原子力規制委員会が中国電力に対し活断層の追加調査を指示したことは当然のことです。規制委員会の指示のもと、中国電力は追加調査を始めましたが、徹底した活断層調査を求めるものであります。

福井地裁判決は、「地震発生の仕組みの分析は仮説や推測に依拠せざるを得ない」とし、「現に全国で4つの原発に5回にわたり、想定した地震動を超える地震が2005年以後10年足らずの間に到来している事実を重視すべき」とし、「地震大国日本で基準地震動を超える地震が到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにすぎない」と指摘しました。科学者は、「日本列島は地震の活動期に入った」と警告しています。基準地震動の設定に当たり、宍道断層の評価、宍道断層と他の活断層との連動性を徹底して精査しなければなりません。

しかし、このたびの中国電力の活断層追加調査は調査範囲が狭く、調査内容並びに調査箇所が不十分であります。専門家からは、美保湾や美保関町下宇部尾より東の境水道沿いの詳細なる調査の実施、宍道断層西端では、古浦湾から海底に活断層が連続している可能性、そして活断層の可能性のある地点はボーリング調査で終わらずにトレンチ調査を実施すべきであることなどの指摘がなされています。

私は6月3日、原子力規制委員会に対し、活断層の徹底調査を中国電力に命じるよう申し入れました。申し入れに対し、規制委員会は、「宍道断層、鳥取沖西部断層、鳥取沖東部断層の連動がどうであるのか、また大田沖断層と宍道断層との連動の可能性など、徹底した調査を中国電力に求めている」と回答し、「期待した調査にならない場合は中国電力に再調査を指示する」このように約束しました。

以上の立場に立って、4点伺います。

第1に、全国では2005年以後、想定地震動を超える地震が5回到来しており、基準地震動が過小評価されてきたことに鑑み、島根原発における基準地震動の徹底した精査、検証が必要と考えます。知事の所見を伺います。

第2に、宍道断層の東方の陸域と海域、宍道断層西端より西方領域、大田沖断層の東西方向領域を徹底して調査するように国と中国電力に求めるべきであります。

第3に、大田沖断層、鳥取沖西部、東部断層と宍道断層の連続性を徹底して調査するよう国と中国電力に求めるべきであります。

第4に、海底活断層の連動性を徹底して調査するよう国と中国電力に求めるべきであります。知事の所見を伺います。

○知事（溝口善兵衛） 尾村議員の御質問にお答えをいたします。

最初の質問は、大飯原発差し止め判決に関連しまして、人格権についてどう考えているのかと、こういう御質問でございます。

憲法13条、25条において人格権について定めておるわけでございますが、国民にとって基本的人権のうち極めて重要な権利の一つであるというふうに認識をしております。

大飯原発の判決では、議員が御紹介されましたように、この人格権を一つの大きな柱といたしまして、人格権を超える価値はほかに見出せずとして、福島原発の事故あるいはチェルノブイリ原発での事故の例を踏まえ、原発の運転によるリスクはゼロにならないという認識から、人格権に基づいて原発の運転を差し止めるといふ判決を第一審としてなされたというふうに思います。一方で、関西電力は控訴し、係争中でありまして、司法の場として最終的にどのような結論になるのかということは今後の動向にかかっておるわけございまして、司法の場でどういう取り扱いが最終的になされていくのかということをよく注視をしていきたいというふうに考えております。

他方で、政府、行政のほうは、我が国の経済や国民生活のためにはエネルギーの安定的かつ効率的な確保が重要との観点から、原発の安全性確保を前提に、原発を重要なベースロード電源として位置づけているわけでありまして、そのため、原発運転に伴うリスクをできるだけ小さくするよう、また保安院時代の反省も踏まえて原子力規制委員会を設けて、厳しい規制基準を定めて原発の安全性審査を厳格に進めていくと、こういう立場でございます。そして、それでも残る万が一のリスクに対しては、避難計画など防災対策を充実させることで対応していくというのが政府の考えであるというふうに理解をしております。

まとめて申し上げますと、今回の地裁の判決は、事故が起こると人の人格権を損なうことになるので運転差し止めという判断をされたということでありまして、政府は、国民経済、国民生活上、原発は重要なベースロード電源として、原子力規制委員会が電力会社に対して可能な限りの安全対策をとらせ、万が一の対策も講じていくという考えでありまして、このアプローチの仕方が違うわけでございます。政府のほうの考えは、エネルギー白書も出て閣議で決めておるわけでありまして、司法の場ではまだ一審の段階でございます

ので、その経過を見守る必要があるというふうに思っております。

次に、避難計画と地下水対策を審査基準に盛り込むべきではないかという御質問であります。

新規制基準におきましては、福島原発事故を踏まえまして、苛酷事故に至った場合の汚染対策につきましては、汚染した地下水を含めて海洋への汚染水の放出を抑制するための設備の設置が定められております。これを踏まえて、中国電力は、海洋への汚染水の流出を抑制する設備の整備を行うこととしております。さらに、汚染水をふやさない対策として、現在、地下水のデータを収集中であり、その結果を踏まえて地下水対策の詳細を検討していくというふうに聞いております。中国電力に対しましては、こうした地下水対策がまとまったところで、県や関係自治体によく説明をしてもらおうよう求めていく考えであります。

いずれにしましても、中国電力の実施する汚染水対策の有効性については、原子力規制委員会において厳格に審査をしていただきたいというふうに考えております。

次に、避難計画についてであります。避難計画を含めた地域の防災対策、防災体制につきましては、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議で議論をされております。その指示のもとに、原子力規制委員会と内閣府を兼務する原子力規制庁の職員が、国の関係機関と地元自治体による作業チーム全体の目配りをしながら課題解決に当たっているのが現状でございます。

どういふものがあるかと申しますと、万が一の事故の場合に避難手段を確保すると、特に要援護者の避難の仕組みを確立をする、あるいは避難先に行くためにはスクリーニングなどの体制を整備する必要がありまして、そういうことを国そして原発所在市あるいは周辺市とも一緒になりまして避難計画をつくりつつあると。これはいろんな段階がございますから、すぐに全部できるわけではありませんが、重要な必要などころから進めておるといふのが現状であります。つまり規制基準の中には盛り込んでおりませんが、実質的に国が立地及び周辺自治体と一緒に進んで避難計画の充実を図っておるといふことです。そして、そうした経費は立地自治体が負担すべきものではありませんから、国に負担をしてもらっておると、こういうことであります。

そして、今後も原子力防災会議の確認を受けながら、この作業チームによる避難対策の充実を進めてまいります。そして一方で、防災業務関係者、警察でありますとか消防関係職員でありますとか市町村でありますとか、こうした関係者が連携して実施する訓練などを繰り返し行い、対策の実効性を高めていきたいというふうに考えております。

次に、島根原子力発電所の安全対策等に関する意見交換会についての御質問がありました。

この意見交換会は、中国電力による島根原発の点検不備という問題が生じたのをきっかけに、中国電力から安全管理の確認、透明性の推進などをよく説明をしてもらおうということで始めたものであります。そこで、第1回目は平成22年12月18日に行いました。第2回目は平成23年3月5日に行いました。ちょうど福島原発の事故の1週間ぐらい前でございますが、そこで行ったということでございます。

福島原発事故後は、どういふ安全対策をとるのか、内部の管理という問題を超えてですね、あるいは国はどのいふ規制をするのか、あるいは規制庁はどのいふ考えをするのかということをもろに我々が行政そのものが聞かなきゃいかんということになりますし、そのためには中国電力を呼んで聞くということじゃありませんで、国から来てもらって説明を聞く、あるいはそういう説明を県の顧問会議で説明をしていただく、それで顧問さんの意見なども聞くということが中心になってまいりましたから、意見交換会とは別の形で県民への説明、意見を聞く場を設けてきたと。つまり、そうした会議で行政が聞くときに県民の方々もどうぞ参加してくださいと、必要があれば意見も言ってくださいということをやってきてるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

じゃあ実際にどういふことを行ってきたのかということをお申しますと、県の安全対策協議会は、平成24年3月19日以来、これまでに4回開いております。そのときに、関心のある方もどうぞ参加をしてくださいと、発言も結構ですということをやっておるわけでありまして。これに傍聴者もかなり出ておられます。これが4回ございます。それから、原子力安全顧問を、県が委嘱しとるわけですが、顧問会議を平成24年以来5回開いております。このときも、一般の方々にもどうぞ参加していただいて結構ですと、発言もどうぞということをやっております。それから、昨年11月に、中国電力は、新しい規制基準に適合してるかどうか確認を求める申請を規制委員会に出すことになりました。その際に、これは平成25年11月22日でありまして、中電主催で、こういう確認申請をしますという説明を中国電力にやっていただいております。

そして、県自身が開催した会議、最近では、避難にどの程度の時間がかかるかという推計をしましたが、

これを5月30日に一般の方にも声をかけまして、傍聴や発言もどうぞということでやっております。こういうものを入れますと大体12回ぐらいやっておるわけですが、福島原発の事故の後。今後も、国の審査の状況あるいは中国電力の対応の進行状況を見ながら、私どもも聞かなきゃいかんわけでありまして、そういう機会に一般の方々にも声をかけて参加をしていただくように考えております。

また、公募委員の関係についてお触れになりましたが、公募委員のほうは、もともと中国電力の原発の管理運営を中心にした会合でございますが、そこも防災対策の設定区域が拡大してますから、それを拡大するというのも考えてまいりますが、当面はやはり国から、あるいは中国電力から説明を受けるということが中心になっていきますので、そういう場を活用しながら県民の方々の意見も聞いてまいります。

次に、原発の耐震安全性に関連した基準地震動の問題、そして宍道断層等の調査の問題についての御質問がありました。

島根原発の基準地震動を適切に設定するためには、宍道断層でありますとか敷地周辺海域の活断層の評価等を厳格に行うことが必要だと考えております。原子力規制委員会におかれましては、そのために、審査会の会合でありますとか、あるいはヒアリングの中で、中国電力に対し、活断層の長さや他の活断層と連動して動くかどうか判断するために、必要なデータを拡充するよう指摘をしております。この規制委員会の指摘を踏まえて、中国電力は、追加地質調査の実施が必要と判断し、審査会合の場で、調査の範囲や方法等について説明をし、了承を得た上で、先般、調査を開始をしたところであります。この調査では、議員御指摘のような地域について調査が行われると聞いております。また、中国電力は、この調査の過程でさらにデータ拡充が必要な場合には追加的な調査の実施も行うということを表明しております。

したがって、私どもとしては、中国電力が徹底した追加地質調査を行って、適切に基準地震動の設定を行い、原子力規制委員会はこれを厳格に審査していただきたいというふうに考えております。そして、その規制委員会の審査の結果については、規制委員会や中国電力から県民の方々、行政を含めてであります、よく説明をするように求める考えであります。その上で、さらに不明な点が残れば、必要な対応も求めてまいります。

○尾村利成議員 知事、まず初めは、答弁漏れがありました。私は原発問題で、人格権の尊重の決意、この点については御答弁いただきました。その質問のところで、異質の危険を持つ原発への認識はどうかと、この点での認識を問いました。異質の危険性を持つ原発に対する認識はどうお持ちですかということを問いました。この点での答弁がありませんでしたので、答弁をいただきたいと思っております。

それから、避難計画と地下水対策を新規規制基準の審査基準に盛り込んでいただきたいという質問をいたしました。知事のほうからは、地下水対策は規制委員会が厳格に審査してもらいたいと、こういう答弁、それから避難計画の策定に当たっても国が一定の支援をしていると、作業チームで進めていると、こういう答弁であったわけですね。

私が求めているのは、避難計画と地下水対策、これが今、新規規制基準の中の審査基準に入っていないわけです。審査基準に地下水対策と避難計画は入っていないわけです。昨年12月26日、県が規制委員会に申し入れをしましたですね。それは、適合性確認審査申請を県として了承するに当たって、中国電力と規制委員会に7つの要請項目をしました。そのときに、地下水対策は厳格に審査してほしいという、その要求項目は7項目の中の一つには入っていました。

で、避難計画なんです。実効ある避難計画は策定できているのかどうかということを規制委員会の審査基準の中に盛り込むように県として要請すべきではありませんかと。昨年12月26日の規制委員会の要請項目には入ってなかった。ことし6月の重点要望にも入ってないんです。だから、これを入れるべきではないでしょうかという質問であったわけですね。この点でのお考えをお聞きしたいという点です。

それから、意見交換の問題で御答弁ございました。知事は、意見交換会は2回開催したと、こう答弁されましたね。で、意見交換会を定期的には開催しなかったかわりに、県の安全対策協議会、安対協を開いてきた。県の顧問会議を開いてきた。それから、避難対策の問題では、住民も参加していただくような説明会を開いてきた。福島原発事故以降、12回ぐらいやってると、こういう答弁でありました。

しかし、私はこれ、ある意味詭弁ではないかなと思うんですよ。それはなぜかといったら、福島原発事故が発生する前にこの意見交換会の開催を決めてるんですよ。そうですね。福島原発事故が発生する前、平成22年に、県として意見交換会の開催やることを決めましたよ。意見交換会かわりに安対協とか顧問

会議を開いたと言われるけれども、安対協にしたって顧問会議にしたって、意見交換会をつくる前から設置されていた機関じゃないですか。

加えて、知事は、私はこの問題で平成24年に質問したんだけど、そのときにこの問題ですね。知事はそのときも言われてるんですよ。議論するテーマが明確になれば開催するんですけど、こうきっぱり答弁されてるんです。ですから、開催をする意思があるのかなのか。これやるべきなんですよ。要綱では、定期的に安全管理の状況について国と中電から説明を受ける、そして住民の意見交換をする、年に3回から4回開くとしてるわけですから、ここはきっちりやるべきだということを私は求めたいと思います。

○知事（溝口善兵衛） 尾村議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目は、原発事故は時の経過に従い拡大する性質であると、そのことについての認識を問うと、こういうことでございますね。

それは、私のほうが申し上げたのは、一審判決では福島原発、チェルノブイリ原発などを引かれて、原発の運転によるリスクはゼロにはならないと、それに対して人格権は非常に大事な守るべき基本的人権であるということで今回の判決が出されてますということを議員もおっしゃられて、私もそうだと。他方で、司法の世界では、第一審でなされたわけでありますから、最終決定がまだなされてる状況じゃなくて、まだ関西電力の控訴も続いておるということを申し上げて、こちらはまだ固まってない。他方で、政府のほうは、いろんな機会に、今回のエネルギー基本計画が閣議決定されてますけれども、そういう中で、重要なベースロード電源として国民生活あるいは国民経済のために必要だという判断をされてると。そういう意味で、アプローチが違っておりますが、政府のほうは最高レベルで決定してる、司法のほうではまだしてない段階でありますから、その間の様子を見ていく必要があるということでお答えをしたわけであります。

そこが不明確だということの再質問でございますけれども、それはやはり原発はリスクはゼロにはならないということは再三申し上げておるわけであります。しかし、政府として国民生活、経済等に必要であるということであるのであれば、万が一の対策をきちっとする必要があるということが私どもの立場であるという形で御説明をさせていただいてるというふうに思います。

それから、避難計画と地下水対策を新基準に盛り込むという問題ですね。

私の理解では、地下水対策につきましては、汚染水の放出を抑制するための設備の設置が規制基準の中に入っておりますから、そういう意味では入っておると。他方で、汚染水をふやさない対策として、地下水の流れをもう少し調べなきゃいかんということで調べてる状況にあるということで申し上げたわけでございます。どの程度入れるかというのはこれからの問題ではないかというふうに思います。

それから、避難計画につきましては、これは基準の中には入ってないわけでありますが、それは規制委員会と規制委員会以外の政府との関係を政府がどう整理をされるかという問題にかかっているんだろうと思います。防災関係の仕事は、防災担当の大臣がおられるわけであります。たしか環境大臣だったと思いますけれども、内閣府でおやりになると。ちょっと正確でないところがありますが、内閣府で行うということで、内閣府の職員が規制庁の職員を兼務するという形で今やっておるわけございまして、基準の中には入ってないけれども、政府としては政府自身がおやりになってるということを御説明をしたということでございます。

それから、意見交換会でございますが、若干私の説明が不十分なところがあったかと思いますが、23年3月5日に2回目の意見交換会開いた後、3月11日に福島原発の事故が起こったわけです。その後の問題は、どういう安全対策を国がとるのか、そして国はどのような形で電力会社に指導をするのか。その段階ではまだ規制委員会できてないわけです。保安院がやっておって、そして規制委員会ができて、規制基準ということになります。この問題、意見交換ということにつきましては、規制委員会がどういう規制をするのか、そういうことが大きな課題になっておりますから、国の関係者が入って説明をしませんとなかなかできない。行政自身も規制委員会の見解を、我々としても、あるいは周辺市、立地市も聞かなきゃいかんということでありますが、その上に住民の方々の説明会を設けるという時間が規制委員会のほうはなかなか現実問題としてないわけでございます。スタッフが足りないわけございまして、私どもが聞く際に一般の方々にも広報して、どうぞ御参加してくださいと、お聞きくださいと、そして意見も言ってくださいということでやってきましたということを申し上げておるわけでありまして、交換会ができるような状況であればそれはできたと思いますけど、現実には難しかったという問題が背後にあるということを御理解いただきたいと思いません。

ただ、これからの問題として、規制基準を満たしているかどうかという審査が行われて、それがまとまってまいりますと、いずれにしても国は説明しなきゃいかんわけであります。そういう機会が近づけば、意見交換会に来てもらいたいということは当然規制委員会に対して私どもから言っていきたいというふうに考えております。

11. 2014年(平成26年)9月定例会一問一答質問[2014年9月29日]

「原発問題・複合災害について」

○尾村利成議員 原発問題、複合災害について伺います。

福島第一原発の政府事故調査・検証委員会がまとめた吉田元所長の聴取記録、吉田調書、それから避難者の自殺は福島原発事故が原因と認定した福島地裁判決について、まず知事の所見を伺いたいと思います。

知事(溝口善兵衛) 吉田調書におきましては、原発事故時におけるいろんな対応でありますとか、吉田さんが感じられたことが記載をされておるわけであります。そういう意味におきまして、原発事故時の大変厳しい状況が克明に記されていると思います。この調査から、原発の問題は施設整備の問題だけでなく、事故時の対応などソフト面での対応も大事だということが明らかになっております。例えば、現場と国の対策本部、東電本店とのスムーズな連携がとれなかったとか、あるいは複数号機での事故の同時発生が想定されてなかったとか、そういう現場の体制がなかった。あるいは、対策要員への退避指示などの伝達が正確に伝わらなかったというようなこともあるというふうに思います。

今後の原発の安全性確保のための貴重な資料だと思いますが、原子力規制委員会におかれましては、この調査などを踏まえて作成された報告書の内容も考慮して、新規規制基準を策定をされて、今審査をされていると。そういう意味で、厳格な審査が重要だと思います。

それから、8月26日の福島地裁の判決についてであります。東電は責任を認めまして控訴しないということで判決が確定をしたわけであります。いずれにしましても、福島原発事故で多くの方がまだ避難をされておられるわけでありまして、これにつきましては、東京電力だけでなく、国全体として早期帰還の実現や物心両面でのきめ細かな支援が必要だというふうに思います。

○尾村利成議員 吉田所長は、あの事故の直後、全電源を喪失した際に絶望したと答えています。そして、水素爆発が起き、原子炉の圧力が上昇したときに、本当に死んだと思ったと述懐しています。炉心溶融が進んで放射性物質が拡散されれば、東日本が壊滅すると、こういう心境を述べています。福島原発避難自殺訴訟では、避難者が生まれ育った地域を離れたストレス、そして仕事がなくなったストレス、子どもたちと別居し、アパート住まいとなったストレスなど、強度のストレスがあったとし、原発事故による避難と自殺の因果関係を明確に、これは認めたわけであります。

私は、これらの調書、そして判決を見た際には、やはり人類というのは、原発とは共存できない、こういうふうに考えるわけです。

今、政府は、新規規制基準が世界一だというふうに言います。世界最高水準だと言います。知事は、この点どう考えておられますか。

○知事(溝口善兵衛) 世界一かどうかというのは、各国の状況をどういうふうに見るかということでありますが、規制委員会の委員長はそういう発言をされとりますけども、それはいろんな各地の状況を見た上での発言ではないかというふうに思うわけであります。

しかし、いずれにしましても、技術は進歩するわけでありまして、いろんな新しい知見も出てくるわけでありますから、そういうものをよく把握をして、規制委員会が規制基準、新しい知見に応じて対応すべきことは変わらないというふうに思います。

○尾村利成議員 その当の原子力規制委員会の田中委員長はこう言ってるわけです。新基準に適合、川内原発ですね。適合とは言ったけれども、安全とは申し上げていない。こう言ってるわけです。すなわち、新基

準が安全を保障するものではないということ、これは当の規制委員会が認めてるわけです。新規基準には、福島原発事故の検証もなく、その教訓が反映されたものになっていません。また、地域住民の避難計画は、規制委員会の審査の対象外となっています。欧州連合で採用されている核燃料溶融時の対応設備、コアキャッチャーです。また、格納容器の二重化などありません。新基準が世界最高水準というのは、私ほうそだと思うんです。そういう人たちは、原発の再稼働を進めたい人たちの言い分だと思います。ずさんな新基準を世界最高水準と言うこと自体、新たなる原発の安全神話を広げることになると思うわけであります。

先ほど、知事とは少し土砂災害の話もしました。原発事故、土砂災害、豪雨、大地震、こういう自然災害が重なったとき、避難計画どおりに私は住民が避難することは困難であると考えますが、どうお考えです。

また、原発事故と自然災害が重なった際の複合災害対策を強化しなければならないと思いますが、どうでしょうか。

○**知事(溝口善兵衛)** 複合災害時の避難についてお答えをするということで申し上げますと、島根県では、県内に災害が起きた際の対応を3つに区分をして定めております。1つは、豪雨、台風等による風水害等に対するもの。2番目は、地震、津波による災害に対応するもの。これは、震災対策。そして、原発の事故による災害に対応するもの。原子力災害対策と、この3つがあるわけございまして、これらの災害が同時に発生した場合には、それぞれの災害について定めております応急対策を基本に、災害の状況に応じまして、これらを組み合わせた対策を実施すべきものだというふうに考えております。

どういう事態が生ずるかということは、あるいはどこで生ずるかというのはわからないわけでありまして、また原発につきましても、先ほどの議論でありましたけど、リスクはゼロにはならないわけでありまして、ゼロにならないけども、国のエネルギー政策上、政府が必要であって対応しなければならない。そのためには、万が一の対策を講ずると、そういう対策を講じながら行っていくというのが政府の考えでありまして、そういうことにつきましては、政府の説明を我々はよく聞いて、住民の皆さんの意見もよく聞いた上で総合的に判断していくべき問題だろうというふうに考えております。

○**尾村利成議員** 知事、政府も原発100%安全ではないということは、これは認めてるんです。ですから、防災対策を考えたときに、私は災害の発生を最小限に抑えるということであれば、これ防災対策の考えからしても、危険な原発は動かさないこと、これがベストだと思うんです。今、複合災害の話をしました。先ほど来、土砂災害の危険箇所の話をしましたね。たくさん危険箇所が残されている。豪雨によって土砂災害が起こったり、道路が冠水したときどうなるんでしょうか。大地震で道路が寸断され、橋が落ちたときどうなるんでしょう。先ほど、地震の話されたですね。どこで起こるかかわからないと知事言われたですね。地震の問題でいえば、日本列島にはいわゆる活断層が2,000あると言われております。2,000あって、政府の調査が済んだ活断層というのは、大体110カ所です。近年の大地震というのは、活断層が判明してないところで大地震が起こってるんです。そういう状況なんです。こういうふうな危険があるもとの、私は原発など、再稼働など、あり得ないと思うわけです。実効ある避難計画、防災対策も未策定であります。動かすべきではないと思いますが、知事、改めて御見解を伺います。

○**知事(溝口善兵衛)** 御指摘のように、自然の災害、いつどこで起きるかということは、これは予測がつかないわけでありまして。しかし、我々は日本列島に住んでるわけでありましてから、そうした問題にも、起こっても対応ができるようないろんな対策をとることが必要なわけですね。それは、ハード面、施設面の対策ということもありますでしょう。いろんな堰堤をつくるとか、土砂崩れなんかでありますけども、しかしソフト面で、いろんな若干異変があるようございまして、水の流れが変わるとか、そういうことに注意をする。あるいは、大雨なんかがありますと、早目に警戒を出して、それに従って避難をする。そういうことを組み合わせながらやらざるを得ないわけでありまして、全て人力で自然の災害をとめるということは難しいわけでありまして、いろんなソフト対策、いろんな訓練、そういうこともやりながら、やはり国民全体、あるいは県民全体を幸せにするようにする。

そのためにはやはり、今日本経済も大変厳しい状況にありますけども、経済などがしっかり発展をしていくということも、国にとって、国民にとって大事なことでございまして。やはりいずれにしても、そういうものを総合的に考えるほかにないわけですね。それはいろいろな人で私は意見が違ふと思います。意見が違ふ

からこそ、民主主義の世界では、人々の考えがどうであるかということを通じて対応していくということになるわけでありまして、そういう意味で、いろいろな問題につきまして、政府はもちろん島根県も、県民の方々、いろいろな方々の意見もよく聞きながら判断をしていくということだろうというふうに私は考えております。

○尾村利成議員 時間が来ましたんで、そいじゃあ一言申し上げて終わりたいと思います。

知事、命と安全は私たちが守らなければならない責任があると思うんです。当たり前のことです。30 キロ圏内に自力避難が困難な災害弱者は7万5,000 人います。この対策も十分立っていません。再稼働など私はあり得ないと思います。

我が党が実施した住民アンケート調査でも、原発の再稼働反対、これは松江と出雲でやりました。75%に達しているということであります。この声を実現するために頑張り抜いていきたいと思います。以上で質問終わります。ありがとうございました。

12. 2014年(平成26年)11月定例会一般質問[2014年11月27日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 次に、原発問題について伺います。

宮沢経産相は、11月3日、鹿児島県を訪れ、万一事故が起きた場合は国が責任を持って対処することを表明し、再稼働同意を迫りました。その結果、11月7日、鹿児島県知事は、多くの県民の反対を押し切つて、九州電力川内原発の再稼働の同意を受け入れました。安倍政権の圧力と原発マネーが、鹿児島県知事と県議会の同意につながったのであります。

宮沢経産相は鹿児島で、川内原発をかわうち原発と呼び、大ひんしゆくを買いました。本当に原発のことがわかっているのでしょうか。情けない限りであります。福島原発の事故処理に責任を持たない政府が、事故が起きた場合国が責任を持って対処するなど、よく言えたものです。

川内原発は火山噴火対策が大問題なのに、原子力規制委員会では十分な審査が行われませんでした。九州電力は、火山噴火の予知ができると強弁しましたが、火山学者は、噴火は予知できないとしています。そしてその上、実効ある避難計画は未策定であります。

鹿児島県内で開催された住民説明会では、住民から多数の不安や疑問が出されました。しかし、国はまともに回答できず、住民の合意は全く得られていません。原発から30キロ圏内のいちき串木野市や姶良市などの議会からは、川内原発再稼働反対、廃炉を求める決議が相次ぎました。この点からも、地元同意が得られたなどとは到底言えません。鹿児島県の拙速で乱暴な再稼働決定に、島根県民からも怒りと不安の声が数多く今出ています。

知事に伺います。

福島原発の事故原因は、いまだ究明されていません。島根県民は、危険な原発再稼働など望んでいません。福島事故の原因究明、立地・周辺自治体や鳥取県、そして何より県民の理解と納得、そして実効ある避難計画の策定、使用済み核燃料処理問題の解決なしに、島根原発再稼働などあり得ないではありませんか。知事の所見を伺います。

次に、核燃料税について伺います。

今議会には、税収を安定的に確保する目的で、稼働原発の核燃料に課してきた核燃料税を、原発が停止中であっても課税できる仕組みへと変更する出力割導入の条例案が提案されました。

核燃料税の原資は何でしょうか。それは、住民が負担している電気料金であります。電気料金には、電源三法交付金の原資である電源開発促進税も上乘せされており、その上、新たなる出力割導入によってまたもや住民に負担が転嫁され、間違いなくさらなる住民への負担増加につながるではありませんか。

そうであるなら、核燃料税の税率変更、決定に当たっては、料金を負担する住民の意見を聞くことこそ当然のエチケットであります。住民の理解と合意の上で判断すべきではありませんか。いかがですか。

福島県は、2012年12月に核燃料税を廃止しました。その理由は、原発稼働を前提とする核燃料税は福島の状況にそぐわないとの理由であります。

県民の願いは、原発ゼロの島根をつくることです。そのためにも、核燃料税など原発依存の財政構造から

脱却すべきであり、原発再稼働を前提とした核燃料税は廃止すべきであります。知事の所見を伺います。

○知事（溝口善兵衛） 次に、原発再稼働についての御質問がありました。

原発の再稼働につきましては、政府は、原子力規制委員会による新規規制基準適合性審査に適合すると認められた場合には再稼働を進めるとの方針を明らかにして進めておられるところであります。その際、地元との理解と協力を得るため、新規規制基準への適合結果でありますとか、あるいは国のエネルギー政策、原子力政策、そしてまた当該地域の原子力災害対策などにつきまして、関係地域の住民の方々や自治体、その議会などに政府の方針について丁寧に説明をするということとされております。

また、県におきましても、万が一の事故が発生した場合に備え、避難計画を含む地域防災体制の充実を図るべく、国とともにワーキングチームなどで検討を進めているところでございます。しかし、原発について、リスクがゼロにはならないわけでございまして、政府のエネルギー基本計画におきましても、再稼働の際に政府は責任を持ってそうした事態に対処するということを明らかにしておるところであります。

仮に政府から島根原発の再稼働について地元の同意を求められた場合には、県議会を始め県安全対策協議会、県の原子力安全顧問、さらに松江市や周辺自治体などの意見をよくお聞きをして、総合的に判断をしていく考えであります。この考え方は従来より申し上げているところでございまして、この考え方に変わりはありません。

なお、福島原発の事故の原因究明につきましての御意見、御質問もありません。

この原因究明につきましては、政府などによる事故調査の結果を踏まえ、相当程度の原因の分析がなされ、その結果も踏まえ新規規制基準がつくられております。従来に比べ、地震や津波の想定の方が厳格化され、対策も強化をされているとされております。

しかし、そうした対策にもかかわらず万が一の重大事故に至った場合でも対応できるよう、シビアアクシデント対策が新設をされ、万が一の事態に対して政府は責任を持って対処するということを言明されておられるわけでございます。また、現在も原子力規制委員会で事故調査が進められており、仮に新しい知見が出てくれば、当然基準も見直され、全国の原発に適用されるものだというふうに理解をしておるところであります。

次に、核燃料税の税率決定における住民の理解及び核燃料税の廃止についての質問であります。

議員御指摘のように、核燃料税が電力会社のコストに影響するわけでございます。そしてまた、そのコストは電力料金に影響するものであります。

この問題を逆に考えてみますと、電力料金のほうから見てみますとどういうことになるのかということをおし上げますと、まず電力料金は、電気を安定的に供給するため、火力でありますとか水力でありますとか、あるいは原発でありますとか、発電事業に要する経費を総合しまして、その経費が賄われるように電力料金が定められるというのが原則でございます。そうしませんと、電力の安定供給というのはいけません。

他方で、原発立地県におきましては、原発が稼働しているいかにかわらず、原発そのものが最終的な廃止が行われるまでは、防災対策などの負担が生ずるわけでございます。しかし、そうした負担を、原発立地県でありますとか原発市でありますとか、その県民、市民が負担するものではないわけであります。それは国のエネルギー政策あるいは地域の電力供給のために必要であるからそういうものがそういう立地自治体にあるわけでございますから、それにかかわる経費につきましては、例えば原発につきましては、原子力政策を進めてきている国と事業を営む電力会社が負担をしなければならないわけでございます。そして、この電力料金の決定は、事業者からの申請を受けた経済産業大臣が、関係の法令に基づく審査や広く一般からの意見を聴取する公聴会などを行った上で認可されるものであるというふうに理解をしております。

今回の核燃料税の更新では、原発立地県として防災対策などを着実に実施し、また必要となる財源を安定的に確保するため、事業者に一定の負担を求めるものでございます。

13. 2015年(平成27年)2月定例会一問一答質問[2015年2月26日]

「原発問題について」

○**尾村利成議員** まず、福島原発事故の現状と教訓について伺います。

3月11日で、福島原発事故から丸4年を迎えます。まず、知事に伺います。知事は、原発事故から4年が経過する今の福島の現状をどう見ていますか。

○**知事（溝口善兵衛）** 福島第一原発事故につきましては、昨年12月に4号機の使用済み核燃料プールから燃料取り出しが完了するなど、事故対応に一部進展は見られますが、大量の汚染水問題、いまだに多くの住民の方々が避難を余儀なくされている事態、そういうことを考えますと、事故が収束するという状況にはないと、今の段階です、そういう認識をしております。

国におきましては、事態の早期収束に向け、汚染水対策、避難を余儀なくされている方々に対する適切な支援、除染作業の速やかな実施などの対策をできるだけ早期に実施する必要があるというふうに認識をしております。

○**尾村利成議員** おっしゃるとおりです。事故は収束しておりません。

日本共産党県議団は、今月初旬、福島第一原発を視察いたしました。3年前に続いて2度目の視察でございます。少し現状を紹介したいと思います。

事故から4年がたとうとしています。しかし、事故原因はいまだ究明されず、放射能汚染水の流出問題は今非常事態に陥っております。依然として12万人を超える住民が避難生活を余儀なくされ、原発の被害に苦しめられております。

仮設住宅に避難している自治会長さんは、原発事故が人々の幸せを奪った、誰もが将来に不安を持っている、こんな危険なものが全国に存在してはいけない、こう語られました。91歳のおばあちゃんからは、事故によって私はひとり暮らしになりました、家族と離れ離れになってつらい、こう言われました。

原発直近の国道6号線沿いにある浪江町、双葉町、大熊町は、帰還困難区域に指定されております。国道6号線から福島第一原発までの約2キロメートルのところを走行したときに、線量計が一気に上がりました。私自身、恐ろしさを感じました。

国道6号線は、車の通行はできますが、道路の両側はバリケードで囲われ、車の停車はできません。お店や人家の明かりはなく、信号機のみ点滅している状況でありました。事故から4年たつものの、放射性物質によって、住民はいまだふるさとに帰れず、町はさみしいままで、人々の生業が奪われていました。

福島第一原発から60キロ地点に位置する福島市、福島県の県庁所在地です。60キロ離れている福島においても、今なお県庁のすぐ横の道路では除染作業が行われておりました。また、原発から約40キロに位置する飯館村のほとんどは居住制限区域となっており、多くの住民は村外で避難生活をまだ続けておりました。

飯館村に3つ小学校がありますけれども、3つの小学校は全て閉鎖されたままで、子どもたちは隣町に設置した仮設校舎で学んでいました。子どもたちはあちらこちらに避難していますから、飯館村のスクールバスが子どもたちを迎えに行き、そして仮設校舎まで運んでいます。お聞きすると、中には1時間かけてこの仮設校舎に通学する子どももいるとのことでした。私は、本当に胸が痛みました。

そこで、伺いたいと思います。

今申し上げました福島の現実を見たときに、原発から半径30キロ圏外、30キロ圏外の地域も決して安全ではない、私はこう思いますけど、どうでしょうか。

○**防災部長（大國羊一）** 福島では、放射性物質が拡散したときの風向きなどの影響によりまして、原発から30キロよりも外側の地域でも放射線量が高くなって、居住が制限されたり、あるいは除染作業が必要である、そういう地域があることは承知をしておりますし、また知事以下担当の職員に至るまで、そういう地域を含めて現地に出かけて行って実際にその地域を見る、あるいは現地の方々にお話を伺うということをしてきております。

国の原子力災害対策指針においても、30キロより外側の範囲であっても防護措置が必要な場合があるとしております。この指針では、その具体的な範囲ですとか、あるいは防護措置を実施するかどうかの判断のその考え方について、国際的な議論を踏まえつつ検討するとされておまして、昨年10月から国において検討が開始されているところであります。実は、本日もその検討会合が予定をされているところであります。私どもは、そういう国におきます検討の状況をまずは十分注視してまいりたいというふうに考えております。

○**尾村利成議員** 30 キロの圏外も危険が及んでいます。しかし、避難計画は今、30 キロ圏内しか策定されておられません。

この福島を見たとき、私は、原発の事故というのはほかの事故には見られない異質の危険があると思います。一たび重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段は存在しません。被害は空間的にどこまでも広がって、そして時間的にも将来にわたっても危害を及ぼし、地域社会の存続さえも危うくするということが福島は証明したではありませんか。

この事故の教訓、福島の教訓というのは、人類は原発とは共存できないということです。安全な原発などあり得ないということでもあります。

知事、先ほど国の対応で、国に適切な対応をしてもらわないといけな、冒頭こう答弁されました。しかし、国は適切な対応を今福島にしていなくて、国は、原発事故による被災者の営業損害賠償を打ち切る案を今提示して、福島から怒りを買っています。賠償の打ち切りというのは、福島の切り捨て、被災者の切り捨てにほかなりません。そして、加害者責任の放棄であります。

私は断じて許せないと思いますけども、知事はどうお考えでしょうか。

○**知事（溝口善兵衛）** その問題につきましては国会において質疑があったようでございますが、それによりますと、昨年末に福島県主催で開催された福島県内の商工団体などに対する非公開の説明会において、東京電力から、今後の県内の商工業等にかかわる賠償の考え方についての素案が示されたというやりとりがあったようであります。そして、その素案は、関係者の意見を聞きながら、現在も引き続き検討段階にあり、決定したものではありません。

こうした問題につきましては、関係される方々の意見をよく聞き、被害者の方々が困られないような対応が適切に国においてなされる必要があるというふうに考えております。

○**尾村利成議員** 打ち切り案を速やかに私は撤回することを求めるものであります。

国や東電がこの賠償打ち切りをやろうという、こういうことを考えるには理由があるわけですが、それはなぜか。原発を動かす上で、もう福島の事故は終わったということにしないと原発を動かさないからじゃありませんか。事故が収束した、こうしないと、再稼働とか原発を輸出する、成長戦略という名のもとで、今、安倍政権は海外に売りつけようとしていますから、これの妨げになるから賠償を打ち切ろうとしているという、こういうひどい狙いがあるということを私は指摘しておきたいと思っております。

私は、この国の動き、そして東京電力のこの無責任な対応、断じて容認できないわけでありまして。この立場で、島根原発について伺いたいと思っております。

まず、基準地震動です。

原発の耐震安全性にとって最も重要なのは、基準地震動の評価であります。基準地震動の評価の重要性を県はどう認識していますか。

○**防災部長（大國羊一）** 原発は、関係法令によれば、その地域で発生するおそれがある大きな地震が起きた場合でも、原子炉ですとか、あるいは原子炉建屋などの原発の安全上重要な施設ですとか設備が壊れないようにしてなければならぬというふうにされております。そのように物をつくるために設計をするためには、原発直下の岩盤の上でのそれらの地震による最大の揺れを想定する必要があります。この揺れを、基準となる地震の動きという意味で基準地震動といっておりますが、原発の耐震安全性の確保のために大変重要なものであります。

原発の新規制基準では、基準地震動の設定について次のように求められております。まず、地震につきましては、断層などによりまして地震の起こる原因がはっきりしているものと、原因はわからないけれども地震が起こるというものがあります。当地に置きかえてみますと、宍道断層や原発の前面の海底にあります海底断層など、島根原発敷地周辺の活断層を十分調査し、この活断層による原発に最も影響を与える地震の揺れを想定する必要があります。

また、国内では、活断層が明らかになっていない場所でも大きな地震が発生しているということから、具体的には、例えば平成12年10月にありました鳥取県西部地震などはその代表例でございますけれども、そうした活断層が明らかになっていない場所でも大きな地震が発生していることから、そうした地震の発生事

例につきまして、鳥取県西部地震などと同じ規模の地震の揺れを原発直下に想定して基準地震動を考えると
いうことになっております。

さらには、地震の震動の揺れは、そこにあります地層によりまして増幅されたり、あるいは縮小したりする
ということがあるようでありますので、原発敷地の地下に地震の揺れを増幅させるような地層などがある
のかどうかということをも十分調査し、仮にそういう地層があるということであれば、先ほど申しました基準
地震動にさらにそのことを反映させるということが新規規制基準では求められております。

こういうことをするためには、事業者であります中国電力は徹底した地質調査を行って、その結果を適切
に評価することが必要であるというふうに考えているところであります。以上です。

○**尾村利成議員** この10年の間で、想定地震動を超える地震が5回ありました。基準地震動の過小評価で
あります。私は、島根原発における基準地震動の徹底した精査を強く求めるものであります。

今答弁があった宍道断層であります。中国電力は、規制委員会の求めに応じ、宍道断層の再調査を実施い
たしました。しかし、その調査というのは、調査の範囲が狭い、調査の内容、調査の箇所が私は不十分であ
ると思います。

的確なる基準地震動を設定するためにも、徹底した調査の必要性を感じるところであります。部長の見解
を伺います。

○**防災部長（大國羊一）** 島根原発の敷地の周辺の活断層に係る追加調査についてであります。中国電力
は、原子力規制委員会の審査会合ですとか、あるいはヒアリング、そういうものがございまして、ヒアリン
グでの指摘を踏まえまして、昨年の5月から、宍道断層の東と西の両端の部分及び敷地周辺の海の部分での
調査を実施しております。このうち、まず宍道断層に関する調査の結果につきましては、昨年12月に取り
まとめられ、1月の原子力規制委員会の審査会合を経て、先般2月5日及び6日には原子力規制委員会によ
る現地調査が実施されたところであります。

この現地調査では、主に次のような指摘がなされております。まず、宍道断層の東の端につきましてはよ
り詳細な説明が必要であるという指摘、宍道断層の西の端につきましてはまだ調査のデータが不足してい
るという指摘がございました。これを踏まえまして、先日、中国電力は、東の端であります松江市美保関下宇
部尾東という地域でございまして、それから、西の端は松江市魚瀬町女島というところですが、そこでのボー
リング調査の追加実施を発表し、そのうち東の端であります下宇部尾東につきましては既に調査が着手され
ているというのが本日の状況でございまして。

なお、もう一つの調査項目であります敷地周辺海域の活断層につきましては、調査結果が取りまとまった
後、原子力規制委員会により審査が行われるというふうに聞いております。

原子力規制委員会におきましては、こうした事業者である中国電力の調査結果や、あるいはそのなされた
評価について厳格に審査をしていただくことが重要であり、県としてもその旨の申し入れを行っているところ
であります。また、中国電力においても、原子力規制委員会からの指摘等に対して適切に対応していただ
くということが当然ながら重要であり必要であるというふうに考えているところであります。以上です。

○**尾村利成議員** 現時点で、宍道断層の長さというのは22キロの評価であります。宍道断層の東側に、鳥
取沖西部断層が確認されております。これは考慮すべき断層です。基準地震動を策定する上での考慮すべき
断層です。宍道断層が22キロあって、その宍道断層の東側に鳥取の西部断層、考慮すべき活断層37キロメ
ートル、その西部断層の東側に鳥取沖東部断層、これが51キロメートルであります。宍道断層が22キロ、
そして鳥取沖西部断層が37キロ、東部断層が51キロです。

宍道断層の東端、美保関町の下宇部尾、この下宇部尾での今再調査が始まっています。この東端から鳥取沖
西部断層までが、間が大体14キロと言われております。仮に東端が、22キロがもっと東に延びていて鳥取沖
西部断層につながっているということになると、この地域の活断層というのは、宍道断層の西端から、これ
が22キロ、そして十数キロ東に延びる、そして鳥取沖の西部断層、東部断層となる、そうすると120キロ
の活断層になって、基準地震動の大幅な引き上げが必要になるわけでありまして。ちなみに古い断層では、こ
れら3つの断層というのは同一断層というふうに評価をされています。

先月、NHKでの報道がありましたが、専門家が全国のGPSの観測データを解析した結果、鳥取県から

島根県にかけて地下にひずみが集中し、大地震を引き起こす活断層が存在する可能性があるということ指摘いたしました。この地域では、年間5ミリ程度、地盤が東へずれ動いているということであります。未知なる活断層であります。

山陰地方の地下のひずみ集中帯の徹底した調査が必要と考えますが、どうでしょうか。

○**防災部長（大國羊一）** 先般来の報道で、山陰地方においても比較的速い速度で地下にひずみが集中し大きな地震を引き起こす可能性があるとの研究内容が紹介されましたことは承知をしておりますし、また報道の後、その研究をしてらっしゃる研究者の方にも直接コンタクトをとって、いろいろと御示唆をいただいているところでございます。原子力規制庁からは、原発の耐震安全性についてはさまざまな知見に基づき厳格に審査を行うということ、この報道の後に改めてまた確認的に私どもも聞いているところでございます。

原発の耐震安全性の確保といいますのは、先ほどもお答えしましたように大変重要な事項でありまして、原子力規制委員会での審査が今後どのように進められていくのか、私どもも非常に注目をしているところでございます。

○**尾村利成議員** ひずみ集中帯の徹底した調査が求められています。また、ひずみ集中帯と宍道断層との、または鳥取沖の西部、東部断層との連続性、連動性の調査を私は徹底して行うべきだと思うものであります。

基準地震動の評価、それから活断層の調査、これら積極的に新たな知見をどんどん採用して、基準地震動設定、策定に生かすことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○**防災部長（大國羊一）** 今おっしゃいましたように、原発の安全性の審査において、新しい知見が明らかになればそれを取り入れていくということは大変大切なことであり、必要であるというふうに考えております。そして、私どもとしまして、その旨につきましては、原子力規制委員会に対して機会あるごとに申し入れをしております。原子力規制委員会においては、そういう私どもの要請に対しても適切に対応していただきたいというふうに思っているとあります。以上です。

○**尾村利成議員** よろしくお願ひしたいと思ひます。

日本で判明している活断層というのは2,000以上あると言われております。そのうち、政府が調査済みの活断層は110カ所程度しかありません。近年の大地震というのは活断層が発見されていないところで起きていますから、あらゆる知見の総結集が必要だということ、私は重ねて求めておきたいと思ひます。

最後に、知事、少し議論したいと思ひます。

私は、福島の実状を今言いました。そして、原発周辺の活断層の状況という点も今質疑をさせていただきます。お聞きいただけたと思ひます。

自治体の使命というのは、県民の命を守ることです。安全を守ることです。明らかに、原発の事故、福島の例に見られますように、人々の幸せを奪いました。活断層がたくさんあります、この周り。実効ある避難計画もできていません。

人々の幸せを奪う危険な原発は私は絶対動かしてはならない、なくす以外にないと思ひますが、知事のお考えを、お考えをお聞かせください。

○**知事（溝口善兵衛）** 原発の問題につきましては、2つの側面があるわけです。1つは、原発の安全性をどのようにして確保していくのかと、こういうことでございます。また、原子力発電はエネルギーの供給ということで、国民経済あるいは国民生活に大きな役割を果たしております。その点をどう評価するかということでございます。

いずれもこれは国全体にかかわる話でございまして、政府におかれては、原発の安全性につきましては、福島原発の事故を踏まえまして、監督する法律も変え、規制委員会を設け、規制委員会が厳密な安全性の審査をすると、そういうふうな対応をとってこられたわけでありまして。それで、原発の安全性につきましては、規制委員会が現在各地の原発について審査を始めたところでございます。島根原発については、まだその審査が終了してない段階でございまして。議員が御指摘のように、活断層についての審査もまだ継続してやらなきゃいかん状況でございまして。そしてまた、いろんな知見が出てくるわけでございまして、そういう新しい

知見については規制委員会は当然取り入れてそれを参考にしていくということでございます。それが現状だろうと思います。

それから、エネルギー政策上の問題、やはり国の経済はエネルギーの確保が必要でございまして、その中で原発につきましても、国がエネルギーの基本計画をつくりまして、一定の役割を原発についても付しておるわけでございます。そういう中で、政府がとられている原発に対する対策としましては、まず規制委員会において安全審査をしっかりとやってもらうと、で、審査を通過したものについては地元の御理解も得て対応を考えていくというのが状況でございます。

こうした考え方につきまして、国民の皆様あるいは県民の皆様について、そうではない、既に安全性の問題というのは難しい問題であるし、福島原発も起こった、直ちにやめるべきだという議論もあるわけでございますし、しかし国全体の必要性から見ると、政府の言うように安全性の審査をきちっとやることによって一定の役割を原発が果たしていくということも必要だといういろんな考えがあるわけでございます。これは一義的にこうだということが決めにくい、非常に難しい問題でございます。人によっていろいろ意見が違う問題でございますから、私は常々申し上げておるわけでございますけれども、島根原発につきましても県民の方々の意見、そして県民を代表される議会の意見、あるいは立地自治体あるいは周辺自治体の意見をよくお聞きしながらやはり総合的に考えていく必要があるというのが私の考えでございまして、この点はこれまでも繰り返し申し上げているところでございます。

やはり技術的な問題と、それから多くの人の違う意見をどういうふうに整理をしていくかという非常に難しい問題であると私は認識をしておりますけれども、今申し上げたような手続を踏みながらこの問題に対応していく必要があると考えているところであります。

○**尾村利成議員** 規制委員会の審査待ちの考えだと、規制委員会の審査を待っていると、それで考えるということですか。

○**知事（溝口善兵衛）** いや、島根原発の再稼働の問題は、政府としては規制委員会の安全審査をクリアしたのについては原発を動かしてもらうというのが政府の考えでございます。しかし、その考えについては、地元の意見などもよく聞いて対応していくということでございますので、まだそのプロセスが始まっていないと、こういう状況だろうと思います。

○**尾村利成議員** 知事は今議会の代表質問で、知事というのは行政のトップという顔と政治家の顔があると、この2つがあるということを本会議場で答弁されましたね。私は、行政のトップというのは、県政のトップというのは、69万の県民の絶対命を守らないといけない。当たり前のことです、私言ってること。けれども、70万、69万のうち半径30キロ圏内に40万が島根県民暮らしてる、30キロ圏外も危険だということを言ってる。先ほど議論しましたね。もし稼働して事故があったら、これだけ活断層があるとここで稼働して大事故が起きたら、島根どうなりますか。

私は、行政のトップとして県民の命を守るならば、私は原発は動かすべきではないという御自身の決断と、これをやってほしい、これは私の意見です。知事、政治家としてどうですか。一人の政治家として、原発をどうお考えですか。

○**知事（溝口善兵衛）** 県の知事は県の行政を指揮する立場であります、それは県民の皆様の考えあるいは議会の考え、あるいは原発のような場合ですと、専門家の意見を離れて私が判断をするということは、これはできないわけでありまして。それは先ほど来申し上げていますように、人々の考えが違うわけでございますし、これが安全、これが安全でないというようなことはなかなか、最終的には専門家の意見を尊重するほかないわけでありまして。したがって、そういうものをよく見て対応していくというのが私は行政のトップとしての役割だと思っております。

そして、私が個人的に、あるいは政治家としてどうだということは、私は常に知事として見られておりますから、それは難しいことでございます。私が個人的な、尾村さんの意見がいいとかだめだとか、そういうことを言う立場にはない。むしろそれはある意味で、私は常に知事というものは一般私人であると同時に行政を担っている担当者だということがあって、その使い分けをするということはなかなか難しいことですね。

○**尾村利成議員** 判断できないではないんですよ。判断されないんですよ。判断している自治体いっぱいあるじゃないですか。

私は幾度となくこの県議会で言ってきましたけれども、福島県というのはあれだけの被害を受けたから、全ての県議会の会派が県内全基原発廃炉って言うてるでしょ。そして、福島県の知事もその立場でしょ。県内59市町村全てが廃炉決議、廃炉すべきだと言ってるじゃないですか。判断してるわけです。

私は、県民の安全に責任を持つ一人の県議として、絶対に再稼働は許しません。一人の政治家として、私の政治信条は、政治には人の命がかかっている、この政治信条に照らせば、原発は廃炉以外ない、なくす以外ない、このことを私自身の決意を申し上げて、質問を終わります。

14. 2015年(平成27年)6月定例会一問一答質問[2015年6月30日]

「プルサーマル問題について」

○**尾村利成議員** 次の質問に移ります。プルサーマルの問題であります。

2009年、平成21年3月24日、県は中国電力に対して、島根原発2号機でのプルサーマル導入について事前了解の回答を行いました。現在、島根原発2号機におけるプルサーマル計画はいかなる状況となっておりますか。部長、どうぞお願いします。

○**防災部長(岸川慎一)** 島根原発2号機におきますウラン・プルトニウム混合酸化物燃料——MOX燃料でございますけど——を使用する計画、いわゆるプルサーマル計画につきましては、平成17年9月に中国電力から安全協定に基づきまして事前了解願が県に提出されました。平成18年10月に、県は、最終的な回答は国の安全審査結果を確認した上で行うという基本了解を行いました。その後、中国電力は国へ申請いたしまして、平成20年10月に経産大臣からプルサーマル計画に係る設置変更が許可され、県はその内容を確認した上で、議員御紹介の平成21年3月に最終的に了解をしたという経緯がございます。

その後、平成21年9月に中国電力は、海外でのMOX燃料の製造を行うため、海外に工場を持つ燃料製造事業者との間で燃料の加工契約を締結しております。しかしながら、その後、必要な手続が進んでおらず、プルサーマル計画は燃料製造に至らず、とまっている状況でございます。

一方、島根原発2号機本体につきましては、中国電力は平成25年12月に原子力規制委員会へ新規規制基準適合性確認申請を行ったところであります。プルサーマル計画につきましては、既に設置変更許可を受けていたことから、MOX燃料の使用も含めて申請を行い、現在、規制委員会で審査が行われているという状況であります。

この点につきまして原子力規制庁に確認をいたしましたところ、島根原発2号機のプルサーマルに関する平成20年10月に設置変更許可をされておりますが、その許可は現時点においても法律上は効力を有しており、今回の2号機の新規制基準適合性確認審査においては、MOX燃料の使用を前提として、重大事故への対策が新規規制基準に適合されているのか審査を行うということでありました。具体的には、重大事故——シビアアクシデントですが——のときに、1つには炉心の損傷防止対策、2つには格納容器の破損防止対策、3つには使用済み核燃料プールにおける燃料の損傷防止対策などでありましたが、いろいろ安全対策を講じられておるわけですが、これが有効であることなどを確認するというものであります。

さらに、先行しております高浜原発における新規規制基準適合性確認審査においても同様に、MOX燃料の使用を前提として、重大事故への対策が新規規制基準へ適合しているかどうかというのを審査したということでもございました。

○**尾村利成議員** 私は、この事前了解失効してると思うんですよ。これ知事と議論したいと思います。

2009年、県がプルサーマルの事前了解をした、その後の2011年、平成23年に福島原発の事故が起こったわけですね。県が事前了解をしたのは2009年、その2年後の2011年に福島原発事故が起こった。この福島原発の事故を受けて、原発の行政を始め安全審査ルール、審査基準、国民意識など、大きく変化したわけですね。だけど、事故前の了解、県が行った事故前の了解というのは、福島事故の教訓というのは反映されてないわけです。

そうであるならば、私は県としてこの事故前の了解は白紙にするというのが筋だと思うわけです。事前了解は失効していると思うわけです。知事はどうお考えでしょうか。

○**知事（溝口善兵衛）** 先ほど防災部長が説明したように、2010年の設置変更許可は現時点においても原子炉等規制法上効力を有しておるということでございます。調べてみますと、原子炉規制に関する法律というのがありまして、原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次のいずれかに該当するときは許可を取り消すことができると。その取り消すことができるのは、許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき、2番目に、保安規定の変更命令に違反したときなどでございまして、規制委員会の解釈あるいは政府の解釈でしようが、そういうことのようにございまして。

そこで、規制委員会はどういうことを今やろうとしてるかということになりますが、今回の新規規制基準適合性確認審査におきましては、MOX燃料を使用した場合も含めまして、新しくできました規制基準に適合してるかどうかという審査を行って行くわけです。これは、規制委員会ができて、各電力会社に対しまして、新規規制基準にそれぞれの原発等が適合してるかどうか審査するので申請書を出してくださいということ規制委員会が言っておりまして、中電のほうは25年12月に申請の第1回目を出しておるわけでございますけれども、こういう規制委員会に申請する場合にはいろんな要件があるわけですが、安全協定によって島根県でありますとか松江市の事前了解を得ることがあります。それは、申請をするのはいいですよと、規制委員会は審査しなきゃいかんと言ってるわけですからそれは了解しますという事前了解をしてるわけです。

我々がいつも言っておりますように、それは2段階で、審査が終わった段階で規制委員会あるいは国にいろんな意見を聞いて、それで適切なのかどうかをして、最終的な了解をしますということでございますので、議員の御理解をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○**尾村利成議員** 知事、よく聞いていただきたいのは、私がなぜこのことを強調するかというと、県の地域防災計画原子力災害編に何て書いてたかということなんです。福島原発の事故前に書いていた県の計画と、事故後に県が防災計画改定してるんですけども、どういうことなのかということをおはわかってほしいから言ってるんです。

すなわち、原発事故が起こるまでは、国の原子力安全委員会は、原発は絶対苛酷事故を起こさないという安全神話にどっぷりつかってたんです。県もこの立場に立ってたんです。

すなわち、原発事故が起こるまでの前の段階の島根県の地域防災計画、何て書いてるかということ、原子力発電所は安全上の厳しい規制が行われているので、事故が発生しても周辺に影響を及ぼすことはありませんって書いてるんですよ、島根県の地域防災計画は。そのみならず、安全協定の締結によって万全を期しています、いかなる場合にも対処できるように島根県の計画を策定していますということ、原発事故が起こる前はこういうことを書いてたんですよ、島根県も。

ところが、原発事故が起こってから、2011年、3・11に福島原発事故が起こってから、島根県も地域防災計画を改定したでしょう。先ほど言いましたように、国も原子力の規制体制変えた、原子力の防災体制変えた、島根県も地域防災計画の原子力災害編で改正してるんですよ。修正してるんですよ。今までは、原発は事故を起こさない、事故が発生しても影響を及ぼさないって書いてたのを180度転換して、苛酷事故が発生する可能性を考慮するというふうに県も変えたんですよ。

だから、私がこのことを強く言ってるのは、事故前に県が事前了解を了承したと、そのときの県の考え方前提条件何だったのかといえ、2つあったんですよ、当時。それは1つは、国による厳格な安全審査がなされているということ、もう一つは、中国電力が適正な運転をするという、この2つの条件を付して事前了解の了解、回答を行ったんですよ、経過的に。この経過を見たときに、筋論からいったら事前了解撤回が筋じゃないですか。

そのみならず、知事も言われてたんですよ。福島原発事故が起こったときに、この事故は人災と言われても仕方がないということで、人災と私が質問をしたときに、人災と言われても、人災という形容をしても仕方がないというふうに言われてたんですよ、福島事故後の6月県議会で。国の審査体制に甘さもあったということを議会で答弁なさってるんですよ。だから、知事も国の審査が厳格ではなかったということをお認めになってるんですよ。

この点を考えたならば、私は撤回すべきが筋じゃないか。そして、中国電力もですけど、県もですけども、しっかりとプルサーマルについての責任ある説明を果たすことが当然ではないかというふうに思うわけです。知事、どうでしょうか。

○**知事（溝口善兵衛）** 原発の事故のリスクというのは、これはゼロにならないわけです。これは当然誰もがそういう考えは共有をしておいて、そのために安全対策、安全審査を、前の段階ですけども、規制当局がやっておいたわけです。規制当局は、今のままではいけないということで、規制委員会というのを新たに設けたわけです。そこで、できる限りの安全を確保しようということで規制委ができて、先ほど申し上げましたように、新しい規制基準に該当するかどうか審査をするから出しなさいということで、今その審査が行われておるわけでございます。

他方で、リスクがゼロではないというのは、これはみんな共有をしたと思いますけども、その上で、やはりリスクがあり得るから、安全対策あるいは万が一の対策を強化しようということで新たな取り組みが始まっているというふうに理解をしておりますが、議員のお考えとどういうふうに違うのか、ちょっと理解ができませんけども、現状はそうだろうと思います。

もちろん万が一の対応につきまして、政府が責任を持って対応するというところでございます。先般、鹿児島の川内原発でありましたときにも、政府が法令に基づきまして、文言はちょっと正確ではありませんけども、責任を持って対応するというのも政府として述べられておるわけでございます。そういうことで私は理解をしております。

○**尾村利成議員** 私が強調してるのは、安全神話に今まではつかってたと、だけど安全神話につかってはならないということであるならば、きちっと私は事前了解撤回をして、そこから一から始めるべきだということをお願いしたいわけです。

避難計画について、部長、伺います。

避難計画が実効あるものか、それとも実効あるものではないか、誰が判断基準を示して計画の実効性を判断するのか、お示してください。

○**防災部長（岸川慎一）** 国では、原発の立地地域ごとに、関係省庁あるいは関係自治体、島根県なんかも含みますが、防災関係機関から構成される地域原子力防災協議会、これを原発の立地地域ごとに設置しております。そして、この協議会の作業部会で、それぞれの避難計画などの課題を検討中であります。この避難計画を含むそれぞれの地域の緊急時の対応をこの地域原子力防災協議会で確認し、その上で国の原子力防災会議に報告し、国として了承するという今仕組みとなっております。ことしの3月に、このことが防災基本計画に位置づけられておるところであります。

○**尾村利成議員** 知事、先ほど責任論の話が出たんですけども、原発事故のね。避難計画の実効性という点は、今、原子力防災会議で了承するという話はありましたけども、避難計画の実効性の責任、これは誰が持つべきかという点でいえば、国でいいですね。

○**知事（溝口善兵衛）** 避難計画を含みます地域の緊急時の対応を原子力防災会議で国として了承する仕組みになっておるというふうに思います。

○**尾村利成議員** 時間が来ましたんで終わりたいと思いますけども、プルサーマルの話もしましたけども、私は、使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルはもう既に破綻しているので、これはプルサーマルはきっちりもうやめるべきだと思います。それから、実効ある避難計画は今もってまだできていません。こういう点でいえば、原発など再稼働することは論外だということ強く申し上げて、質問を終わります。

15. 2015年(平成27年)9月定例会一般質問[2015年9月17日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 島根原発について伺います。

8月11日、九州電力は、川内原発1号機を再稼働させました。福島原発事故の事故原因が究明されない中、再稼働に反対する国民多数の民意を踏みにじっての再稼働は、許すわけにはなりません。

鹿児島県内には、原発から30キロ圏内に9つの自治体がございます。しかし、鹿児島県と原発が立地する薩摩川内市の同意だけで再稼働が決まりました。

一度苛酷事故が起きれば深刻な被害が及ぶことが予想される鹿児島、熊本、宮崎3県の10市町議会が、住民説明会の開催を求める決議や陳情を採択しました。しかしながら、この願意を全く無視して再稼働を強行したのです。住民の声を聞く耳さえ持たないという態度は、国民、住民の命と安全を置き去りにし、民主主義をないがしろにするものと言わざるを得ません。

福島原発事故以降、原発立地自治体及び原発周辺30キロ圏内の自治体には避難計画の策定が法律で義務づけられました。しかし、原発立地自治体以外の自治体には、原発の再稼働に対して同意、不同意する権限も、電力会社と協議する権利も与えられておりません。避難計画の策定を義務づけながら、避難しなければならない根源、原因となる原発稼働について不同意権が与えられていないということは、余りにも不平等、不条理と言わざるを得ません。

そこで、この不条理を正すための立法措置が必要と考えます。国に対して、原発被害が想定される全ての自治体に原発再稼働の同意権、不同意権を保障する立法措置を講じるよう求めるべきであります。所見を伺います。

次に、中国電力の偽造問題についてです。

中国電力は6月30日、低レベル放射性廃棄物を処理する機器の検査報告書の偽造を公表しました。

中電は、5年前の2010年に511カ所もの点検漏れを起こし、不正をしない、ルールを守るというコンプライアンス最優先の業務運営を掲げ、再発防止対策を継続実施中でありました。しかし、今回の偽造は、中電のこれまでの改善策が全く機能せず、上辺を取り繕うだけのものであったことを明白にしたではありませんか。たび重なる不正は、中電が原発は事故を起こさないという安全神話につかっていること、そして中電がこの地域で唯一の電力供給源となっているというおごり、目に余る異常体質が改めて露呈したものであります。

この間、中電は、岡山県の土用ダムの測定データ改ざん、下関発電所の地元自治体と交わした公害防止協定違反、西郷発電所のばい煙規制値超過による大気汚染防止法違反、原発内での相次ぐ火災の発生、不適切事案に対する行政処分、活断層の見落としなど、幾度となく県民を裏切り続けてきました。問題発覚のたびに謝罪はするものの、安全対策や長年の構造的な隠蔽体質が全く改善されていないではありませんか。

県民からは、全国最多の不正を続ける中電に原発を運転する資格などない、もう中国電力は信用できないとの厳しい批判と怒りの声が上がっています。島根県の責任も問われていると私は思います。それは、中電の相次ぐ不正事案に対し、県が毅然とした対応をとらず、中国電力を甘やかしてきたからであります。

5年前、511カ所もの点検漏れが発覚した際、私は、中電の隠蔽体質、おごりを厳しく批判し、中電の運転は不適正であるということを経験しました。私が一問一答質問の中で何度となく、中電の運転は適正ではないと指摘しても、県は決して中電の運転を不適正とは認めませんでした。なぜなら、不適正な運転と議場で答弁すれば、プルサーマルの了解条件が崩れてしまうからではありませんか。プルサーマルの了解条件に、中国電力の運転が適正であるという条件が付されていたからではありませんか。プルサーマルを撤回しないために、県は不適正と認定しなかったのです。

不正の第一義的な責任は中国電力にあります。しかし、国と島根県の原発推進、プルサーマル推進の姿勢が、中国電力が不正を起こす温床となっていることを深く反省すべきであります。二度と不正をさせないためにも、自治体と住民による中国電力への監視体制、チェック体制を強化することが必要であります。

原発立地自治体の松江市には、立入調査権、原子炉停止要求権が付与されています。この松江市並みの厳しい協定を、出雲市とも雲南市とも安来市とも中国電力に締結させるべきであります。

県として、中電に周辺自治体と松江市同等の協定を締結させるよう、イニシアチブを今発揮すべきときであります。所見を伺います。

また、住民に対する説明責任を果たさせるためにも、中電に対し、偽造問題の再発防止策についての住民説明会開催を強く要求すべきです。所見を伺います。

○知事（溝口善兵衛） 次に、原発に関連いたしまして、再稼働の同意権の立法措置についての御質問でございます。

原発の再稼働に関しまして、周辺自治体は事前了解について立地自治体と同様な取り扱いを以前から要望をされておられます。周辺自治体のこうした意向が反映される立法措置を講じようとするすると、各自治体間で意見が相違した場合の調整の仕組みが必要でございます。私はこの問題につきまして、以前からずっと国に対しましてその仕組みづくりについて働きかけをしておるところでございますが、なかなか進展がないところでございます。今後も引き続き努力してまいります。

しかし、こういう状況を踏まえまして、県は周辺自治体と覚書を締結し、島根原発に関しまして重要な判断や回答をする場合には周辺自治体の意見をよく聞き、県の判断や回答の内容を周辺自治体によく説明し、その上で周辺自治体から意見等の提出があった場合には当該意見を中国電力に届けるというふうにしておるところでございます。

次に、中国電力と周辺自治体との安全協定の締結についての御質問でございます。

周辺自治体は、事前了解や適切な措置の要求、立入調査の権限を含んだ立地自治体と同様の安全協定を中国電力と締結したいという意向を持っておられます。中国電力は、立地自治体と同様の安全協定を締結することについては回答できる状況にはなく、引き続き周辺自治体と協議をしていくということをおっしゃっておるところであります。

全国的に見ますと、電力会社と周辺自治体との間で立地自治体と同様の安全協定を締結した例はないのが現状でございます。先ほど申し上げましたが、県は周辺自治体と覚書を締結をいたしまして、島根原発に関して重要な判断や回答をする場合には周辺自治体の考えをよく聞き、県の判断や回答の内容を周辺自治体によく説明し、その上で周辺自治体からの意見等の提出があった場合には当該意見を中国電力に伝えるというふうにしておるところであります。

次に、中国電力の今般の不適切事案についての調査報告についての住民説明会の開催についての御質問でございます。

中国電力の調査報告書は、9月11日に提出をされました。私どもは、中国電力に対しまして次のように申し入れをしております。調査結果や再発防止策の実施状況について、県民や関係自治体等に対しわかりやすく説明をすること、ホームページ等で報告書の掲載や住民説明会の開催など、どういう方法で説明するのかよく検討することということをおし入れております。

県としましては、適当な時期に安全対策協議会などを開催し、その際には、中国電力や規制委員会から県民の方や県の安全顧問等に対しましてよく説明をしてもらい、その意見等をよく聞いていきたいというふうにお考えしております。これらの開催に当たりましては、従来どおり、県としましては、一般の方々も参加できるようにする考えであります。

○尾村利成議員 2点目は、原発の問題です。

中国電力のこの偽造の問題で、私は県としてのイニシアチブを発揮してほしいということを言いました。安全協定の第12条には、適切措置要求権というのがございます。県として、住民の安全確保のために必要があるならば、中国電力に適切な措置をとらせる権限が協定上保障されてるわけです。不正を防ぐために、チェック力を高めるために、監視力を高めるために、立入調査権などの権限を周辺3市に与えると、このことこそ再発防止の一つの大きな力ではないでしょうか。この安全協定第12条を発動させる意思はありますか。

○知事（溝口善兵衛） 2番目は、中国電力の安全協定の問題でございますが、周辺自治体が立地自治体と同じような扱いをしてもらいたいということは私どももよく聞いて、それは中国電力にも話し、しかしこの安全協定といったものは、原発、全国各地にいろいろあるわけございまして、それとやはり似たようなものでなければいけないわけでございます。全体としてそういうものを、原子力政策を担ってるのは国でございます。そしてまた、そのチェックをするのが規制委員会でございます。国におかれては、国に対しましてそういう安全協定を結ぶようなことを立地自治体だけでなく周辺自治体にもしなければならぬとしたら、意見が違った場合のメカニズムをどうするかということで、やはり共通のルールがなきゃこれは進まないわけでございます。私は、そうしたルールについて国にも検討すべきだということはおっしゃっておりますけれども、

なかなか進まないのが現実でございます。

そうした中で、私どもがっておりますのは、周辺自治体からの意見は我々もよくお聞きをしますと、その意見は中国電力に対しましても国にもよく伝えると、そういうところが現状であるわけでございます。やはりこの問題は、原子力発電に関する政策全般にかかわる話でございます。また、立地自治体になるということはやはり、例えばそれに対する政府の関与をどうするかということにもかかわってくるわけでございます。やはり日本全体として、あるいは原子力政策、原発の政策全体の話として進めませんと、現実には進まないというのが実態でございます。我々も引き続き努力をしておりますけれども、そういう実態にあるということを御理解を願いたいと思います。

16. 2015年(平成27年)11月定例会一問一答質問[2015年12月4日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 日本共産党の尾村利成でございます。

県民の命と安全を守る立場で、原発問題に絞って質問いたします。

私は、11月10日、活断層の徹底調査、厳格なる基準地震動の設定、周辺自治体との安全協定締結を求め、原子力規制委員会、経済産業省に申し入れを行いました。また、10月に愛媛県並びに伊方町が伊方原発の再稼働に同意したことを受けまして、11月21日から23日にかけて四国電力伊方原発を視察し、調査してまいりました。これらの取り組みを踏まえて質問に入ります。

まず、活断層、基準地震動の評価についてです。

中国電力は、新規制基準適合性確認審査において、国土交通省、内閣府、文部科学省が日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書でまとめた鳥取沖の断層F55断層、島根半島沖の断層F56断層、島根県沖の断層F57断層を、敷地周辺海域活断層の新しい知見として取り入れました。

この海域活断層、概要をまず説明してください。

○防災部長(岸川慎一) 昨年9月に、議員御紹介いただきました国の調査報告書が公表されております。この調査報告書では、山陰沖に存在する主な大きな活断層として3つ挙げております。1つには、鳥取県沖の東西約95キロの断層、これがF55断層と呼ばれております。2つには、島根半島の西部沖、この東西約49キロの断層、F56断層と呼ばれております。3つ目には、日御碕の沖合から西のほうに伸びる約102キロの断層、これがF57断層でございますが、これらが示されております。

中国電力は、去る11月20日に開催されました原子力規制委員会の審査会合の場で、島根原発の周辺海域における活断層の評価、従来からしてはありましたが、これを次のとおり見直したというふうに説明しております。具体的には、先ほどの国の調査結果を新しい知見として取り入れたこと、そして、今まで中国電力が行った音波探査など、地質調査結果なども考慮した上で評価を見直した、そういうことでございます。

具体的にどういうふうに見直したかといいますと、まず鳥取沖の断層、これについては従来、中電は、西側と東側に2つの活断層がある、鳥取県沖西部断層と鳥取県沖東部断層、この2つの活断層があって、それぞれ独立して活動するとしていたのですが、これを、この2つの断層が一体で動く約98キロの断層として設定したということございまして、これがF55断層の関係でございます。

また、日御碕の沖合からの西のほうに伸びる約108キロの活断層を、今まで設定してはおりませんでした、国の知見を入れて新たに設定したということでございます。これがF57断層の関係でございます。

なお、島根半島の西部沖の断層の長さについては、従来どおり48キロで変わりないとしておりますが、これがF56断層の関係でございます。

そして、この評価につきましては、現在、原子力規制委員会で審査が行われているというところでございます。

○尾村利成議員 御説明のとおりです。島根原発の周辺というのは地震の巣の状態でございます。

F55断層とは、鳥取沖の断層です。今説明があったとおり、この鳥取沖の断層は、中国電力が評価する鳥取沖西部断層、これは40キロ、そして鳥取沖東部断層50キロ、おおむね一致します。西部断層が40キ

口、東部断層との間に8キロだけ離隔距離があると言われていています。ですから、西部断層 40 キロ、離隔距離 8キロ、そして東部断層が 50 キロ、98 キロの活断層があるわけです。この同一線上の西側に宍道断層が 22 キロ、原発の南直下に東西走ってるという、そういう状況であります。

F55 断層と宍道断層との連続性、連動性の徹底調査が私は必要だと思いますが、いかがですか。

○**防災部長（岸川慎一）** まず、鳥取沖の断層 F55 断層の西の端、島根県に近い側であります。ここについては原子力規制委員会から、精度の高い音波探査記録によって評価をするように審査会合の場で指摘がございまして、これに対応して中国電力は、西の端の美保湾の付近で最新の音波探査調査に基づいて追加の地質調査を実施しております。

また、一方の宍道断層の東の端、鳥取側に近い部分ですが、ここについては同じく原子力規制委員会から中電に対しまして、データを拡充して評価するよう指摘がございまして、これに対応して中国電力は、東の端の付近でございまして美保関町の下宇部尾東という地点、そして森山付近、ここでさまざまな調査、例えばボーリング調査、トレンチ調査といった追加の地質調査を実施しております。また、今申し上げました宍道断層の東の端の部分については、ことしの2月に原子力規制委員会みずからによります現地調査も実施されておるといところでございます。

現在、原子力規制委員会で、これらの追加調査も含めましたさまざまな調査結果を踏まえて、活断層の長さなどについて審査中でございます。連動性を含む活断層の長さの評価、それとそれに基づいて設定される基準地震動、これは島根原発の耐震安全性、これを確保するために大変重要な要素でございます。したがって、原子力規制委員会はこの分について一層厳格に審査を行っていただきたい、こういうふうを考えております。

○**尾村利成議員** 知事、その宍道断層と今言っておりました F55 断層、鳥取沖の西部、東部の断層、これは古い地層では同一の連続した断層ということとなっております。私は、政治として決断すべきことがあると思うわけでありまして。

宍道断層が 22 キロあって、鳥取沖の断層との間の離隔距離、これが 19 キロという今評価になっていきます。宍道断層が 22 キロ、同一線上に鳥取沖の断層がある、その間の 19 キロは今、活断層は見つかっていないわけですけども、しかし宍道断層の 22 キロと離隔距離の 19 キロ、そして鳥取沖の断層 F55 断層、これがつながっているというふうに考えるならば、活断層の長さが 139 キロとなります。原発の再稼働など絶対にあり得ません。

そこで、原発の耐震性に求められる保守性を勘案すべきです。県民の命と安全を守る政治家の責任として、この宍道断層と F55 断層が連続、連動するものと私は評価すべきだと考えますが、御所見いかがですか。

○**知事（溝口善兵衛）** 防災部長とのやりとりがありましたように、宍道断層と鳥取沖断層の連動性につきましては、原子力規制委員会において今審査中でございます。厳格な審査をやってもらいたいということでございます。もしそういう必要性があるのであれば、原子力規制委員会において追加調査の実施を求めるなど、そこはまだわかりませんが、原子力規制委員会で万全を期してもらいたいと。

いずれにしても、原子力規制委員会がこの問題について審査をしてるわけでございますから、その審査の厳格な審査をお願いをしておると、こういうことでございます。

○**尾村利成議員** 知事、この間、中国電力の偽造の問題が明らかになって、検査報告書の偽造の問題が明らかになった、そして相次ぐデータの改ざんもあった、5年前は 511 カ所もの点検漏れがあって、中国電力の不正、不適切事案に対して県民の怒りが高まっていることは御存じだと思います。県民の間からは、中国電力の活断層の調査、トレンチの調査、ピットの調査、剥ぎ取りの調査、この位置が本当に適切なのか、正しいのか、調査の手法も信用できないではないか、こういう批判の声が上がってるのも事実であります。

私は、基準地震動を設定する上で、この断層評価、活断層評価は本当に厳格でなければならぬし、県民の命を守る立場で保守的に考えるべきだと思います。そういう点で、地震学、地質学の専門家、県原子力安全顧問、あらゆる研究者などの研究と知見を総結集すべきだと思います。

島根原発周辺における耐震安全性、基準地震動の評価に原子力規制委員会が適正に審査するのは当たり前

ですけれども、県民の命を守る県としてもこの基準地震動の評価にあらゆる万全の手だてをとるべきことを私は要求しますが、御所見をお聞かせください。

○**知事（溝口善兵衛）** 原子力規制委員会が審査中でございますので、その様子を我々は注視をしておりますけれども、いずれにしても、原子力規制委員会の結論を見まして、我々としては、原子力安全顧問の方々、専門家の方々を含めまして、よく審査内容を確認をしていきたいというふうに考えております。

○**尾村利成議員** 今、活断層、F55断層、宍道断層言いましたけれども、別の専門家からは、これは以前この議会の場でも言いましたが、鳥取県から島根県にかけての地下にひずみが集中していて、大地震を引き起こす未知の活断層の存在があるのではないかと、こういう警告がございます。山陰地方の地下というのは年間5ミリ程度地盤が東へずれ動いている、こういう警告がございます。

私は、徹底した精査が必要だということを重ねて強く求めて、次の安全協定の質問に移りたいと思います。

中国電力のたび重なる不正を防止し、安全対策を向上させるために、島根県、松江市、周辺の自治体、それは出雲市、安来市、雲南市です。これらが中電への監視、チェックの体制を私は強化すべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

○**知事（溝口善兵衛）** 県は、松江市、中国電力、3者で締結いたしました安全協定に基づきまして、島根原発で原子炉の施設の故障などのトラブル事案、あるいは平成22年の点検不備の問題や今般発生した低レベル放射性廃棄物に係る問題などが発生した場合に、立入調査をしております。必要に応じて中国電力に申し入れを行うなど、島根原発の安全確保に努めております。

また、福島原発事故以降は、安全協定に基づきまして、県と松江市が立入調査を実施する際には、周辺自治体に対しまして、希望があれば一緒に同行するよう呼びかけて、それぞれの立場から確認等が行えるようにしておるところでございます。中国電力から新規制基準適合性確認審査の状況などの説明を受ける場合などにも、周辺自治体も一緒に説明を受け、安全審査の内容や安全対策の実施状況などを確認しているところでございます。

県としましては、松江市や周辺自治体と協力しながら、安全協定に基づきまして、環境モニタリングによる放射線の監視や、必要に応じた立入調査など、現地確認などを行いまして、引き続き島根原発の安全性確保が図れるよう対応していく考えでございます。

○**尾村利成議員** 知事、私は、周辺自治体のチェック力、監視力の強化が不可欠だと思うわけです。安全協定のことも今御答弁されましたね。

この安全協定の問題でいえば、周辺自治体は立地自治体である松江市並みの協定の締結を求めています。私は、幾度となく議会でこの問題取り上げました。知事は、電力会社と周辺自治体との安全協定の締結については、議会で次のように答弁されてるんですね。共通のルールが必要で、国が仕組みづくりをしないといけない、国が検討すべき問題だ、こういう答弁を何度もされてきたんです。

私、冒頭言いましたように、11月10日、経済産業省とこの問題でかなり突っ込んでやり合いました。経済産業省は、私との交渉上で何と言うかということ、安全協定というのは事業者の自主的な取り組みであるから国は関与しないと、国は指導する立場にないと、明確にこう回答するんです。知事は、国にお願いします、だけど私、国に行ってやり合えば、国は、それは地元でやりなさいと言ってるんです。こう言ってるんです。

この経産省の回答の立場、知事どう考えます。

○**知事（溝口善兵衛）** それはいつもそういう状況になってるわけですね。それから、だから私が申し上げておりますのは、仮に周辺自治体が電力会社と個々に安全協定を締結した場合には、各自治体の間で意見が違った場合にどう対応をするのかというメカニズムがないわけです。1つでも反対だということになると通らないのか、多数決でいいのか、そういうところが処理をされませんと、この問題は解決つかないんです。それから、そういう立地自治体並みの状況になりますと、国としても一定の配慮をしないといけないという課題が多分あるんだろうというふうに思います。

そして、この問題は電力会社全体の問題なんですね。中国電力がそういうことをやりますとほかにも影響を

受ける、じゃあ電事連でどうするかというようなことになるわけでありまして、そういうメカニズムがなかなかできないんです。松江市との間でも多分できないでしょう。

したがって、そこは立地自治体、周辺自治体、立地自治体になりますと、例えば国の制度でいえば電源立地の交付金の対象になるとか、そういう問題も背後にあるわけでございます。したがって、島根県あるいは、じゃあ鳥取県はどうするのかということもありますよ。鳥取県も周辺自治体ですから。じゃあそういうメカニズムがないところで、じゃあみんな立地自治体並みの取り決めをしましょうと、それに応じてじゃあ事前了解をするかどうかというメカニズムを組むかとなると、それはできないんですね。利害が違いますから。

そういうことがあって、国が調整を本来すべきであると。国は明確にそれは法律で区分をしてるわけです。この自治体は立地自治体だと、だから電源交付金の対象にすると、そうでないとはしませんよという仕掛けになってるわけです。だから、そういう問題は日本全体の問題でありますから国が調整すべきだというふうに私はずっと言ってるわけですけども、国は、それは地方の話だと、それぞれの電力会社の話だというふうにやられるわけです。それはだめだということをしつと申し入れてるということです。

○**尾村利成議員** ですから、国がだめだと言うんだったら県が動くんですよ。島根県が動くんですよ。動く方法があるんですよ。安全協定第 12 条ですよ。これを発動すればいいんですよ。そこなんですよ。国がやらないから待ってるじゃだめなんですよ。県民の命を守るために、安全協定第 12 条を発動すりゃいいんですよ。

防災部長、安全協定第 12 条を説明してください。

○**防災部長（岸川慎一）** 安全協定第 12 条は、適切な措置の要求を定めておりまして、これにつきましては、島根原発でトラブルが発生したような場合、あるいは原発の保守や管理が適切に行われていないなどの場合が想定されるわけですが、そういう場合には、県と松江市がまず立入調査を行いまして、さまざまな申し入れあるいは指導などを行ってまいります。その上で、中国電力の対応が適切ではないと、こう判断される事柄が仮にあったとして、それが周辺地域住民の安全確保のため、それに対して特別な措置を講じる必要があると、こう認められるような場合に、中国電力に対しまして、この 12 条というのは原子炉の停止を含む改善策の実施、こういったものを適切な措置を講じることを求めるというものでございまして、これが協定 12 条の適切な措置の要求ということでございます。

安全協定締結時から現在に至るまでそういう事態が生じていないということから、この 12 条の適切な措置の要求ということはまだ実施事例がないというのが現状でございます。

○**尾村利成議員** 知事は安全協定よく御存じですよ。安全協定第 12 条には、原子炉をとめる権限があるわけですね。その精神というのは、県民の命と安全を守ることなんですよ。

今部長答弁あったように、第 12 条の発動は一度もないわけですね。第 12 条は、原子炉停止要求のほかにもどんなことが使えると思いますか。県民の命と安全を守るために発動するための権利、条文なんですよ。どんなものが使えると思いますか。

○**防災部長（岸川慎一）** 立入調査を行った上で、改善策をさまざま指導いたします。それに従わないような場合、改善策をさらに強力で求めていくというところで使うこととなります。その一番強力な事柄が原子炉の停止要求といえますか、原子炉をとめた上で必要なことを行えというようなことになる。さまざまな改善策を行わない場合に、それをしっかりやらせるための最後の担保ということだろうと思っております。

○**尾村利成議員** 安全協定の第 12 条というのは、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があるときは中国電力に対して適切な措置を講ずることを求めると、こうなってるわけです。今答弁があったとおり、一番きついのが原子炉の停止なんですよ。周辺住民の安全確保なんですよ。

私は、周辺住民の安全確保するためにはいろいろあると思うんですよ。これ知事とは何度も私この議場でやり合ってきたんですけども、基準地震動を正確に評価するために活断層の徹底調査をさらなる追加調査を県として私は要求する権利がこの第 12 条にはあると思います。

周辺住民の安全確保のために、今、周辺3市の出雲そして雲南、安来、30キロ圏内ですから、広域避難計画はこれは法律で策定が義務づけられてる。しかし、原発が動く、動かさない、どうするかというときには意見言う権限がないでしょう。不条理でしょう。だから、周辺3市は、立地自治体並みの安全協定を結びたいと言ってるでしょう。だけど、知事言われるように、だから知事は国にシステムつくれとって何度も言ってきた、だけど国は動かない、こう言われる。それは現実そうです。だから、国に対して、周辺自治体に対して原発再稼働の同意権、不同意権、または電力会社との協定権、協議権、こういうものを認めるように法をつくるようにということもあるでしょう。しかし、今動かないわけだから、県として動くべきだと。国がやらないから待ってますじゃなくて、だったならば県が主体的に動くべきだと。

だから、私はこの第12条を発動してほしいんですよ、県に、知事に。それどうですかと言ってるんですよ、知事。どうですか。

○**知事（溝口善兵衛）** 12条の措置要求というものがどういう範囲に及んでるのかというのはいろいろ議論があるところだと思いますけども、多分、措置をとるわけですから、原発に関してどうするかということだと思いますけども、議員はもう少し広く考えていいんじゃないかという御主張ですけども、そういう議論があるにしても、先ほど申してる問題は解決しないんです。周辺自治体が立地自治体と同じようなことになった場合、立地自治体と同じような立場に立った場合に、じゃあ意見が違った場合はどうするんだということがちゃんとないと、これは同じ問題が残るわけでありまして。そこは立地自治体の中ではなかなか決められないわけです。

したがって、そこはやはり国が調整しなきゃいけませんし、また立地自治体として扱うということになれば、それは国の制度においても交付金といった問題をどうするのかという問題とつながるわけがございます。それから、中国電力としても電事連の中の一員ですから、電力会社全体がどうなるかということもあるわけがございます。それはなかなか簡単なことじゃありません。

大事なことは、立地自治体というものをどういう範疇でやるかというのはやっぱり国が決めなきゃいけません。原子力政策を国が決めてるわけですから、それで交付金も供与してるわけですから、国の責任なんです。原子力発電政策、原子力政策をどう進めるかというのは国がやはり主体的にやってるわけです。そこを抜きにしてやろうと思っても、なかなか進まないですね。で、私は、国がちゃんとやるべきだということをお願いしてる、しかしなかなか決着がつかない。しかし、周辺自治体からいろんな御意見がありますから、私は周辺自治体の意見をよくお聞きしましょうと、これはたしか覚書だったと思いますけど、お聞きをします。その上で総合的に判断しますといったようなことはやってるわけです。できる限り立地自治体以外の周辺自治体の意見もよくお聞きしよう、そしてまた周辺自治体にも一定の必要な資金は提供しようということをいろんな形でやってるわけがございます。そういう状況にあるということをお聞きしたいと思っております。

それから、やはり大事なことは、原子力発電をどうするかというのは国のエネルギー政策とかかわってるわけです。国が日本のエネルギー政策をどうするかということをお聞きしたいと思っております。その原子力発電の安全性を管理するのは原子力規制委員会だという法の構成があるわけがございます。それをしのでやるということはなかなか困難なことだと思いますね。やはりそこをきちっとしない限り、こうした問題を議員がおっしゃるようにはできません。

○**尾村利成議員** 知事、国が責任持って原発政策やってますか。福島事故が今どうなってますか。国に対して、国の政治が間違ってるときにきちっと物を言うのが私は長というものだと思います。

避難計画に入ります。

部長、現時点において島根県並びに立地、周辺自治体の避難計画の実効性をどう評価していますか、伺います。

○**防災部長（岸川慎一）** 島根原発の避難計画につきましては、まず県が避難の方法ですとか避難先、あるいは避難ルートなどについての大枠を定めまして策定しております。これは平成24年11月でございます。これを基本にしまして、立地自治体あるいは周辺自治体の県内関係4市では、避難する際の一時集結場所あるいは避難施設などを設定するなどいたしまして、より詳細な避難計画、これをそれぞれ策定してきており

ます。

一方で、避難計画の実効性をどんどん高めていくためには、いろいろ検討すべき事項がございます。例えば避難に必要な車両あるいはその運転要員の確保ですとか、あるいは支援を必要とされる方々の避難あるいは屋内退避に当たって、実際にそれらの方々を支援する要員をどう確保していくのか、あるいは多くの避難者や車両に対応することができるようにスクリーニングの具体的な方法を検討すべきである、そして避難者を受け入れる受け入れ側の自治体の支援体制といったようなこと、さまざまな検討する課題がございます。

そこで、現在、国と関係する2県6市が連携した作業チームをつくりまして、いろいろ検討を進めてきております。例えば避難の手段でありますとか、避難する際に支援者が必要かどうか、あるいは避難に当たってどのような課題をお持ちか、こういったことを把握するために、避難方法などの実態調査を今行っているということでございまして、そういったことも含めてさまざま検討を進めております。

今後とも、この作業チームによる避難対策の検討を進める一方で、住民の方々や防災業務関係者が参加する訓練などを繰り返し行いまして、避難計画の実効性を高めていきたいというふうに考えております。

○**尾村利成議員** 知事が、国が原子力規制委員会とおっしゃるんで、じゃあ原子力規制委員会が審査を合格をし、国がこれはオーケーと出した伊方原発がどうなのかということで、私は視察に行ったわけです。伊方原発の状況について少し報告させてください。

私は、伊方原発を視察して、私の結論はただ1つです。実効ある避難体制が全くない原発の再稼働は無謀のきわみだと思いました。

伊方原発は、愛媛県の西の端、佐田岬半島のつけ根付近に立地しています。すぐ近くを日本有数の活断層である中央構造線断層帯が走り、巨大地震の震源となる南海トラフも近く、日本で地震の危険が高い原発の一つです。

伊方原発再稼働の大きな問題は、事故が起きたときの避難体制が全くないことです。重大事故が発生した際の避難計画では、原発から西側の5,000人の半島部の住民は、定員が292人のフェリーで三崎港から大分県に避難することになっています。しかし、津波や悪天候が重なれば船は出ません。多くの住民が取り残されてしまいます。

私はこの目でその場所を見てきました。現地の方からは、非現実的な避難計画だ、私たちは事故が起こったとき逃げ場がありません、佐田岬半島の道路は本当に急斜面で狭くて地盤がもろくて崩壊の危険が高い、こういう怒りと不安の声、私は聞いてまいりました。

私は、この伊方の視察を通じて強く感じました。実効ある避難計画が策定されない限り原発の再稼働などあり得ないということを再認識しました。知事、この点で所見をお聞かせください。

○**知事（溝口善兵衛）** 原発につきましては、国としてエネルギーをどう確保するかというエネルギー計画があり、そのもとで原発も一定の役割を果たすということになっておるわけです。しかし、原発につきましてはいろいろな事故のリスクがありますから、リスクを可能な限り小さくしなきゃいかんわけです。完全にゼロになるとは誰も思っていないと思いますけども、なるような努力をするというのが国の考えでございます。そのために規制委員会が審査をして安全対策を講ずるわけでございますし、またリスクが完全にゼロになりませんから、安全対策に加えまして万が一の場合の対応をしなければならぬということで、避難の計画でありますとかそういうことをやっておるわけでございます。

そういう意味におきまして、私どもとしては、避難計画をさらに完全なものに近い形にするように努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○**尾村利成議員** 私は、県民の命と安全を守る責任が県議としてあります。技術的に未完成な原発の再稼働など絶対に認めないということを強調して、質問を終わります。

17. 2016年(平成28年)2月定例会一般質問[2016年2月29日]

「原発、活断層問題について」

○尾村利成議員 最後に、原発、活断層問題についてです。

中国電力は1月28日、宍道断層の長さについて西側に3キロ延長し、これまでの22キロの評価から25キロへと変更すると公表しました。原子力規制委員会は、1月29日の審査会合においてこの評価を了承しました。

中国電力は、もともと原発周辺には活断層はないと強弁してきましたが、1998年に8キロの宍道断層の存在を認め、2004年には10キロへと、そして2008年には22キロへと変更、訂正を繰り返してきました。これら相次ぐ活断層の延長に対してある週刊誌は、島根原発の活断層は成長する、背が伸びるとやゆし、中国電力の不十分なる調査を痛烈に批判しました。

そして、このたび4度目となる活断層の延長です。調査すれば調査するほど活断層が延びるではありませんか。こんな原発は全国に例がありません。たび重なる活断層の過小評価、見落としは、調査そのものがずさんであったことを証明したものではありませんか。中国電力は活断層の見落としを深く反省し、科学者の指摘を謙虚に受けとめ、活断層の徹底調査を引き続き実施すべきであります。この点で知事の所見を伺います。

今最も懸念されていることは、このたびの西側への3キロの延長をもって宍道断層の長さ、評価が確定されかねないことです。科学者からは、宍道断層の東端がもっと延伸している可能性があること、さらに宍道断層と鳥取沖西部・東部断層は新第三紀の地層においては同一の連続した断層であり、これらの活断層の連続、連動性の徹底調査が必要であることが指摘されています。

我が党は、2月11日から12日の2日間にわたって、地質学が専門の立石雅昭新潟大学名誉教授とともに、宍道断層西端付近の鹿島町佐陀本郷や島根半島海岸線の地形など、宍道断層の現地調査を実施いたしました。以下、専門的になりまして恐縮ではございますけれども、立石教授が現地を調査した上で指摘された知見を御紹介させていただきたいと思えます。

立石教授は、大きな地震を引き起こす宍道断層は、地震発生層と呼ばれる地下数キロメートルから20キロメートルの深さの岩盤中に存在すると説明されました。そして、地震に伴って地表付近にあらわれた断層を地震断層と呼び、過去に生じた地表地震断層の痕跡が活断層として認識されている。しかし、活断層は大地震を引き起こす震源断層の全体像を必ずしも正確に反映するものではなく、地震を起こし得る震源断層と活断層の関係については、いまだ研究途上であり、現在の科学で信頼に足る地震規模の予測は困難である、このように強調されました。そして、島根原発敷地とその周辺では、地震が発生する深さの地下構造、特に地震を引き起こし得る断層の存在が一切明らかにされていないことを問題視されました。

島根半島の海岸線の岩石海岸には、離水、海食ベンチが連続的に認められます。離水、海食ベンチとは波浪等で、波などで侵食の進んだ平坦面及びへこみが海面よりも高い位置に認められる地形のことだということでもあります。

立石教授は、離水ベンチは6,000年前以降に発生した地震に伴って隆起して形成され、離水ベンチの高度分布は、比較的最近の地震に伴う島根半島の隆起を示唆するものであり、原発を襲い得る地震の具体的なあらわれと警告されました。そして、事業者である中国電力が離水ベンチ調査を全く行っていないということは、耐震安全性軽視のあらわれであり、速やかなる調査の必要性を強調されたところであります。

そこで、伺います。

島根県として中国電力に対して、離水ベンチと地震との関連性、並びに離水ベンチの高度とその高度に至った要因と過程を調査するよう指示すべきであります。所見を伺います。

次に、断層の連続、連動性についてです。宍道断層は25キロメートル、その東側の同一線上に98キロメートルの鳥取沖西部・東部断層がございます。宍道断層と鳥取沖西部断層の離隔区間、離れている区間は19キロメートルとの評価でありますけれども、もしこれらの活断層がつながっているならば、連続しているならば142キロメートルの活断層となるではありませんか。

立石教授は、敷地周辺の重力異常を指摘されました。島根半島の高重力部は境水道を経て美保湾に達しており、その南の低重力部との間に急激な変化が認められ、宍道断層がさらに東に延びる可能性が高いということ指摘されました。この知見に基づいて境水道、美保湾エリアでの地下構造探査を実施すべきであります。そして、宍道断層と鳥取沖の断層の連続、連動調査を県は中国電力に求めるべきであります。県は、原子力規制委員会に調査を求めるべきであります。所見を伺うものであります。

県民の命と安全を守るために、あらゆる専門家の科学的知見を総集して、耐震安全性、基準地震動を評

価すべきであります。的確なる基準地震動を評価するためにも、地震学、地質学、地形学などの専門家で構成する専門委員会、技術委員会を島根県に設置すべきではありませんか。知事の英断を求めて質問を終わります。

○**知事（溝口善兵衛）** 次に、中国電力の宍道断層の長さの評価についての御質問であります。

中国電力は宍道断層に関して、平成 25 年 12 月の新規規制基準適合性確認申請の際に西端としておりました地点、古浦西方の西側について、原子力規制委員会から、中国電力の調査では活断層が古浦沖付近の海と陸の境界の部分をすり抜ける疑念が残るとの指摘を受けました。しかし、規制委員会から指摘された古浦沖付近の海と陸の境界部分は、その地点が急激な崖の地形であるために、海底ボーリング等を行う調査は困難であると中国電力は判断をし、このためさらに西側で確実に活断層がないことの調査結果が得られている女島を新たな西端としたのであります。この結果、宍道断層の長さを 22 キロから 25 キロに見直しをしたということでございます。

そして、1 月 29 日の規制委員会の審査会合では、この中国電力の見直しの説明に対しまして、規制委員会は十分な回答が得られたとの評価をされたということでもあります。

御指摘のように、宍道断層の長さの評価は、さまざまな調査や基準の改定などのタイミングで、その都度見直された経緯があるわけでございます。規制委員会が行う宍道断層など活断層の評価は、原発の耐震安全性確保のため大変重要であります。規制委員会としても常に最新の知見、評価手法等を用いて科学的に評価し、必要があれば評価を見直していくことは大変大事でありまして、そういうことが規制委員会に求められておりますので、我々も規制委員会にそのように要請していく考えであります。

次に、基準地震動の評価及び専門委員会を設置してはどうかという質問でございます。

基準地震動につきましては、宍道断層の見直しなどを踏まえ、2 月 3 日に原子力規制庁のヒアリングが行われました。その際、中国電力は基準地震動を 600 ガルから 800 ガルへ見直すことを説明をしております。この点につきましては、今後も引き続き実施されるヒアリングの状況を踏まえ、原子力規制委員会の審査会合で審査されることとなっております。

原発の耐震安全性を確保するため、基準地震動の評価は大変重要であります。原子力規制委員会が厳格に審査することが必要であります。規制庁におきましては、新規規制基準では活断層やそれに基づく基準地震動の審査に当たっては、最新の科学的、技術的知見を踏まえることとされております。

その取り扱いにつきまして 2 月 26 日、私どものほうから原子力規制庁に問い合わせをいたしましたところ、次のような回答でございます。

原発の審査に関しては、さまざまな外部の意見や指摘が原子力規制庁に届けられてきますと。それについては、規制庁の関係部局で共有をし検討し、必要な適切な対応を考えて審査をしますということでございます。また、大変重要な案件とされるようなものにつきましては、規制委員会におきまして有識者会合が設置され、外部の専門家の意見も参考に検討されるということでございます。

議員が御指摘になりました立石新潟大学名誉教授からの島根原発の耐震安全性に関する意見をいただきましたので、2 月 26 日、それを規制委員会に説明をしたわけでありまして、こういう見方がありますよと。規制委員会は先ほど申し上げましたように、規制委員会の中で検討しますし、必要な場合は有識者の会合なんかもやりますということでございます。

そしてまた、本日、立石新潟大学名誉教授から、議員がここで御説明になりましたペーパーをいただきましたので、早速規制委員会に送付をいたしまして、こういう意見ですよと、よく検討してくださいということ伝えてあるところであります。

原発の安全性につきましては、このように原子力規制委員会は専門的立場から外部の意見なども聞きながら審査される仕組みとなっておりますので、今後も県としましては、原子力規制委員会に適切な対応をいただくよう申し入れていく考えでございます。

○**防災部長（岸川慎一）** 私からは、島根半島の離水ベンチに関連した調査及び重力異常を踏まえた活断層調査などについて、中国電力あるいは原子力規制委員会に求めていくべきではないかとの御質問についてお答えをいたします。

議員御紹介のありました離水ベンチは、海岸を形成する地形の一つでありまして、このような地形ができ

ることにつきましては、地震により地盤が隆起したことがその要因の一つとして考えられております。また、重力異常からは地下の岩盤の起伏を知ることができませんが、一般的にこの重力異常の数値が狭い範囲で大きく変動すること、こういうことが確認された場合には、その場所に断層が存在する可能性があると考えられておるところであります。

中国電力は、島根原発の敷地周辺の活断層につきまして、既存の文献調査、過去の地震に関する記録ですとか研究結果等を把握する調査でございますけど、そういった文献調査や変動地形学的調査、これは空中写真から地形のずれなどを観察いたしまして、断層を確認する調査でありますけども、こういったことを実施した上で、さらに地質調査などを行いまして、原子力規制委員会に新規制基準適合性確認申請をしております、現在規制委において審査が行われているというところでございます。

この規制委員会の審査につきましては、先ほど知事の答弁でも触れましたけども、最新の科学的、技術的知見を踏まえた内容となっているかどうかという視点でも行われることとなっております。したがって、原発敷地周辺の活断層の審査に当たって、議員御指摘のあった離水ベンチに関連した調査ですとか、重力異常を踏まえた活断層の追加調査が必要かどうか、その必要性については立石名誉教授の御意見を規制庁にも伝えておりますので、規制委員会が専門的な立場から判断されるものと考えております。

県といたしましては、央道断層など活断層の評価につきましては、原発の耐震安全性を確保するため極めて重要と考えておまして、かねてから中国電力に対しましては、常に最新の知見を取り入れ、それに基づく適切な安全対策を実施すること、そして原子力規制委員会に対しましては、最新の知見も踏まえて厳格に審査すること、こういったことを要請しております。今後も引き続き審査の状況や中国電力の対応をよく注視してまいります。以上でございます。

○**尾村利成議員** 私は、原発問題での知事の素早い対応に感謝します。立石教授の新知見を早速規制委員会に送ってくださった、ありがとうございます。

私は県民の命と安全を守るために、県はあらゆる対策をとらないといけないと思います。あらゆる知見を採用してください、今後とも。そして、原子力規制委員会任せにしないで、県としても、例えば県の原子力安全顧問会議、17人おられて、地震学の先生方3人ですけども、立石先生を始め多くの皆さん方協力してくださいと思いますので、県としても専門委員会をつくるとか、または安全協定の第12条の適切措置要求権なども発動して、中電に県から活断層調査をやるべきだということなども言っていただきたい、このことをお願いしたいと思います。以上です。

○**知事（溝口善兵衛）** それから、原発の関係でございますが、立石新潟大学名誉教授の資料をいただきました。規制庁にも送りました。規制庁はこういうことがいろいろありますから、いろんな知見を受け付けるという体制にあるわけでございます。それを踏まえて、必要がある場合には有識者の懇談会を設けたりをする、そこはやはり規制をどうしていくのか、それを電力会社にどう指示をするのかということ、やはり国全体の問題でございます。規制委でそういう枠組みがすぐにできておまして、そういう対応もいたしますから、規制委にきちっとやってもらうということをよく言ってまいります、私どもも顧問会議がございませんので、顧問会議などにもこういう意見がありますがどうですかというようなことは、よくお聞きをしたいというふうに思っております。以上でございます。

18. 2016年(平成28年)5月定例会一問一答質問[2016年6月7日]

「熊本地震、活断層について」

○**尾村利成議員** 日本共産党の尾村利成でございます。まず、熊本地震、活断層について伺います。

熊本地震で被災された皆様に対し、心からのお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を祈念し、質問に入ります。熊本地震は、深さ10キロ程度の浅いところで起きた地殻内の断層が起す活断層型の直下型地震でありました。

そこで、伺います。

県として、熊本、九州を襲った地震のメカニズムをどう捉えていますか。また、その科学的知見をいかに

県の防災対策に反映させていくのですか、伺います。

○**防災部長（岸川慎一）** このたびの熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回発生したこと、あるいは一連の地震で震度6弱以上の地震が7回発生するといった、これは観測史上初の出来事でございます。それから、余震の発生回数が5月末日現在ですが1,600回以上にも及んでいること、また2回大きな地震があったわけですが、4月14日の地震は熊本県の日奈久断層帯で、16日の地震は布田川断層帯でと、近接する2つの異なる活断層で発生したこと、このようなことが特徴として挙げられておりまして、我が国における地震のリスクを再認識させるものでありました。

今回の地震について、国において今後新たな調査結果やあるいは評価などが示されることになれば、県として適切に対応してまいりたいと考えております。

○**尾村利成議員** 部長の答弁があったとおりでありますけども、もう一つ熊本地震に特徴があったんですね。それは、地表に痕跡を残していない隠れた断層が2メートル動いた、分岐断層が動いたということです。

今、地震の問題では、京都大学防災研究所の西村卓也准教授の研究が注目されています。私は幾度かこの本会議でこの問題を、この知見を述べました。

西村准教授は、地震の引き金になる地盤のひずみ集中帯がこの山陰地方で確認されたこと、西日本全体が乗るユーラシアプレートには地盤の割れ目が多数存在し、複雑な構造となっていることを指摘されておられます。そして、熊本での地震はこの地盤の割れ目の位置と一致しているということは、これは見逃せない事実であります。

このような知見に対する県の考えをお聞かせください。

○**防災部長（岸川慎一）** 議員から御紹介がございました京都大学の防災研究所の西村准教授の研究につきましては、議員今おっしゃったとおりでありまして、いろいろなテレビ番組を始めさまざまな報道がなされておりました、注目されているということは承知しております。県としても注目、注視しているところでございます。

今後、こうした西村准教授の研究も含めまして、地震のメカニズムなどにつきまして国のほうから新たな知見が示されることになれば、県としても適切に対応してまいりたいと考えております。

○**尾村利成議員** この知見に基づいて、私はやらなきゃならないことがあると思うわけです。それは1つは、山陰地方を横断するプレートの地盤の割れ目と宍道断層などの活断層との関連性を徹底調査すること、そして宍道断層と鳥取沖の断層など活断層の連続運動性の徹底調査を行うこと、これが必要だと思っております、どうでしょうか。

○**防災部長（岸川慎一）** 議員御指摘の宍道断層等の話でございますが、これは原発周辺の活断層ということでございましょう。この原発周辺の活断層や地下の構造がどうなっているかというようなことに関する調査は、原発の耐震安全性を確保する上で大変重要でございます。

そこで、原子力規制委員会は、新規制基準による審査に当たっては次のような視点で確認を行うこととしております。1つには、電力会社が、原発の敷地からの距離及び敷地に与える影響に応じまして、地質調査などについて十分な調査を行っているかどうか、活断層の長さなどの評価に当たっては複数の連続する活断層や近接する断層についても運動性の可能性を考慮しているのか、そして基準地震動の策定に当たり、活断層の運動に関して最新の研究成果を十分に考慮しているのか、そういったことを確認することになっております。

県としても、平成25年12月に中国電力が行いました新規制基準適合性確認申請の際に、原子力規制委員会に対しまして、宍道断層の評価など地震の想定については最新の知見も踏まえて、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか、これを審査いただくように要請してきております。先ほど来議員から御紹介のございます京大の西村准教授の研究につきましては、先日、県からも原子力規制庁のほうへ情報提供を行ったところでございます。

いずれにいたしましても、原子力規制委員会にはこういったことも含めて厳格に審査を行っていただきました

いというふうに思っております。

○尾村利成議員 知事に伺います。

原発の耐震安全性をこれはしっかり担保していかなければなりません。そのためにも、地震のメカニズムの解明は私は大きな今課題だと思っています。あらゆる知見、研究、英知を総結集して、的確なる原発の基準地震動の評価、これが大切だと思いますけども、いかがでしょうか。

○知事（溝口善兵衛） 御指摘のように、基準地震動の評価は大変大事なことでありまして、原子力規制委員会もさまざまな科学的知見を踏まえながら審査を行っておりますし、我々も先ほどの西村准教授の資料も規制委員会のほうに送りましたけども、最新の知識をもって審査を厳格にやってもらいたいと考えております。

県としましても審査が終了した後、基準地震動などにつきましては原子力規制委員会からよく説明を受け、原子力安全顧問などからの意見をお聞きしまして、審査内容を確認していく考えであります。以上です。

○尾村利成議員 山陰地方の地下では年間5ミリ程度地盤が東へずれ動いていると、こういう警告なわけですね。そして、熊本地震では活断層同士が連動したということがはっきりしたわけですね。

そうなったときに、この島根の断層を考えてみたときに、私は繰り返しこれは言ってきたんですけども、宍道断層が25キロあると、この25キロがあって、この同一線上に鳥取沖の断層が98キロあると。熊本地震は、これらが活断層が連動するということと、これがはっきりしたわけだから、熊本地震において。この島根原発周辺の宍道断層と鳥取沖の断層が連動しないということを、誰もその可能性というのは否定できないと思うわけです。ここは徹底調査しなければならない、私はこのことを強く求めておきたいと思っております。

未知なる活断層もあるわけで、日本列島のどこにも安全な土地と呼べる場所はありません。それは原発を動かす上で安全な場所はありません。原発の再稼働などあり得ないということを指摘して、次の質問に移ります。

島根原発1号機廃止措置計画についてです。

私は、原発の廃炉は大賛成です。しかし、中電の廃止措置計画には毒入りの計画が入っています。

中国電力の計画は、原発の廃炉、解体計画と同時に使用済み核燃料を再処理をして、プルトニウムを再利用する原発再稼働、すなわち危険なプルトニウムを燃やすプルサーマルの運転がセットとなっています。ここに廃止措置計画の大きな問題があると私は思います。

以下、計画の問題点を指摘します。

中国電力の計画では、2018年度に青森県六ヶ所村の再処理工場が稼働するとしています。県として、再処理工場が予定どおり運転するかと考えていますか。その見込みを伺います。

○防災部長（岸川慎一） 青森県の六ヶ所再処理工場につきましては、その事業者であります日本原燃が平成18年から25年にかけて試験を行っております。これは実際に使用済み燃料を用いて行う試験でございますが、この過程において技術的な課題の解決に相当な時間を要したということから、竣工時期がこれまで延期をされてまいりました。しかし、こうした技術的課題は解決され、日本原燃が行うべき全ての試験が終了して、現在、原子力規制委員会で、地震などへの対応や重大事故対策などのいわゆる新規規制基準の適合性確認審査が行われております。

こうした状況を踏まえ、日本原燃は、六ヶ所の再処理工場の竣工予定を平成30年度上期、2018年度上期としております。また、中国電力も、先日行いました県の安全対策協議会におきまして、この六ヶ所の再処理工場の技術的課題は解消されており、また基準地震動もほぼ審査上固まったということで、稼働の確実性は高いと考えるという見通しを述べております。国も、エネルギー基本計画の中で、安全確保を大前提にこの六ヶ所再処理工場の竣工を進めていくとしております。

いずれにいたしましても、今後の国及び日本原燃の動向を注視していく必要があると考えております。

○尾村利成議員 その再処理は、使用済み核燃料を剪断、溶解、切り刻む、そして溶かす、こうやってプルトニウムとウラン、高レベル放射性廃棄物に分離させるものであります。この処理そのものが、原発の運転

以上に危険なものでございます。ですから、この再処理工場というのは竣工の時期が22回延期されて、私は技術的に行き詰まっていると思います。この22回延期されたという事実を私は冷厳に見詰めなければならないと思います。

再処理工場が稼働しないときの対応を少なくとも廃止措置計画に明記すべきではありませんか。再処理工場が稼働しなければ、使用済み核燃料の行き場がありません。そうなったらどうなるでしょうか。中国電力は、将来的に使用済み核燃料を管理貯蔵する中間貯蔵施設、乾式貯蔵施設を建設することとなるではありませんか。

中間貯蔵施設建設の是非についての県の考えをお示しくください。

○**防災部長（岸川慎一）** 中間貯蔵施設、乾式で貯蔵する施設という両方の言い方がございますけども、この乾式貯蔵施設とは、少し説明いたしますと、燃料プールで一定期間冷却いたしました使用済み燃料を、再処理事業者、六ヶ所村の再処理事業者でございますが、ここへ譲り渡すまでの間、乾式キャスクという金属製の専用容器に入れまして、それを専用の建物の中で自然冷却によって安全に保管する施設でございます。国内では、原発の敷地内外において4カ所の施設がございます、既に供用中のものが2カ所、それから規制委員会の審査を受けているものが2カ所、そういう状況でございます。

中電でございますけど、今回、事前了解願がありまして、この廃止措置計画の中には中間貯蔵施設、乾式貯蔵施設の設置に関する記載はございません。また、先日行いました県の安全対策協議会におきましても、中国電力からは今のところ乾式貯蔵施設の設置については考えていないとの説明がございました。県としてもそのように承知しているところでございます。

○**尾村利成議員** その乾式貯蔵施設、中間貯蔵施設というのは結局、核のごみを島根原発の敷地内または中国電力の敷地の中に貯蔵するということなんですね。私は、なぜ廃止措置計画に中国電力がその再処理工場稼働しないときの場合を書かないかという、再処理工場稼働しないということをもし書けばどうなるか。それは、使用済み核燃料がこの島根原発内に残るとということなんですね。核のごみが持ち出せないということのみずから証明することになる。

中間貯蔵施設を建設するというのも、今のところと言っているんです。将来はあるかもしれんということなんです。今のところ中間貯蔵施設、乾式貯蔵施設の建設は考えてない。これを中間貯蔵施設を建設ということをやったら、使用済み核燃料はとどまってしまう。言い方変えれば、核燃料サイクルの破綻ということになるわけですよ。知事は首かしげられますが、後で議論しましょう。

じゃあ、仮に再処理工場稼働したときの話を進めて議論したいと思います。

私は、仮に青森県六ヶ所村の再処理工場稼働したとしても、何ひとつ問題は解決しないと思います。それは、再処理したプルトニウム、青森県六ヶ所村に使用済み核燃料を持って行ってそこで再処理をした、そしてプルトニウムが生まれる、そのプルトニウムを再利用するめどが何ひとつないからであります。核燃料サイクルが完全に行き詰まって破綻しているからです。

核燃料サイクルについて伺います。

歴代政府は、原発推進、核燃料サイクル政策をとってきました。プルトニウムの再利用に当たって、高速増殖炉もんじゅの開発とプルサーマル運転を進めることであります。高速増殖炉もんじゅは、ナトリウム漏れの事故を起こして以来、この20年間、ただの一度も発電していません。そして、1万カ所にも及ぶ点検漏れが発覚して、原子力規制委員会から運転禁止命令が出されているではありませんか。もはやもんじゅの再稼働、稼働、ありません。あり得ません。

もんじゅの代替として登場したのが、プルサーマルの発電であります。今、核燃料サイクル、プルトニウム循環方式の柱となっているプルサーマル発電の概要について、改めて伺います。

○**防災部長（岸川慎一）** プルサーマルの概要でございます。

流れを少し説明いたしますと、まず各原子力発電所ではウラン燃料を用いて発電を行います。その結果、使用済み燃料が発生いたします。この使用済み燃料は、再処理工場、現実的には六ヶ所の再処理工場ということになりますが、再処理工場へ搬出され、そこで再処理をされ、プルトニウムとウランが回収されます。そこで回収されたプルトニウムとウランは、MOX燃料工場、MOX燃料というのはいわゆるウラン・プル

トニウム混合酸化物燃料ということでございますが、ウランとプルトニウムをまぜ合わせた燃料ということです。それをつくるMOX燃料工場へ移送され、そこで加工されてMOX燃料が製造されるということになります。

このつくられたMOX燃料は、それを使用することについて別途の国の許可を受けた原子炉、いわゆるプルサーマル炉で使用され、発電が行われることとなります。こうした一連の流れが、議員御紹介の核燃料サイクルのうちの一つの柱、プルサーマルの概要でございます。

なお、国はエネルギー基本計画の中で、資源の有効利用でありますとか高レベル放射性廃棄物の量を減らしていく、そういったような観点から、この核燃料サイクルの推進を政府の基本方針としているところでございます。

○**尾村利成議員** 私は、原発の再稼働はもちろんのこと、危険なプルサーマルの運転など到底認めるわけにはなりません。そのプルサーマルは、核分裂反応にブレーキをかける制御棒のききが悪くなる、また核燃料の融点、核燃料が溶ける温度ですね、これが低いために炉心溶融の危険性がさらに高まると言われています。プルサーマル運転など論外だと言わなければなりません。

ただ、計画では、六ヶ所村に使用済み核燃料が集まってしまふ、そこで再処理がされる、そこでプルトニウムが生成されるということですね。じゃあ、六ヶ所再処理工場が稼働した場合、幾らのプルトニウム回収量が見込まれていますか。

○**防災部長（岸川慎一）** 国によりますと、この六ヶ所再処理工場がフル稼働した場合、年間に約800トンの使用済み燃料を再処理することができます。その結果、この800トンの使用済み燃料から約8トンのプルトニウムが回収されるとしております。

なお、この8トンのプルトニウムの中には、いわゆる燃えやすいプルトニウム、核分裂性のプルトニウムでございますが、これが約4トン強含まれていると、このように説明されております。

○**尾村利成議員** 部長、プルトニウムなど利用目的のないこういうものは持つてはならないということになっていますね。部長、御存じでしょう。今、日本にプルトニウムが何トンありますか。

○**防災部長（岸川慎一）** 約48トン弱と言われております。と承知しております。

○**尾村利成議員** 御答弁のとおりです。48トンのプルトニウムがある、再処理工場が稼働する、生成されるプルトニウム量が8トン、その中で燃えやすいプルトニウムが約5トン弱ということですね。じゃあ、そのプルトニウムがたまり続けてはならないからということで、プルサーマルでプルトニウムを燃やすということになる。MOX燃料をつくるということになる。

じゃあ、六ヶ所再処理工場で回収されたプルトニウムを今どういうふうにご利用しようとしているか、利用計画はどうですか。

○**防災部長（岸川慎一）** プルトニウムの利用計画についてでございますけども、電力会社は国の方針に基づきまして、直近では平成21年度にプルトニウム利用計画を策定し公表しております。この計画の中では、六ヶ所再処理工場で回収されたプルトニウムは、全国の原発のうち16基から18基、これをプルサーマル炉として利用し、そこで利用する量は年間5.5トンから6.5トンとされております。

なお、この今言いました5.5トンから6.5トンという利用量は、先ほど申し上げましたいわゆる燃えやすいプルトニウムとしての量でございます。

○**尾村利成議員** 電気事業連合会、電事連は、2015年度までに今御説明があったように16基から18基でのプルサーマルの導入を目指してきました。プルサーマル、今どうなっていますか。全国でプルサーマル発電やっているところありますか。状況を御説明ください。

○**防災部長（岸川慎一）** 今申し上げました平成21年度に策定されたプルトニウム利用計画の中では、プ

ルサーマルを計画していた原子炉は全国の原発のうち 16 から 18 基でございます。このうち、東日本大震災前にプルサーマルについての許可を受けていた原子炉は 11 基ございました。この 11 基のうち、震災の後、新規制基準ができましたので、改めてこの新規制基準適合性確認のための規制委員会への申請をした原子炉が 11 基のうち 8 基でございます。この 8 基が審査を受けたわけでございます。

これまでに規制委員会の審査に合格して実際に許可を受けた原子炉は、この 8 基のうちの 3 基でございます。福井県、関西電力の高浜 3 号、4 号、そして愛媛県、四国電力の伊方 3 号機、この 3 基でございます。8 基のうち 3 基が許可を受け、残り 5 基が今審査を受けていると、審査中という状況でございます。

この許可を 3 基受けたわけですが、このうちの 1 基、具体的には高浜の 3 号機でございますけど、これにつきましては平成 28 年 2 月、ことしの 2 月に一旦再稼働いたしましたけども、現在、裁判所の運転差し止め仮処分命令によって運転を停止していると、このような状況でございます。

○**尾村利成議員** だから、プルサーマルはゼロでいいんですね。運転実績なしでいいんですね。議長、再度部長の答弁をお願いします。

○**防災部長（岸川慎一）** 現在運転中のものはございません。

○**尾村利成議員** そのとおりです。再処理すれば、約 8 トンのプルトニウムが生成される。電事連の計画では、2015 年度までに 16 基から 18 基を動かすと言ったけども、現実問題、プルサーマルは全く今稼働していない。

じゃあ、六ヶ所村の再処理工場が動いたならばどうなるか。使う当てのないプルトニウムがどんどんたまっていく。今でも 47 トン日本にプルトニウムがあるわけだけでも、これがたまり続けてしまう。

プルトニウムの累増を招くこの核燃料サイクルに対して、アメリカからも、これは問題だ、こういった懸念の声が出ています。使う当てもないプルトニウムのため込みは核不拡散条約に抵触し、国際的な信用を失います。

知事に伺います。

高速増殖炉もんじゅ、そして青森県の六ヶ所村の再処理工場は、私はもう廃止すべきだと思います。核燃料サイクルからの撤退を国策とすべきだと思います。国にこのことを言っただけませんか、どうですか。

○**知事（溝口善兵衛）** この点につきまして、国はエネルギー基本計画において、核燃料サイクルの推進を基本方針とするとされており、2 番目に、その諸課題は短期的に解決するものではなく、中長期的な対応が必要であると、そして 3 点目に、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則は引き続き堅持すると、これが政府の立場です。

5 月 10 日の参議院経済産業委員会におきまして、林経済産業大臣は次のように答弁をされております。1 つは、電気事業者は六ヶ所再処理工場でのプルトニウムの回収開始までに、つまり平成 30 年度上期ということになりますが、プルトニウムの回収開始までに新たなプルトニウム利用計画を策定すると。2 番目に、原子力委員会がその利用計画の妥当性について確認をする、妥当かどうかチェックするということとなります。3 番目に、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を担保するため、この確認は六ヶ所再処理工場の操業前に行われることが適切と考え、こうした答弁をされております。

したがって、六ヶ所再処理工場の稼働前には、妥当性のあるプルトニウム利用計画が公表されることとなっております。これは政府の考えです。

いずれにしても、核燃料サイクルをどうするかは国のエネルギー政策とかわかっておりますから、国は責任を持って対応していただきたいと我々は考えておりますし、県としてもその動向を注視してまいります。

○**尾村利成議員** 原発を再稼働すればどうなるか。使用済み核燃料の貯蔵プールはあふれ出してしまいます。再処理をすれば、使う当てのないプルトニウムがたまり続ける、そして処理方法のない高レベル放射性廃棄物がふえ続ける。まさにもう八方塞がりになっているわけですね。

この問題を根本から解決する道というのは、核燃料サイクルからの撤退、私はこれしかないと思います。何

よりも原発ゼロを決断することです。

現在の原発技術は未完成です。それは1つに、死の灰を原子炉内部に閉じ込め得る保証がない、2つに、使用済み燃料を処理する方法が未確立。いつどこで大地震が起こるかわかりません。実効ある避難計画も未策定です。

原発ゼロの道こそ命と安全を守る確かな保証であることを強調して、質問を終わります。

19. 2016年(平成28年)9月定例会一般質問[2016年9月16日]

「地震・津波対策、原発の耐震安全性について」

○尾村利成議員 次に、地震・津波対策について伺います。

7月1日、政府の地震調査推進本部は、島根県東部地域においてマグニチュード6.8以上の地震が今後30年以内に発生する確率は40%とする衝撃的な長期評価を公表しました。4月に地震が発生した熊本の地震発生確率は、18%から27%との予測でした。この点から、このたびの島根県東部地域の40%という地震発生確率の評価は、嚴重なる警戒と十分なる備えの必要性を教示しているのではないのでしょうか。

県民の命と安全を守るためにも、この長期地震評価の精査、研究が急務の課題であります。未知なる活断層調査の実施や活断層上への建築物建設の規制など、抜本的な地震対策を講じるべきではありませんか。所見を伺います。

4月の熊本地震は、常識を覆しました。最初の大きな揺れの2日後にさらに大きな揺れが起きたことは、これまでの想定ではありませんでした。複数の活断層が連動して地震を起こし、広範囲で地震活動が活発化したことも、未経験の事態です。

全国には2,000を超す活断層があるとされ、いつどこで大地震が発生するかわかりません。熊本地震の教訓を踏まえ、警告の出し方や避難の仕組み、建物の耐震基準のあり方など、抜本的に見直し、強化すべきと考えます。所見を伺います。

次に、原発の耐震安全性、島根半島の地震性隆起について伺います。

中国電力は、島根半島が地震に伴って隆起した事象について、一切の調査、解析を行っていません。そこで、日本共産党県議団は、松江市議団とともに、ことし2月から、地質学が専門の立石雅昭新潟大学名誉教授の指導と援助のもと、島根半島や出雲市、大田市、浜田市などで海岸地形調査や化石調査などの地震性隆起調査を実施してきました。

海岸地形調査において、立石教授は、島根半島の海岸線の岩石海岸にはここ数年以内に地震に伴って隆起した離水ベンチ、海食微地形が分布している、科学的な解明を行うことが必要と指摘されました。また、立石教授からは、岩石に付着した海生生物のヤッコカンザシの遺骸化石を発見し、放射性炭素年代測定を行うことによって、生物が死んだ時期、すなわち地震性隆起の発生時期を特定するという、この手法を御教示いただいたところであります。

このアドバイスに基づき、我が党県議団は県内各地で調査を続けてきました。そして、ついに8月7日、島根町の桂島において、ヤッコカンザシの遺骸化石を発見いたしました。この遺骸化石を、私どもは9月10日に採取したところであります。今後、この遺骸化石の炭素年代測定を調査機関に依頼することとしています。

この点で私が強調したいのは、こういった地震性の隆起調査は、本来、原発稼働を進める事業者である中国電力が実施すべきことであるということであります。

そこで、伺います。

島根原発の耐震安全性を確保するために、島根原発周辺の島根半島を始め各所で地震性隆起調査、これを徹底して行い、隆起事象の解明を徹底するべきではありませんか。所見を伺います。

次に、基準地震動についてです。

宍道断層の長さは、現在、25キロメートルの評価となっています。しかし、大地震を引き起こし得る地下数キロから20キロの震源断層は、さらに延長している可能性があります。

正確なる基準地震動を評価するため、より深部の地下地質構造を解析する地震探査法を採用すべきであります。所見を伺います。

原発問題をめぐっては、鹿児島県の三反園訓知事は、熊本地震の震源となった断層帯の延長線上に川内原発があることから、2度にわたって九州電力に対して原発の運転停止を要請しました。しかし、九州電力はこの停止要求を無視し、県民の安全よりも原発稼働による企業経営を上置き、国の原発再稼働政策を優先させる姿勢に終始しています。この九州電力の利益優先、安全軽視の姿勢に、住民の怒りが高まっています。

原発は、未完成の技術です。地震などの影響も、完全に予測することはできません。さらに、実効ある避難計画は未策定です。政府や原子力規制委員会がどんなに原発の安全神話を振りまいても、安全な原発などあり得ません。原発ゼロこそ国民の願いであり、命を守る確かな道であることを強調し、次の質問に移ります。

○知事（溝口善兵衛） 次に、未知の活断層調査の実施についてなどの質問でございます。

御指摘のように、国の地震調査研究推進本部は、7月に、中国地域の活断層の長期評価を公表しました。それによりますと、30年以内にマグニチュード6.8以上の地震の発生する確率は全域で50%であります。

今後、国は、長期評価における地震によって震度5弱以上の揺れが発生する確率を計算し、それを地図の上にあらわして、数カ月後に公表する見込みであります。

また、議員の御指摘の未知なる活断層調査につきましては、全国知事会を通じまして、内陸部の未確認断層を含む活断層の実態などの調査研究を強化することを国に対して要望をしておるところであります。県としましても、国による調査研究の結果、新たな知見があれば、適切に対応していく考えであります。

次に、島根半島などにおける地震性隆起についての御質問にお答えします。

先般、地質学が専門の立石新潟大学名誉教授が来庁されて、私のところに来られました。先生によりますと、島根半島を含む県内の広い地域にわたって地盤が隆起した可能性のある海岸地形が分布していること、また隆起した原因として地震が考えられることなどの評価をいただいたところであります。

原子力規制委員会の新規制基準では、地震に対する安全性の審査に当たっては最新の科学的、技術的知見を踏まえることとなっておりますので、私どもは、先生からいただいた意見につきましては原子力規制庁に情報提供をしたところであります。

原発周辺の活断層や地質構造などの調査は、原発の耐震安全性を確保する上で大変重要であり、原子力規制委員会には、さまざまな知見を踏まえ、専門的な立場から厳格に審査いただくことが必要であります。県としましても、審査終了後、耐震安全性などにつきましては原子力規制委員会からよく説明を受け、原子力安全顧問等から意見をよく聞くなど、審査の内容について確認をしております。

○防災部長（岸川慎一） 私からは、2点お答えをいたします。

1点目は、熊本地震の教訓を踏まえた防災対策の見直しについてでございます。

このたびの熊本地震では、震度7の前震と本震が発生し、災害対策本部となるべき市役所の庁舎が崩壊したり、多くの自治体職員が被災したこと、また余震が8月末日現在でございますが2,050回以上も発生し、被災者の避難が長期化していること、こういった事態が発生いたしました。そして、業務継続計画が策定されていない市町村が多数あるということ、それから、避難所によっては被災者に支援物資が必ずしも十分に行き渡らない事態が発生したということ、車中泊をする避難者への対応が必要となったこと、女性に配慮した避難所の運営が求められることなどの課題が指摘されております。

こうした熊本地震での課題を踏まえまして、県が職員を派遣しましたが、南阿蘇村で避難所の支援などに当たりました職員へアンケートを実施し、現地での支援活動などの検証を行っておるところでありますし、保健師など多くの派遣職員に対する報告会の開催や、あるいは被災者に物資が確実に届くよう県の備蓄計画を見直す、こういったことを実施しております。

また、市町村に対しましては、市町村の防災担当課長会議を開催いたしましたり、県の防災部の職員が直接市町村に出向くなどいたしまして、熊本地震を踏まえたさまざまな課題や今後の対応について県と市町村で情報を共有して、連携して防災体制の強化を図ることを確認しております。既に市町村向けに業務継続計画の策定支援研修を開催するなど、市町村の防災体制の強化に取り組んでおります。

現在、国あるいは知事会などで、今回の地震対応についてさまざまな角度から検証が行われております。これらを受け、今後、国の防災基本計画あるいは避難所運営ガイドラインなどの各種指針の見直しが想定されますけれども、県としては、それらを踏まえて適切に対応していく考えでございます。

2点目は、基準地震動の評価のために、宍道断層について、より深い部分の調査を実施すべきではないかとの御質問でございます。

一般に、地震は地下の断層がずれることなどによって発生しますが、そのずれた地下の断層は震源断層、そしてその地下のずれが地表にまであらわれてきたものが地震断層と呼ばれております。原子力規制委員会の新規基準におきましては、この地表付近の痕跡のみにとらわれることなく、地下の震源断層を考慮して活断層の調査をするということが求められております。

原発の耐震安全性を確保するために、基準地震動が適切に評価されるよう必要な調査を行うことが大変重要でありますし、そのため、原子力規制委員会は、中国電力が行いました宍道断層に関する調査方法などを含めて厳格に審査することが必要であります。そのため、県としては、原子力規制委員会に対しては、宍道断層などの評価に当たっては最新の知見も踏まえて厳格に審査するよう要請してきております。中国電力は、原子力規制委員会の指摘などに対して適切に対処していただきたい、こう考えております。以上でございます。

○**尾村利成議員** 私は、原発の事故でも、それから地震の被害でも、災害が起こってから悔やんではだめだと思えるんですね。原発問題でいえば、基準地震動を正確に把握する必要がある。熊本地震でいえば、断層間の連動があった。それから、宍道断層でいえば、まだ東に延伸している可能性だってある。それから、山陰地方でいえば、地盤に地震の引き金となるひずみ集中帯が今あるという問題もあるわけです。

そういう点で、あらゆる知見をしっかりと捉えて検証していかないといけない。そういう点で、私は島根半島の海岸の隆起の調査を県議団としてやったということも言いました。私はこれ徹底する必要があると思っております。事業者である中国電力がこれ本来やらないといけないと思っております。この点での現在の状況、県としての考えなり答えていただきたい。

○**防災部長（岸川慎一）** 原発周辺の海岸地形などの調査について再質問をいただきましたので、お答えをいたします。

議員御指摘の海岸地形、島根半島周辺でございますけど、中国電力からは、島根原発付近の海岸地形ですとか地質のデータを拡充するために現在調査を実施しているということを聞いております。具体的には、無人航空機、いわゆるドローンを使用して空中写真測量を行う、あるいは現地の地質状況等を実際に歩いて確認する地表地質踏査、こういったものを実施しているということを聞いております。

いずれにいたしましても、繰り返しになりますが、原子力規制委員会は審査に当たって、中国電力が行った調査や評価、これらについて厳格に審査することが必要でありますので、県としては今後とも引き続き審査の状況あるいは中国電力の対応といったものを注視していく考えでございます。以上でございます。

○**尾村利成議員** そして最後に、原発の問題では、中電がやっと地質踏査をすることになったという再答弁いただきました。私は、今後とも基準地震動の正確なる評価を求めていきたいと思っております。以上です。

20. 2016年(平成28年)11月定例会一問一答質問[2016年12月13日]

「地震、原発問題について」

○**尾村利成議員** 地震、原発問題です。

原子力規制委員会は11月の審査会合で、宍道断層東端やその延長部分の精査を中国電力に要求しました。境水道や美保湾東方の海域における徹底した活断層調査の実施、及び震源断層に迫る広域的な地下構造を解明し、厳正なる基準地震動を設定すべきと考えます。お考えをお聞かせください。

○**防災部長（岸川慎一）** 原発の耐震安全性を確保する上で、適切な基準地震動を設定することは極めて重要であります。そのため、県は原子力規制委員会に対しまして、宍道断層の評価など基準地震動設定の基礎となる地震の想定については、最新の知見も踏まえ厳格に審査いただくよう、さまざまな機会を捉えて要請してきております。

また、研究者により最近公表されました研究成果、具体的には1つには立石新潟大学名誉教授によります鳥根半島北海岸の隆起に関する調査報告や、宍道断層と鳥取沖西部・東部断層との連続、連動可能性に関する意見、及び西村京都大学准教授による山陰地方のひずみ集中帯に関する研究、これらを規制庁に情報提供してきております。規制委員会には引き続き鳥根原発2号機の基準地震動の設定に関しまして、断層の調査方法なども含めて厳格に審査していただきたい、また中国電力は規制委員会の指摘に対して適切に対処していただきたいと、このように考えております。

○尾村利成議員 知事に最後伺います。

4月の熊本地震、10月の鳥取県中部を震源とする地震、11月の福島県沖を震源とする地震など大地震が相次いでいますね。この間、未知なる活断層が動き、活断層が連動し大地震が起こっています。山陰地方でもひずみ集中帯が確認されています。科学者は日本列島は地震の活動期に入ったと警告しています。地震など外部要因による原発の重大事故は、内部要因による重大事故の数倍から10倍程度の確率で起こるとの研究もあります。世界有数の地震国日本で大地震のない安全な土地などどこにもありません。実効ある避難計画は未策定、使用済み核燃料の処理方法も未確立、原発ゼロの鳥根をもう決断するときではありませんか。どうですか。

○知事(溝口善兵衛) 政府の方針は、現状ではこういう状況になっております。原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、新規制基準に適合すると認めた原発のみその判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めると、そういう方針で政府は対応しています。

他方、原子力規制委員会につきましては、先ほど来防災部長も話をしましたが、規制委員会におかれましてはいろんな情報もあるわけでありまして、あるいは学者の方々の研究などもありますし、そういうものをしっかり踏まえた上で、原発をどうするかということをやはり決める必要があるというふうに思います。

しかしながら、原発の取り扱いにつきましては、政府、規制委員会の意見だけではこれはいけないわけでありまして、県民の方あるいは近くに住んでおられる人々の意見もよく聞いてやらなければいけない、判断しなければいけない問題だろうというふうに思っております。

そういう意味におきまして、いろんな意見があり得るわけでありまして、関係者の意見をよく聞いて対応していくということが必要だろうというふうに思います。県としましては原子力規制委員会の審査が終了した後、再稼働の必要性、安全性、住民の避難対策などにつきまして国からよく説明も受け、県民の方々に始め県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市、安来市あるいは鳥取県の周辺自治体からの意見などもよく聞きまして、総合的に判断していく問題ではないかというふうに考えております。以上であります。

○尾村利成議員 福島の実態はどうでしょうか。事故から6年近く経過しても収束からほど遠く、今もなお8万6,000人の方々が避難生活を強いられています。日本社会は原発なしでもやっていけることは、もう国民の常識です。大地震がいつ起こるかわかりません。私は、原発がある限り県民の命が脅かされる、こういう事態は一日も早く払拭すべきだと思っております。原発ゼロの鳥根の実現を強く求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

21. 2017年(平成29年)2月定例会一問一答質問[2017年3月3日]

「原発問題、宍道断層の主要活断層の格上げについて」

○尾村利成議員 日本共産党の尾村利成でございます。初めに、原発問題、宍道断層の主要活断層帯への格上げについて伺います。

2月21日、政府の地震調査研究推進本部は、宍道断層をマグニチュード7級以上の大地震を起こす可能性がある主要活断層帯に追加いたしました。この格上げによって、宍道断層は国の重点調査の対象となります。また、原子力規制委員会も、宍道断層の東端の徹底した調査を中国電力に指示しています。25キロメートルの宍道断層のさらなる延長、そして宍道断層と鳥取沖の断層、鳥取沖の断層は98キロメートル、こ

の連動する可能性を今徹底精査する必要があるのではありませんか。伺います。

○防災部長（岸川慎一） 政府の地震に関する調査研究を推進するための地震調査研究推進本部、いわゆる推本と呼ばれておりますが、阪神・淡路の大震災をきっかけに、社会的、経済的に大きな影響を与えると推定される活断層を主要活断層帯として設定されております。近年、九州、関東、そして昨年、中国地域でございますけど、活断層の調査が進みましたことから、従来の97の断層帯に加えまして、議員御紹介の先日、宍道断層を含む16の断層帯が主要活断層帯に追加されております。

また、昨年、推本が公表いたしました活断層の長期評価でございますが、この中で、中国電力が評価しております宍道断層の東端、東の端です、松江市の美保関町下宇部尾東という地点ですが、ここよりもさらに東側につきましては、活断層の可能性はあるが、現時点では活断層としてのデータが不足しており判断できないと、こう推本は評価をしたところであります。こうしたことを踏まえまして、原子力規制委員会は、中国電力に対しまして、宍道断層の東端について、新しい知見の有無も含めてデータを再整理し、説明するよう求め、この件の審査が続いているという状況であります。

いずれにいたしましても、断層の連動性を含む活断層の長さの評価は、原発の耐震安全性を確保する上で大変重要であります。規制委員会には、常に最新の知見を踏まえ、厳格に審査していただくことが大切であります。県としても、さまざまな機会を捉えて、規制委員会にその旨を要請してきております。

また、宍道断層と鳥取沖断層の連動の可能性に関する意見など、研究者によって最近公表されました研究成果についても、原子力規制庁に情報提供してきております。中国電力は、審査における規制委員会の指摘に対し、適切に対処していただきたい、こう考えております。

○尾村利成議員 地震調査推進本部も、宍道断層の東端よりも東側に活断層がさらに延びる可能性はあるということを認めています。そうすると、宍道断層の評価が今25キロメートルある。宍道断層と同一線上に鳥取沖の断層があるという、知事そうですね。宍道断層が25キロ、鳥取沖の断層は98キロ、間の離隔距離というのが今19キロという評価です。ここで、宍道断層の東端より東側に重力異常の急傾斜部が見られるということは新たな知見となっております。

すなわち、宍道断層が伸びる可能性があるということです。そうするとどうなるのか。宍道断層が25キロ、これが伸びる可能性がある。現在はまだ確定していないけど、離隔距離は19キロ、そして鳥取沖の断層は98キロ、これにつながり連動すれば、島根原発の真下には142キロの活断層があるということになります。今こういった時点で、知事、県として、原子力安全顧問やあらゆる専門家の知見、知恵を総集して、宍道断層の評価に万全を期すべきではありませんか。どうですか。

○知事（溝口善兵衛） 部長が先ほど申しましたが、宍道断層などの活断層の評価は原発の安全性を確保する上で極めて大事なものであります。原子力規制委員会は、最新の知見を含め、さまざまな科学的知見を踏まえまして、専門的な立場から厳格に審査を行われると思っておりますけども、我々も行うように、必要な要請を行います。

県としましても、活断層や原発の耐震安全性などの審査結果につきましては、原子力規制委員会からよく説明をしてもらい、またその上で、県の原子力安全顧問等から意見を聞くなど、審査内容をよく確認をしております。以上であります。

○尾村利成議員 この山陰地方で、地震の引き金となる地盤のひずみ集中帯が確認された。そして、山陰地方の地下では、年間5ミリ程度、地盤が東にずれ動いている。こういう知見も新たになった。そして、昨年は、政府の地震調査推進本部が、この島根県東部地域において、マグニチュード6.8以上の地震が今後30年以内に発生する確率は40%だという、そういう衝撃的な長期評価を公表しました。142キロつながっているかもしれない。私は、原発はもう絶対動かしてはならない、このことを強調しておきたいと思っております。

22. 2017年(平成29年)6月定例会一般質問[2017年6月21日]

「島根原発1号機廃止措置計画について」

○尾村利成議員 日本共産党の尾村利成でございます。

質問の第1は、島根原発1号機廃止措置計画についてであります。

原子力規制委員会は、4月19日、島根原発1号機に係る廃止措置計画を認可しました。原子力発電所の廃止措置とは、運転を終了した原子力発電所の原子炉より、使用済み燃料を全て取り出した後から、全ての施設を解体撤去するまでの過程を言います。島根1号機の廃止措置工程は4段階に区分され、約30年かけて実施する計画となっています。計画では、2018年度に青森県六ヶ所村の再処理工場が運転を開始することを前提に、2029年度までに1号機の使用済み燃料を搬出するとしています。六ヶ所再処理工場では、使用済み燃料を再処理し、プルトニウムが回収されます。そして、そのプルトニウムは、プルサーマル発電で再利用する計画となっています。

我が党は、原発の廃炉は大賛成であります。しかし、中国電力の廃止措置計画は、原発の廃炉解体計画と同時に使用済み燃料を再処理し、危険なプルトニウムを燃やすプルサーマル運転がセットとなっています。すなわち、原発再稼働が前提であり、破綻した核燃料サイクル政策プルトニウム循環方式にしがみついています。ここに本計画の最大の問題があることを指摘するものであります。

以下、問題点を3点指摘します。

第1に、中国電力には、安全に廃炉作業を実施する能力がないということであり、中国電力は2010年に511カ所もの点検漏れを起こしました。そして、一昨年には、低レベル放射性廃棄物を処理する機器の検査報告書を偽造しました。そして、昨年には、2号機の中央制御室空調換気ダクトの腐食が明らかとなりました。たび重なる不正、トラブルを続ける中国電力への信頼は失墜しています。これら不適切事案は、中電が原発は事故を起こさないという安全神話につかっていること、中国電力がこの地域で唯一の電力供給源となっているおごり、目に余る異常体質が露呈したものにほかなりません。

30年という長きにわたる廃炉作業は、原子炉解体や危険な放射性廃棄物の処理など、未知なる対応が待ち構えています。不正を繰り返す中国電力に、安全適切に廃炉作業を実施する能力はないではありませんか。県の所見を伺います。

第2の問題は、六ヶ所再処理工場の本格稼働の見込みがなく、使用済み燃料の再処理技術が確立されていないことでもあります。六ヶ所再処理工場は、全国の原発で発生した使用済み燃料を集め、燃え残りのウランと精製したプルトニウムを取り出す放射能化学工場であります。再処理過程では、高レベル放射性廃棄物も同時に取り出されます。再処理工場は、1993年に着工し、97年に完成予定でありました。しかし、事故やトラブルが続出し、完成時期は23回も延期されました。再処理は使用済み燃料を剪断、溶解させて、プルトニウムとウラン、高レベル放射性廃棄物に分離させるもので、この処理そのものが極めて危険なものであります。世界各地の再処理工場では、爆発事故などが相次ぎ、その工程自体、いまだ未確立であります。この事実を冷厳に見詰めるべきではありませんか。

そこで、伺います。

2018年度に六ヶ所村再処理工場が稼働しないとき、また2022年度の廃止措置計画の第2工程段階から発生する低レベル放射性廃棄物の処理方法が未確立の際、県としていかなる対応をとるのですか。

また、原発敷地内への中間貯蔵施設建設についての県の見解をお示しください。

使用済み燃料を再処理する技術は未確立であります。使用済み燃料の処分の手段、方法については、専門家の英知を結集して研究開発を進めることが重要であります。使用済み燃料の処分方法の結論が出るまでは、政府の責任で厳重なる管理を行うべきと考えます。所見を伺います。

第3の問題は、プルトニウムの使い道はなく、高レベル放射性廃棄物の処分方法も全く見通しが立っていないことでもあります。再処理工場では、年間約8トンのプルトニウムが回収される予定となっています。電気事業連合会は、2015年度までに、16基から18基でプルサーマルを導入し、約6トンほどのプルトニウムを再利用するという計画を立てていました。しかし、現実今どうなっているのでしょうか。プルサーマル発電は、高浜、伊方の3基しかありません。そればかりか、プルトニウム利用計画の策定、公表さえできていないではありませんか。使う当たりのないプルトニウムのため込みは、核不拡散条約に抵触し、国際的な信用を失う極めて深刻な問題であります。また、高レベル放射性廃棄物に至っては、ガラス固化し、地中に埋めて保管するとしていますが、埋める場所も処分方法も全くないことを直視すべきであります。

そこで、伺います。

県は、2009年3月に中電に対し、2号機のプルサーマル事前了解を回答しました。その際の前提条件は、

安全性については、国による厳格な安全審査と中国電力における適切な運転が確保されていることでした。中電による適正なる運転は、今全く確保されていないではありませんか。中電は、この間、連続して不正やトラブルを繰り返し、適正なる運転など確保されていない。危険なプルサーマルの発電など論外であります。プルサーマル事前了解の前提条件は破綻していると考えますが、いかがですか。所見を伺います。

高レベル放射性廃棄物の最終処分方法は、これまで宇宙への投棄、海洋底への埋設、南極氷床への埋設などが検討されてきましたが、どの方法にも難点があり、結局は地層処分ということになりました。今、国は躍起になって、最終処分地を探すために、島根県はもとより、全国各地で説明会を開催しています。しかし、幾ら国が説明会を開こうとも、10万年もの管理を必要とする廃棄物を受け入れる自治体などあるはずがありません。

知事に伺います。

島根県として、高レベル放射性廃棄物の最終処分は絶対に受け入れないと国に宣言、通告すべきであります。所見を伺います。

原発を再稼働すれば、使用済み燃料の貯蔵プールはあふれ出してしまいます。再処理をすれば、使う当たりのないプルトニウムがたまり続け、処理方法のない高レベル放射性廃棄物はふえ続けてしまいます。原発推進路線はあらゆる面で行き詰まり、八方塞がりの状況ではありませんか。自分が生み出す核廃棄物の後始末ができない原発は、完成した技術とは言えません。核燃料サイクルは未完成であり、新たな核のごみを生成する原発再稼働など許されないと考えます。知事の所見を伺います。

中電の廃止措置計画は、原発の廃炉解体計画と同時に、使用済み核燃料を再処理し、危険なプルトニウムを燃やすプルサーマル運転がセットとなっています。プルトニウム循環方式にしがみつ、原発再稼働を前提としている廃止措置計画は容認できません。知事の所見を伺って、次の質問に移ります。

○**知事(溝口善兵衛)** 最初の質問は、原発に関し、島根県として高レベル放射性廃棄物の最終処分地受け入れはできないと国に通告、宣言すべきであるとするが、所見を問うという御質問であります。

現在、国におきましては、最終処分地の確保に向けまして、プロセスの最初の段階であります科学的特性マップの提示を目指し、その前段階として、国民向けシンポジウムや自治体説明会を開催するなど、準備を進めているところであります。このマップは、地層処分の仕組みや日本の地質環境等について多くの方々に関心を持ってもらい、理解を深めてもらう観点から、国が提示しているものであり、この段階で調査の受け入れ等の判断を自治体をお願いするものではないというふうにされております。

国は、マップの提示をきっかけとして、国民理解の深まりを期待しておりますが、現時点では、提示の時期や方法は示されておられません。このような段階で受け入れについて考えを述べることは適切でないと考えております。

次の御質問は、原発の再稼働の判断について、2点所見を問うという御質問であります。

国は、エネルギー基本計画において、高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取り組みを進めるとしております。また、国は核燃料サイクルについて、安全確保を大前提に、1つにはプルサーマルの推進、2つ目には六ヶ所再処理工場の竣工、第3にMOX燃料加工工場の建設などを進めるとしてあります。

県としましては、国の取り組み状況を注視し、必要があれば、国に対して適切に対応していただくよう求めていく考えであります。

いずれにしましても、島根原発2号機の再稼働につきましては、原子力規制委員会の審査終了後、再稼働の必要性や安全性、住民の避難対策などについて、国からよく説明を受け、県民の方々を始め、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、そして松江市や鳥取県を含めた周辺自治体からの意見をよく聞き、その上で総合的に判断をしていくという考えであります。

次に、原発再稼働を前提とする廃止措置計画は容認できないと考えるが、所見を問うという御質問であります。

廃止措置計画は、原子力規制委員会が審査基準に照らし、適切であることを確認した上で認可を行ったものであります。また、これまで開催された安全対策協議会などにおきましては、廃炉を進めること自体について、特別の異論はなかったと受けとめております。一方、六ヶ所再処理工場が予定どおり竣工し、使用済み燃料が計画どおり搬出されるのか、低レベル放射性廃棄物の処分地が決まっていな中で処分は進められ

るのかといった懸念の声があり、国に対して、必要な対策を求めていく考えであります。

いずれにしましても、廃止措置計画の最終的な了解については、今後こうした意見や県議会、関係自治体などの意見を踏まえ、総合的に判断してまいります。

○**防災部長(岸川慎一)** 島根原発に関する4点についてお答えいたします。

1点目は、廃止措置の実施体制についてであります。

中国電力の廃止措置の実施体制につきましては、廃止措置に係る組織あるいはその職務内容、廃止措置を監督する者、その他教育方針の計画と実施など、これらについて、中国電力が新たに定めているということから、原子力規制委員会は適切なものであると確認しております。

また、原子力規制庁は、廃止措置が計画どおり適切に実施されているかにつきまして、今後、保安検査や施設定期検査などで引き続き確認をしていくとしております。

県としても、今後、廃止措置が実施される場合には、安全協定に基づいて、中国電力から定期的な報告を受けることなどにより、適切に実施されていることをチェックしてまいります。

なお、これまで発生いたしました点検不備事案や低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計の問題、こういったことなどの不適切な事案等に関しまして、県民の皆様方の間に不安視する声があるということは承知しております。県としては、安全協定に基づく立入調査で、中国電力の再発防止対策を確認し、県民の皆様方へわかりやすく情報提供を行うことなどを中国電力へ要請する、こういった対応をとってきております。また、原子力規制庁としては、中国電力が取り組む再発防止対策の実施状況について、保安検査などを通じて確認を行ってきております。こうした対応を今後とも継続して行っていく必要があると考えております。

2点目は、再処理工場の稼働及び放射性廃棄物の処分が確定しない場合の対応についてであります。

1号機の使用済み燃料については、廃止措置の第3段階である原子炉本体等解体撤去期間、これが開始される約14年後、2030年度の前までに、中国電力がこれを搬出、譲り渡しを完了させるとしております。搬出、譲り渡しが完了するまでの間は、燃料プールにおいて適切に貯蔵、管理するとしております。

また、低レベル放射性廃棄物の処分先については、解体撤去に伴って、放射性廃棄物が発生し、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定させるとしております。その間、搬出されるまでの間は、発電所内で適切に保管するとしております。

いずれも、原子力規制委員会において、審査基準に基づき、適切であるとして、今回認可されたところであります。

仮に、使用済み燃料や低レベル放射性廃棄物の搬出の件で、当初の計画が変更され、中国電力が国に対しまして変更申請される場合には、県としては、その計画の変更の内容をよく聞き、安全協定に基づき、適切に対応していく考えでございます。

また、議員御指摘の中間貯蔵施設についてでございますが、これは燃料プールで一定期間冷却した使用済み燃料を、乾式キャスクという金属製の専用容器に入れ、再処理事業者へ譲り渡すまでの間、専用の建屋の中で自然冷却によって安全に保管する施設、いわゆる乾式貯蔵施設とも言っておりますが、そういったものでございます。

今回、認可されました廃止措置計画には、この中間貯蔵施設に関する事柄については何ら触れられておりません。一方、国が平成27年に策定いたしました使用済み燃料対策に関するアクションプラン、これに基づいて、各電力会社が策定しております使用済み燃料対策推進計画におきまして、中国電力は、当面の方針としては、現行の貯蔵設備、すなわち使用済み燃料のプールでございますが、これを活用していくとしております。また、将来的な検討課題としては、使用済み燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における中間貯蔵施設等、さまざまな貯蔵方法を検討していくと、こうしております。

先日開催いたしました県の顧問会議におきましても、中国電力からは同様の趣旨の説明がありました。県としては、この件についてはそのように承知をしているところでございます。

3点目は、国による使用済み燃料の厳重な管理についてであります。

使用済み燃料につきましては、先ほども述べましたが、搬出、譲り渡しが完了するまでの間、法令によって各電力会社において貯蔵施設を設け、安全に管理し、貯蔵することとなっております。廃止措置計画におきましても、同様に、電力会社が適切に管理するよう求められておきまして、今回、原子力規制委員会が審

査で確認したところでございます。

なお、国におきましては、これも先ほど申し上げましたが、使用済燃料対策に関するアクションプランに基づいて、電力会社が行う使用済み燃料の貯蔵管理に対しまして、これまで以上に積極的に関与して、各電力会社に、使用済燃料対策推進計画を策定し、公表させるなど、電力会社の一層の取り組みを促してきております。

いずれにいたしましても、使用済み燃料につきましては、国及び電力会社が責任を持って対応していただく事柄であると考えております。

4点目は、2号機のプルサーマルの事前了解についてであります。

島根原発2号機については、中国電力は、平成25年12月に、原子力規制委員会へ新規規制基準適合性確認申請を行い、現在、MOX燃料の使用、つまりプルサーマルの実施であります。これを含めて審査が行われているところでございます。

議員御指摘の中国電力が適正に運転できるかどうかということにつきましては、2号機の審査の中で、安全に運転するための技術的能力について厳格に確認されることとなっております。

なお、中国電力が取り組んでいる不適切事案の再発防止対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、原子力規制庁によって、保安検査などで引き続き確認されるということになっております。

いずれにいたしましても、規制委員会による審査が厳格に実施されることが重要であります。県としては、従来から、規制委員会に対しまして、審査を厳格に実施することを要請してきておりまして、今後とも、審査状況を注視していく考えでございます。

○**尾村利成議員** 知事、原発問題で、高レベル放射性廃棄物、核のごみです。これ私は当たり前のことを言ったのです。島根県として受け入れるべきではないことを国に通告すべきだと。これ私、当たり前のこと言ったつもりなのです。もっと言い方変えれば、島根県だけじゃなくて、日本中にそういう処理をするところはないということなのです。高レベル放射性廃棄物の地層処分など、私は不可能だと思うのです。だって当たり前でしょう。核のごみを300メートル下に埋めて、10万年間、10万年ですよ。10万年もの間、放射能が残るものを、埋めていい場所なんかあるわけないでしょう。言うまでもなく、日本の国というのは、有数の地震国であって、世界一、二の津波の国でしょう。こんなところで、地層処分などはできない。

なぜ国は、高レベル放射性廃棄物、一生懸命処理場所を探しているかといったら、核燃料サイクルを回さないといけないからなのです。私は、言いたいのは、もう核燃料サイクルというのは行き詰まっているわけです。結局、今原発問題で決まっているのは何かといったら、原発を稼働することだけは決まっているのです。そうでしょう。原発の再稼働だけ決まっているのだけど、あとは何も決まってないのです。原発動かしたらどうなるか。使用済み核燃料、貯蔵プールがあと5年か6年でこれ満杯、あふれ出してしまふ。使用済み核燃料の再処理、2018年度から六ヶ所が動くと言うけど、これ本格稼働は無理です。仮に動いたとしても、大変危険なことをやっているのかという、私はそういう問題があると思います。低レベル放射性廃棄物も処分地が決まってない。さっき言った高レベル放射性廃棄物も全く処理方法が決まってない。だから、核燃料サイクルはもう回ってないのです。

私は、そういう状況のもとで、本当に原発を再稼働するということをして、使用済み核燃料、核のごみをふやし続けるということは、これ余りにも無責任じゃないかということも言いたかったのです。無責任じゃないか。将来に対して、未来への責任ある対応とは言えないんじゃないですかということが言いたかったわけです。国の行き詰まった原子力政策に無批判であってはならない。県民の安全を守るためには、県政は無批判であってはならない。国の政策に迎合してはならない。私は、このことを強く求めたいと思います。御所見があればお願いしたいと思います。

○**知事(溝口善兵衛)** 尾村議員の御発言、尾村議員のような考え方も、それは当然あり得ると思います。ただ、原発をどうするかというのは、日本のエネルギー政策をどうするか。あるいは、それは日本経済にも大きく関係をしてくるわけでございますけれども、そうした国民に対する安全性を確保するという観点と、エネルギーを確保するという、この2つの課題を両立させたいかなきゃいかんわけでありまして、その点につきましては、最終的な処分、処理まで含めまして、見通しを立てていく必要があろうかと思っております。まだ、十分できてないところもありますし、それからこういった技術でそうした安全を確保できるのか、具体的に

示さなきゃいかんでしょうし、世界的にもいろんな取り組みがなされているわけですから、そういうことをやりながら、政府として、国民にわかるようにしていただくということが大事な課題だろうというふうに思います。ただ私が、どうしたらいいかという点まで、今申し上げることはできませんが、そういうふうに理解をしております。

23. 2017年(平成29年)9月定例会一問一答質問[2017年9月21日]

「島根原発、宍道断層の評価について」

○尾村利成議員 原発、宍道断層の問題です。中電が7月に宍道断層の評価を長さ25キロから39キロへと見直しをしました。宍道断層の評価の経緯を伺います。

○防災部長(岸川慎一) 宍道断層の評価につきましては、中国電力はまず平成10年でございますが、島根原発3号機を増設するための事前の地質調査をいたしまして、その結果、初めて宍道断層の存在を認めてその長さを8キロといたしました。その後、国による3号機の審査の過程で追加の地質調査を求められております。その結果、平成16年に8キロから10キロに変更いたしました。

さらに、平成20年には活断層についての国の評価基準が改定されたことに伴って、国から再評価を指示されました。断層の再調査を実施した結果、10キロから22キロに変更したものでございます。

その後、島根原発2号機の新規制基準適合性確認の審査申請を行っておりますが、その審査の過程の段階において、原子力規制委員会から西端、宍道断層の西の端周辺の追加調査を求められたところでありましたが、この件については海と陸とのちょうど境界部分に当たるということで急な崖になっておりまして、調査がなかなか難しいということでございました。このため、昨年ですが、平成28年1月に西端、西の端を見直して、長さを25キロに変更しております。

さらに、今度は東端、東の端としていた地点よりさらに東側についても規制委員会から求められまして、追加調査を実施いたしました。その結果、活断層の判断基準となるような地質がなく、活断層ではないということを実証することはできないということで、中国電力はことしの7月、議員おっしゃるとおりの7月に東端を見直して、長さを39キロに変更することとしまして、この点について現在も審査が続けられているところでございます。

○尾村利成議員 評価が何回見直されましたか。

○防災部長(岸川慎一) ただいま申し上げましたように、5回見直しということになっております。

○尾村利成議員 5回も評価が訂正されるというのは、これ異常です。結局、宍道断層は調査すれば調査するほど延びているんですよ。県民の不安がこの事態に高まっています。宍道断層が39キロへと見直しされたことによって、宍道断層と鳥取沖の断層との離隔距離ですね、離れている距離というのはわずか5キロ、こうなりました。宍道断層の評価、そして宍道断層と鳥取沖西部、東部断層との連続性、連動性について、私はこれしっかり調査しないといけないと思います。

原子力規制委員会の審査を注視しますというような、こういう県の対応では、私はこれは余りにも無責任だと思うわけです。島根県として技術委員会、こういったものを立ち上げて主体的、能動的に活断層の評価を実施する、この立場に立つべきではありませんか。知事、どうでしょうか。

○知事(溝口善兵衛) 県もこの技術委員会を立ち上げて検討したらどうかという御質問でございますが、県には17名から成る原子力安全顧問会議を設けておるわけでございます。その17名の中には原発のいろんなことに長年やってこられた専門の方々で構成をされておるわけでございまして、私どもといたしましては発電所の安全性に係る事項について、この顧問会議から必要な助言を受けるという体制でございます。

今回の宍道断層の長さの見直しにつきましても、地質学、地震工学などを専門とする顧問から意見はお聞きをいたしております。また、県に顧問の方以外にいろんな専門家の方々が意見だとか提言なども寄せてこ

られます。そうしたのも合わせまして、私どもは原子力規制委員会のほうに情報提供し、検討してもらっていると、そういうことをやっておるわけでございます。

いずれにしても、規制委員会には島根原発につきまして厳格な審査をしていただき、その観点から活断層や耐震安全性などに厳格な審査をいただきまして、また中国電力に対しましては、規制委員会の指摘に適切に対処するよう強く求めているところでございます。現状はそういうことでございます。

○尾村利成議員 私はこの問題で、県としての主体的な働きかけ、取り組みを期待するものであります。

140 キロの活断層ですね。こういうもとの原発をもし動かしたらどうなるのか、私は大変なことが起こると思います。原発を動かさなければ事故とはなりません。原発を再稼働し、事故が発生したら、それは人災ということになります。私は原発ゼロの島根こそ県民の命を守る確かな唯一の道だということを強調して、質問を終わります。

24. 2017年(平成29年)11月定例会一般質問[2017年11月29日]

「島根原発、核燃料サイクル、避難計画について」

○尾村利成議員 次に、島根原発、核燃料サイクル、避難計画について伺います。

県は、7月11日、島根原発1号機廃止措置計画に対する事前計画を了解しました。私は、この計画は、1つに、島根原発再稼働を前提としている、2つに、使用済み核燃料の再処理技術は未確立である、3つに、高レベル放射性廃棄物は埋める場所も処分方法もないなどの問題点を本この会議場で指摘をしてみました。

7月の計画了承から、もう既にこの計画、つまりいています。青森県の日本原燃六ヶ所再処理工場において、配管ピット点検の放置や虚偽記載をめぐって保安規定違反が発覚し、原子力規制委員会は再処理工場の適合性審査を今中断しています。計画では、2018年度上期に再処理工場が稼働するとの見込みでありましたけれども、稼働は絶望的であります。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の候補地絞り込みに向け、経済産業省と原子力発電環境整備機構NUMOが、各地で住民向けに意見交換会を開催しています。しかし、この意見交換会に日当や謝礼を約束して参加者を集めていたやらせが発覚したのであります。

やらせといえば、2009年の島根原発プルサーマル住民説明会を思い出します。この説明会には、総勢361人が参加していました。しかし、実にその半数に当たる180人が中国電力の社員とグループ企業の人たちでありました。

原発推進勢力は、国民多数が反対するプルサーマルや核のごみ問題などで、やらせを行っているのであります。自分たちに有利な世論づくりを企てる不公正なやり方は、絶対に許されるものではありません。

使用済み核燃料の再処理や核のごみの処理は、行き詰まっています。破綻した核燃料サイクル政策から撤退すべきであります。県として抜本的な検証を行うべきではありませんか。

宍道断層の長さは、5回の見直し、訂正が行われました。もともと存在しないとされた宍道断層は、39キロメートルの評価となりました。相次ぐ宍道断層評価の訂正に、県民の不安と疑問が渦巻いています。

住民説明会を開催するなど、宍道断層延長の経緯や、宍道断層と鳥取沖断層との連動性の有無、基準地震動策定について、県民に対する丁寧なる説明責任を果たすべきであります。所見を伺います。

11月17日から2日間の日程で、原発事故を想定した原子力防災訓練が行われました。島根原発には使用済み核燃料が保管されている以上、繰り返し訓練は実施しなければなりません。

訓練を実効性あるものにするためにも、豪雨災害、大地震と原発事故が重なった際の複合災害を想定した訓練並びに避難対策、防災計画の確立が急務であります。所見を伺います。

多くの県民は、大地震の際、橋は大丈夫か、落ちないか、また道路が寸断されないか、落石は大丈夫か、また豪雨時に土砂災害が発生しないかなどのさまざま不安を抱えています。

島根県土木部の資料をまとめてみました。原発から30キロ圏内の自治体には、県が定める緊急輸送道路における耐震対策が必要な県管理橋梁数が71橋梁ございます。そのうち、耐震対策実施済みの橋梁はわずか38橋梁にすぎません。また、落石等通行危険箇所の要対策箇所は537カ所あります。そのうち、対策

済みの箇所は191カ所しかなく、整備率はわずか35%であります。また、土砂災害要対策箇所は2,173カ所あり、そのうち整備済み箇所は389カ所しかなく、整備率はわずか18%であります。余りにもハード対策がおくれており、災害に強い県土とは言えません。

この状況下で、大雨や大地震と原発事故が重なれば、県民の命と安全に重大なる危険が迫ることとなります。現状は、災害対策が貧弱であります。原発再稼働など論外です。所見を伺います。

○知事(溝口善兵衛) 次に、核燃料サイクル政策の抜本的な検証が求められていることについての御質問にお答えをいたします。

国は、エネルギー基本計画におきまして、核燃料サイクルについては安全確保を大前提に、1つには、プルサーマルの推進、2つ目には、六ヶ所再処理工場の竣工、3つ目には、MOX燃料加工工場の建設などを進めておるとの説明であります。また、国は、高レベル放射性廃棄物について、国が前面に立って最終処分に向けた取り組みを進めるとしております。

県におきましても、1号機の廃止措置に係る使用済み燃料の搬出、譲り渡しなどを着実に進めるため、国及び事業者には六ヶ所再処理工場の稼働などを責任を持って進んでもらいたいと考えております。これらを進めるに当たり、議員御指摘の六ヶ所再処理工場の審査中断の原因となった保安規定違反や、国主権の再処理処分に係る意見交換会で謝礼を約束した上での動員を行ったことは、原子力行政に対する国民の信頼を失いかねない事柄であります。県としましては、今後の国の取り組みをよく注視し、必要があれば国に対して適切な対応をするよう求めてまいります。

次に、中国電力の説明責任についての質問にお答えをいたします。

宍道断層など活断層の評価及びそれに基づく基準地震動の策定は、原発の耐震安全性確保のため大変重要であり、常に最新の知見、手法等を用いて科学的に審査されることが必要であります。議員御指摘のとおり、中国電力は、自治体や住民に対して極めて技術的な内容をわかりやすく丁寧に説明することが大切であり、県としましても、以前から中国電力にそうした説明を行うよう要請をしております。

最近になりまして宍道断層の延長が決まり、基準地震動についても審査中でありまますので、中国電力には、審査の状況を見ながら、適切な時期に住民説明会などを開催するよう伝えておるところであります。県としましては、適切な時期に県安全対策協議会などを開催し、中国電力や原子力規制委員会から県民や県の原子力安全顧問などに対して説明をしてもらい、意見などをよく聞いてもらいたいと考えておるところであります。

○防災部長(岸川慎一) 原子力災害時の避難対策に関して2点お答えをいたします。

1点目は、複合災害を想定した避難対策についてであります。

地震などの自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合には、災害の種類ごとに、地域防災計画に定めております各種の応急対策を組み合わせ、災害の状況に応じた対策をとっていくこととしております。例えば、地震災害などで道路が寸断されたような場合の避難対策につきましては、まずは人命の安全確保の観点から、避難等に使用する道路に改めて優先順位をつけ、応急復旧工事などを行って輸送道路を確保していきます。そして、原子力災害による避難の実施が見込まれる段階で、その段階での事故や、あるいは避難道路等の状況、例えば橋梁が破損しているとか、落石や土砂崩れによって通行止めが発生しているとかといったような、こういった状況を踏まえて、あらかじめ定めております避難ルートを基本として、再調整を行って、その時点での適切な避難ルートを選定し、住民避難を行います。

仮に、このような措置では対応できないような場合には、自衛隊などの実動組織による支援を要請することもございます。このような形で住民避難の対策を講じることとしております。

引き続き、国、島根・鳥取両県、そして島根原発の立地市及び周辺市による作業チームでの検討や、防災訓練を踏まえた検証などを通じて、万が一に備えた避難対策の実効性を高めていく考えであります。

2点目は、橋梁の耐震化などの災害対策の現状と再稼働のあり方についてであります。

災害時において、的確に住民の方々の生命、身体を守るためには、1つには、緊急輸送道路上の橋梁耐震化、あるいは落石等通行危険箇所や土砂災害要対策箇所の整備、これらの対策、ハード対策でございます、これらを着実に進めていくこと、また適切な情報収集や伝達、避難の指示、避難ルートの選定などの避難対策、ソフト対策でございます、これを講ずること、これら両面にわたる対策を充実させることが大切であり

ます。

いずれにいたしましても、県としては、島根原発2号機の再稼働につきましては、原子力規制委員会の審査の終了後、再稼働の必要性あるいは安全性、住民の避難対策などにつきまして、国からよく説明を受け、県民の方々を始め県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や鳥取県を含めた周辺自治体からの御意見、これらをよくお聞きして、総合的に判断していく考えであります。以上でございます。

○尾村利成議員 まず、防災部長、避難計画の問題です。

私は、今の災害対策のおくれを述べました。県土木部から資料をいただきました。県管理橋梁の耐震化、松江市、この問題で、くにびき大橋はまだ耐震対策終わっていません。松江日赤の近くの鍛冶橋、耐震対策終わっていません。松江市内の土砂災害要対策箇所、780カ所あります。整備が終わったのは134カ所、整備率17%です。県土が脆弱です。再稼働の条件は今ないと私は思います。どうですか。防災部長に質問します。

○防災部長(岸川慎一) 原子力災害時の避難対策について再質問をいただきました。

県民の方々の安全・安心を確保するためには、災害対策の充実は大変重要であります。これは県の大切な責務の一つであると思います。

議員御指摘の橋梁の耐震化、あるいは落石等通行危険箇所の整備などのハード対策につきましては、これは着実に進めていくことが大切であると考えております。そして、災害時におきましては、先ほど申し上げましたとおり、道路の通行どめ等の状況などを踏まえて適切な避難ルートを選定するなど、状況に応じて対応し、住民避難に万全を期してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、再稼働に関する考え方は、繰り返しになりますが、審査終了後、国からの説明を受け、各方面からの御意見をいただきながら総合的に判断してまいりたい、こう考えております。以上です。

○尾村利成議員 原発の避難でいいますと、47万人が30キロ圏内におられるわけですね、生活してる。30キロ圏内の病院に入院してる患者数は7,700人、特養などの施設に入っている方が8,700人、御自宅で療養なさっている在宅要援護者が大体1万8,000人、約3万5,000人が災害弱者と言われております。実に約8%です。こういう人たちの命と安全を守る確かな道というのは、リスクを最大限ゼロにしていこうことです。私は、原発の再稼働はやらない、これが命を守る確かな道だということを申し上げておきたいと思っております。

25. 2018年(平成30年)2月定例会一問一答質問[2018年3月5日]

「島根原発について(豪雪、噴火、核燃料サイクル)」

○尾村利成議員 島根原発についてです。

想定外の自然災害が相次いでいます。豪雪、そして日本列島各地での火山噴火です。

まず、豪雪について伺います。

島根県においても、2月初旬の豪雪で、主要幹線道路等において長時間にわたる渋滞や通行どめが発生しました。その上、公共交通も、多数の運休や大幅な遅延が生じました。私は率直に思いました。この状況下で原発が動いていて、もし事故があったらどうだったのか。

原発事故と豪雪などが重なる複合災害時の対応策の抜本的見直し強化が必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

○防災部長(岸川慎一) ことし2月の大雪、低温によりまして、議員御指摘の道路の渋滞あるいは公共交通機関の乱れのほか、農業被害や水道管凍結による断水などが発生いたしまして、県民生活に大きな影響があったところであります。

仮にこのような大雪の際に原子力災害が発生し、避難の実施が見込まれるような場合には、次のように対

応することとなります。まず、あらかじめ定めております避難ルートを基本に、各道路管理者が連携して除雪を実施いたします。そして、除雪状況などを踏まえて、避難ルートの再調整、選定を行い、住民避難を行います。その際、暴風雪など外出を控える等の安全確保の優先する必要がある場合には、住民の皆様方には屋内退避を優先していただき、天候が回復するなど安全が確保された後に避難を実施していただく。その上で、必要に応じまして自衛隊などの実動組織による支援を要請してまいります。こういう対応でございます。

このように、大雪を始めとして自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合の対応につきましては、災害の種類ごとに定めております地域防災計画の応急対策を組み合わせて、災害の状況に応じた対応をとっていくこととしております。

引き続き、国、島根・鳥取両県、島根原発の立地市及び周辺市による作業チームによりまして、これらの避難対策の検討をさらに進め、その実効性を高めていく考えであります。

○尾村利成議員 福井県では、国道8号が4日間にわたってストップした、1,500台を超す車が立ち往生した、燃料不足、食料不足が起きました。大雪など災害時には、計画避難ルートの変更、通信手段の遮断、救急患者の搬送、想像を絶する困難が生じてまいります。原発事故と豪雪が重なった際、事故対応や避難計画というのは机上の空論となりかねないということは明白になったと思います。

次の災害です。火山の問題に話を移します。

ことし1月に噴火した群馬県の草津白根山は、全国に111ある活火山の一つであり、気象庁が24時間体制で常時観測している50カ所の火山の一つであります。今回の噴火が衝撃だったのは、監視していた火口と異なる想定外の本白根山で発生したことです。本白根山は、有史以来、活動がないとされており、監視カメラ、地震計などはありませんでした。

この教訓を三瓶山に生かすべきではありませんか。

○防災部長(岸川慎一) 気象庁によりますと、活火山は、おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山とされておりまして、議員御指摘のとおり、全国で111の火山が選定されております。三瓶山は、現在、活発な活動はございませんが、約1万年前以降に少なくとも3回の火山活動があったと推定されておりますために、この111活火山の一つに選定されております。

県は、平成26年9月に噴火いたしました御嶽山での火山活動を契機に、三瓶山に関する関係機関の情報共有を目的として、三瓶山の火山災害に係る連絡会議を設置しまして、毎年開催してきております。また、三瓶山の火山に関する知識の習得や防災意識の啓発を目的に、住民を対象とした火山講習会などを毎年開催してきております。

また、県の重点要望あるいは中国地方知事会、全国知事会の提案、要望におきまして、国に対しましては、活火山の監視観測体制を強化すること、火山研究に関する人材育成などの一層の充実強化を図ることなどの要請を行ってきております。このたびの本白根山の噴火も踏まえまして、引き続きこうした取り組みを推進していく考えであります。

○尾村利成議員 昨年12月、広島の高裁は、熊本県の阿蘇山が巨大噴火した場合、火砕流が愛媛県の伊方原発に達する可能性が否定できないとして、伊方原発の運転差し止めを命じました。この高裁決定は、火山国日本で原発を動かすことがいかに危険であるかを司法が厳しく警告したものであります。

火山列島日本において、島根原発はもとより、全ての原発が立地不適と考えますが、どうですか。あわせて、島根原発における火山影響評価を伺います。

○防災部長(岸川慎一) 原発の新規制基準におきます火山の審査では、原発から160キロ以内にある、先ほど申し上げました活火山、そして活火山以外で将来噴火する可能性のある火山を選び、それらの火山について、過去の噴火実績から想定される火砕流が原発敷地まで届くかどうかを審査し、原発が立地する敷地として適しているか否かが審査されることになっております。全国の原子力発電所の火山との影響につきましては、このような基準で審査がされておるものと承知しております。

こうした中、中国電力は、これまでに開催されました原子力規制委員会の審査会合におきまして、三瓶山を含む16の火山について、地質調査及び文献調査の結果、火砕流は敷地周辺まで届いていないことから、

火砕流が原発に影響を与える可能性は十分に小さいというふうに説明をしております。この点につきましては、中国電力の火山の審査につきましてはまだ継続中でありまして、結論には至っておりません。

規制委員会は、常に最新の知見を踏まえ、引き続き厳格に審査を行っていただきたいと思ひますし、中国電力には、規制委員会の審査における指摘などに対しまして適切に対処していただきたい、こういうふうに考えております。

○尾村利成議員 少し2000年代以降の火山の噴火というのを見てみたいと思ひます。2000年代以降、北海道の有珠山、それから宮崎県の新燃岳、長野・岐阜県境の御嶽山、鹿児島県の口之永良部島、桜島、熊本県の阿蘇山、それから神奈川県箱根の大涌谷などなどで火山噴火、火山活動が相次いでいるわけです。

三瓶山はどうか。中国電力は、三瓶山の最大噴火規模として、火山灰が30センチ堆積するという影響評価を行っているわけでありまして。1914年の桜島の大正噴火、この大正噴火では、桜島から東日本にまで灰が降ったと言われております。日本火山学会は、火山の噴火は予知できないと指摘をし、東日本大震災以降、日本の火山が今活動期に入ったと専門家が警告をしております。私は、世界有数の火山国日本での原発再稼働、稼働などは絶対許せないということを強調しておきたいと思ひます。

このような中、中国電力は、2月16日の原子力規制委員会の審査会合で、島根原発2号機の基準地震動が了承されたことを受けて、島根原発3号機について、適合性確認審査申請の準備を進めております。日本原燃六ヶ所再処理工場の竣工は、今年度上期から2021年度上期へと3年先送りとなりました。核燃料サイクルは行き詰まっております。これ以上、核のごみを増大する原発再稼働は中止すべきです。

核燃料サイクル政策からの撤退を決断すべきです。いかがでしょうか。

○副知事(藤原孝行) 国は、エネルギー基本計画において、核燃料サイクルについては、安全確保を大前提に、プルサーマルの推進、六ヶ所再処理工場の竣工、MOX燃料加工工場の建設などを進めるとしております。一方、六ヶ所再処理工場の事業主体である日本原燃は、再処理工場の竣工については、先ほど議員からお話もありましたとおり、3年間延期しましたが、引き続き、安全性を最優先に、稼働に向けて取り組んでいくとしております。

県としては、国や事業者の取り組み状況について引き続き注視し、必要があれば国に対して適切に対応していただくよう求めてまいります。

なお、2号機の再稼働につきましては、原子力規制委員会の審査終了後、再稼働の必要性や安全性、住民の避難対策について、国からよく説明を受け、県議会を始め県民の方々や関係自治体などの意見をよく聞き、総合的に判断していく考えであります。

○尾村利成議員 時間が来ましたので、最後に申し上げたいと思ひます。

福島原発事故から7年がたとうとしております。事故原因の究明も進んでいません。福島は、今も5万人を超す人々が避難生活を送っております。あの事故が、憲法が保障する生存権、財産権、居住権、人々の幸せになる権利を奪いました。

先ほど来議論しましたように、豪雪、火山の噴火、自然災害が多発しております。島根の県土は、まだ災害に強い県土とは言えません。県民の命と安全を守ることは、県政の使命であります。

原発再稼働などあり得ないことを改めて強調して、質問を終わります。ありがとうございました。